

# 地方分権下の都道府県の役割

自治制度研究会報告書

平成 13 年 7 月

全 国 知 事 会

## 発刊のことば

わが国の地方自治制度は、今回の「地方分権一括法」の施行に伴い、機関委任事務制度が廃止され、国と地方自治体との新たな役割分担の明確化や地方自治体の裁量権の拡充などの抜本的な制度改革が行われ、くしくも21世紀の幕開けにあたって新しい段階に入ったことは、誠に意義深いことである。

今回の地方分権改革は、なお、地方税財源システムの改革などが今後の重要課題として残されているが、都道府県行政のあり方に大きな影響を及ぼし、今後の行財政運営の見直しなどの変革を迫るものである。

そこで、今次研究会は、新地方自治制度の下における都道府県は、地方が処理すべきとされる事務全体の中で、どのような役割を担う、どのような存在となるべきかということに焦点を当てて、ここ3年間にわたる研究・討議を重ねてきたところである。

その研究の結果、これからの地方分権時代にふさわしい都道府県に期待される姿としては、市町村とは対等・協力の関係の下で連携しながら、地域の特性を踏まえた自己決定と自己責任の下に、広域的課題への対応 市町村に対する支援・補完 地域の総合的なプロデューサー・コーディネーターという3つの役割を担っていく存在となることが求められているとの結論を得たものである。

これらの提言を受けて、我々都道府県としては、現下の多岐多様にわたる行政ニーズに的確に対応するために、地方分権改革の残されている重要課題の解決を強く求めていくことはもとより、自らの変革として、これから都道府県が描く将来ビジョンとその戦略・展開がもっとも重要であると考え、引き続き地方分権の真の確立に向けてたゆまぬ努力と自覚をもって邁進しなければならないとの決意を新たにいたしているところである。

ここに、本報告書を刊行して、全国知事会及び関係各位の参考に供し、分権型社会の実現に向けて取り組んでいく上での一助として役立てていただくとともに、大方の認識を深めていただければ幸甚である。

おわりに、今次研究会において、委員長の長野士郎氏（前全国知事会会長）をはじめとして、熱心な研究・討議をし、貴重な所見を賜った委員各位に心からお礼申し上げますとともに、現地調査等でご協力いただいた各都道府県関係各位に対しても、深く感謝を表する次第である。

平成13年7月

全 国 知 事 会  
会 長 土 屋 義 彦

# はじめに

全国知事会の第六次自治制度研究会は、平成10年6月に発足し、新しい地方分権時代の都道府県のあり方について研究を進めてきた。

その間、平成11年7月に地方分権一括法が成立し、平成12年4月から同法が施行されたことにより、地方分権は実行の緒に就いた。なお、補助金等の整理や地方税財源の充実等残された課題も多いが、分権型社会の実現に向けて大きな一歩が踏み出されたことになる。

今回の地方分権改革は、機関委任事務制度の廃止に象徴されるように、国と地方の関係を、従来の上下・主従の関係から対等・協力の関係へと変えていこうとするものであり、地方自治体に対する国の関与をできるだけ縮小・廃止することによって、自己決定・自己責任の下に、各地方自治体が自主的・自立的にそれぞれの地域における行政を展開することができるようにすることを目指したものであった。

本報告書は、今回のこのような地方分権改革による制度的変化を受け、また、これまで都道府県が果たしてきた役割についても踏まえた上で、これからの地方分権時代にふさわしい都道府県の果たすべき役割について調査・審議し、その成果をまとめたものである。

その際、特に焦点を置いたのは、国の役割の重点化に伴い拡大する地方が処理すべき事務全体の中で、機関委任事務制度の廃止により国の出先機関的性格が払拭され完全自治体化した都道府県は、今後、どのような役割を担う、どのような存在となるべきであるかということであった。新地方自治法においては、都道府県は、広域的な地方自治体として、広域事務、連絡調整事務及び補完事務という3種類の事務を処理するとされているが、法律上の表現は抽象的であり、旧法のような具体的な事務の例示はなされていない。

そこで、本報告書では、今後、地方が処理すべき事務全体の中での都道府県の果たすべき役割を明確にするために、都道府県の行政活動の実態を踏まえた上で、都道府県が重点的に担うべき事務に関するメルクマールを提示するとともに、各行政分野において、当該メルクマールを念頭に置きつつ、これからの都道府県が果たすべき役割について具体的な例示を試みることにした。また、それらを踏まえた上で、これからの地方分権時代の都道府県の将来像として、広域的課題への対応、市

町村に対する支援・補完、地域の総合的なプロデューサー・コーディネーターという3つの役割を担う都道府県という姿を描いてみた。

なお、本報告書では、現行地方行政体制の大きな変化は想定せず、基本的に、現在の都道府県・市町村を前提とした議論が進められている。

本研究会の運営に当っては、山形県・宮城県・静岡県・岐阜県・三重県など各都道府県において現地調査、資料提供等多大のご支援・ご協力を頂いた。ここに厚く感謝申し上げる次第である。

平成13年7月

全国知事会自治制度研究会（五十音順）

委員長	長野 士郎	岡山県立美術館名誉館長
委員	石 弘光	一橋大学学長
	遠藤 文夫	前札幌学院大学大学院教授
	川島 正英	(株)地域活性化研究所代表
	小早川 光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	塩野 宏	東亜大学通信制大学院教授
	柴田 啓次	千葉経済大学経済学部教授
	神野 直彦	東京大学大学院経済学研究科教授
	成田 頼明	日本エネルギー法研究所理事長
	西尾 勝	国際基督教大学教授
専門委員	横道 清孝	政策研究大学院大学教授

# 目 次

## 第1章 今回の地方分権による制度的変化

第1節 戦後改革による都道府県の制度的変化 .....	1
第2節 旧地方自治法下の都道府県 .....	2
(1) 地方的事務と機関委任事務の処理 .....	2
(2) 4種類の事務の処理と市町村に対する優越性 .....	3
第3節 新地方自治法下の都道府県 .....	4
(1) 機関委任事務制度の廃止と地域における事務の処理 .....	4
(2) 市町村との対等・協力と3種類の事務の処理 .....	5

## 第2章 これまでの都道府県の果たしてきた役割

第1節 「府県政白書」における評価 .....	7
(1) 行政内容 .....	7
(2) 民主化 .....	8
(3) 能率化 .....	8
(4) 総合化 .....	9
(5) 新中央集権的傾向への対応 .....	9
第2節 「新しい行政課題と府県」にみる4つの特性 .....	10
(1) 先導性 .....	11
(2) 総合性 .....	11
(3) 広域性 .....	11
(4) 行政技術の高度性 .....	12
第3節 「変動期における都道府県政」が指摘する新しい傾向 .....	12
第4節 「戦後において府県の果たしてきた役割と今後の課題」 による分野別の評価 .....	13
(1) 農 政 .....	14

(2) 教育・文化 .....	14
(3) 福祉・衛生 .....	15
(4) 地域政策 .....	15

### 第3章 これからの都道府県の果たすべき役割

第1節 完全自治体化した都道府県 .....	17
第2節 都道府県と市町村の役割分担のメルクマール .....	18
(1) メルクマール設定の意義 .....	18
(2) 6つのメルクマール .....	19
(3) 地方自治法上の3種類の事務との関係 .....	20

### 第4章 行政分野ごとの都道府県に期待される役割

第1節 環境分野 .....	22
(1) 産業廃棄物に対する対策 .....	22
(2) 環境問題に対する情報提供、意識啓発、先導的取組み .....	24
(3) 広域的・総合的な環境管理 .....	25
(4) 環境水準の監視等 .....	25
第2節 保健・医療・福祉分野 .....	26
(1) 専門的な保健サービスの提供 .....	27
(2) 医療供給体制の整備と医療監視 .....	27
(3) 介護保険におけるサービス水準の維持・向上 .....	28
第3節 生活分野 .....	28
(1) 民事関係や家庭内の問題への対応 .....	29
(2) 生活の新しい考え方やスタイルの普及 .....	30
第4節 産業分野 .....	31
(1) 農産物の研究開発とブランド化 .....	32
(2) 新産業・新事業の創出促進 .....	33
(3) 産業構造や雇用環境の変化に対応した人材育成 .....	34
(4) 企業誘致、農業・中小企業助成、観光振興 .....	35

第5節 教育・文化分野 .....	36
(1) 市町村の学校教育に対する知的支援 .....	36
(2) 教員の活性化に向けた人事管理 .....	37
(3) 高等学校の再編・整備と高等教育の振興 .....	37
(4) 生涯教育、芸術文化の振興 .....	38
第6節 基盤整備分野 .....	39
(1) 県土整備のランドデザイン策定と土地利用調整 .....	39
(2) 道路等交通インフラの整備 .....	40
(3) 情報インフラの整備 .....	41
(4) 山地、河川、海岸等の県土保全 .....	41
(5) 国家的プロジェクトに対する要望・調整 .....	42
第7節 地域振興分野 .....	43
(1) 地域振興のための構想・計画の策定 .....	43
(2) 過疎地域等の支援 .....	44
(3) 民間団体等の活動支援 .....	45
第8節 防災・危機管理分野 .....	45
(1) 迅速に機能する体制づくり .....	46
(2) 災害に強い県土づくり .....	46

## 第5章 これからの都道府県の行財政運営

第1節 行財政運営 .....	48
(1) 行政評価システム等の導入 .....	48
(2) 情報公開と住民参加の推進 .....	49
(3) ITの積極的活用 .....	49
(4) 課税自主権の活用 .....	49
第2節 組織人事管理 .....	50
(1) 効果的・効率的な組織体制 .....	50
(2) 能力・実績重視の人事システム .....	50

## 第6章 都道府県の将来像

- (1) 広域的課題に対応能力がある都道府県 ..... 52
- (2) 市町村に対する支援・補完能力がある都道府県 ..... 52
- (3) 総合的な問題解決能力がある都道府県 ..... 53
- (4) 効率的に運営されている都道府県 ..... 53
- (5) 住民に対して応答性がある都道府県 ..... 53

## 第7章 今後の課題

- 第1節 分権型社会の実現に向けて ..... 55
- 第2節 全国知事会の役割 ..... 55



# 第1章 今回の地方分権による制度的変化

昨年4月1日に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(以下、「地方分権一括法」という。)により、地方自治法をはじめ、地方財政法、地方税法などわが国の地方自治制度の基本をなす法律が改正された。とりわけ、地方自治法については、昭和22年の制定以来最大ともいえる大改正が行われ、機関委任事務制度の廃止、事務の再構成、国の関与のあり方の抜本的見直し等その中核部分に大きな変更が加えられた。この制度的変化は、従来の都道府県行政のあり方に大きな影響を及ぼし、その見直しや変革を迫るものである。したがって、これからの都道府県の役割を考えるに当り、まず、今回の地方分権改革の結果としてどのような制度的変化が生じたかを地方自治法を中心に見てみることにする。

## 第1節 戦後改革による都道府県の制度的変化

戦前の地方自治制度における都道府県では、知事は、地方自治体としての都道府県の執行機関であると同時に、国の行政区画としての都道府県を管轄する国の地方行政官庁であり、その身分は、国により任命される官吏(官選知事)であった。また、都道府県の事務の多くは、国の地方行政官庁たる知事が所掌する国の事務であり、地方自治体としての事務はわずかであった。このため、都道府県の職員についても、その大半は地方行政官庁たる知事の仕事執行を補助する国の地方官吏であった。

したがって、戦前の都道府県は、地方自治体としての性格と国の地方行政機関としての性格を併せ持っていた存在であり、しかも、後者の性格が圧倒的に強いものであった。

戦後改革により、新しい憲法及び地方自治法が定められ、都道府県は市町村と並び普通地方公共団体とされ、憲法による制度的保障の下で国から独立して自己の事務を処理する権能を有するとともに、その長及び議会議員は住民の直接選挙により選出することとされた。

戦後の地方自治制度においては、知事は直接公選とされ、新憲法施行後は、その

身分は当該都道府県の吏員（地方公務員）となった。都道府県の職員についても、地方自治法の施行後、原則として、従来の地方官吏から吏員（地方公務員）となった。

一方で、従来、知事が国の地方行政官庁として執行してきた事務の大半は、機関委任事務とされ、知事を始めとする都道府県の各執行機関に委任された。機関委任事務というのは、地方自治体の執行機関を国の機関とみなして事務を委任するものであり、その執行に当たっては国の主務大臣の包括的な指揮監督権が及ぶものであった。

以上のことから、戦後の都道府県は、戦後改革による制度的変化により、公選知事の下で自己の事務を処理する地方自治体となったのであるが、なお、機関委任事務制度の導入と当該事務の占める比重の大きさから、国の出先機関的性格も残した存在であったとみることができる。

## 第 2 節 旧地方自治法下の都道府県

地方分権一括法による改正前の地方自治法（以下、「旧地方自治法」という。）が制度的に予定していた都道府県の役割について、同法の「事務」に関する規定を中心にみてみると以下のとおりであった。

### (1) 地方的事務と機関委任事務の処理

旧地方自治法は、普通地方公共団体（都道府県及び市町村）の処理する事務を、「公共事務」、「団体委任事務」及び「その他の行政事務」の 3 種類とし（第 2 条第 2 項）、その具体的な内容を例示していた（同条第 3 項）。一方、普通地方公共団体が処理することができない国の事務として、司法に関する事務等を限定列挙していた（同条第 10 項）。また、普通地方公共団体の長等執行機関は、公共事務、団体委任事務及びその他の行政事務といった団体事務に加えて機関委任事務を処理するものとされていた（第 148 条等）。

旧地方自治法は、地方自治体への事務配分については、制限列挙主義ではなく包括授權主義の一種である概括列挙主義を採用していた。すなわち、第 2 条第 3 項に

示された事務は、あくまでも例示であり、普通地方公共団体である都道府県や市町村は、第2条第10項に列挙された事務や外交、国防等性質上当然国の事務とされるもの及び法令の規定により国に留保されている事務を除き、第2条第2項に基づき広く地方的事務を処理する権能が認められていた。

国との関係でみた場合には、都道府県は、国に留保されている事務を除いて旧地方自治法に例示されている事務に限らず広く地方的事務を処理する存在であるとともに、国から知事等の執行機関の委任された機関委任事務を処理する存在であった。

## (2) 4種類の事務の処理と市町村に対する優越性

旧地方自治法は、地方自治体間の事務配分について、市町村は、基礎的な地方自治体として、都道府県が処理する事務以外の事務を一般的に処理とする一方(第2条第4項)、都道府県は、市町村を包括する広域の地方自治体として、同法第2条第2項の事務のうち、広域にわたるもの(広域事務)、統一的な処理を必要とするもの(統一事務)、市町村に関する連絡調整に関するもの(連絡調整事務)及び一般の市町村が処理することが不適當であると認められる程度の規模のもの(補完事務)を処理するとし、これら4種類の事務について例示していた(同条第6項)。また、第4番目の補完事務については、市町村においても、その規模及び能力に応じて処理することができるもしていた(同条第4項但書)。なお、例示された事務のうち、広域事務及び統一事務については、実際には、団体事務ではなく機関委任事務として都道府県が処理するものが多く含まれていた。

また、機関委任事務を処理するに当たって知事の市町村に対する指揮監督権を認めるとともに(第150条)、知事は市町村長に事務委任をすることができることや(第153条第2項)、都道府県は市町村の行政事務に関していわゆる統制条例を設けることができる(第14条第3項)等の規定が設けられていた。

市町村との関係でみた場合には、両者とも普通地方公共団体として地方的事務を処理する地方自治体であるが、都道府県は、市町村を包括する広域的な地方自治体として、広域事務、統一事務、連絡調整事務及び補完事務という4種類の限定的な事務を処理する存在である一方で、機関委任事務の実施において市町村を指導監督する等市町村に対して優越的な地位に立つ存在でもあった。

### 第3節 新地方自治法下の都道府県

地方分権一括法による改正後の地方自治法により、制度的に都道府県に予定される役割がどのように変化したかを、同じく「事務」に関する規定を中心にみてみると以下のとおりである。

#### (1) 機関委任事務制度の廃止と地域における事務の処理

まず、都道府県知事や市町村長等を国の下部機関として国の事務を処理させる仕組みであった機関委任事務制度が廃止された。具体的には、主務大臣の知事に対する指揮監督権（旧第150条）や主務大臣の知事に対する職務執行命令（旧第151条の2）等が削除された。

この機関委任事務制度の廃止に伴い、地方自治体の執行機関の処理する事務はすべて当該地方自治体の事務となり、普通地方自治体である都道府県や市町村は、「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」（以下、「地域における事務等」という。）を処理するとされた（第2条第2項）。その際、従来の「公共事務」、「団体委任事務」及び「その他の行政事務」という区分は廃止され、新たに「自治事務」及び「法定受託事務」の2つの区分が設けられた（第2条第8項、第9項）。

「法定受託事務」は「国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」であり、「自治事務」は「法定受託事務」以外の事務である。したがって、「法定受託事務」に対しては国のより強い関与等が定められているが（第245条の7等）、両者とも地方自治体の事務であることには変わりがなく当該地方自治体の条例制定の対象となるとされた。

また、地方自治体の役割と国の配慮に関する規定を設けることにより、国及び地方自治体が分担すべき役割が明確化された（第1条の2）。すなわち、地方自治体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとする一方で、国は、国家の存立に関わる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務、全国的な規模・視点に立つて行わなければならない施策・事業の実施等国が本来果たすべき役割を重点的に担

うとされた。

さらに、地方自治体が事務を処理するに際して、できるだけその自主性及び自立性を確保するために国の関与の基本原則等様々な規定が設けられた（第245条の3等）。

なお、旧地方自治法は、普通地方公共団体の事務を例示していたが（旧第2条第3項）、この事務の例示については、例示された事務の中にただし書の規定により普通地方公共団体が処理できないものも少なからず含まれているといった問題が指摘されていたことや事務の例示がかえって事務の範囲を限定するような誤解を招きかねないことから削除された。

以上のことから、新しい地方自治法の下では、都道府県は、国との関係においては、機関委任事務制度の廃止により国の出先機関的性格を持つ存在ではなくなるとともに、国の役割や関与がより限定されたものとなる中で、従来から実施してきた地方的事務に機関委任事務から移行してきた事務を加えて拡大した「地域における事務等」を、これまで以上に自主的・自立的に処理することができる存在となったのである。

## （2）市町村との対等・協力と3種類の事務の処理

今回の地方自治法の改正前においても、都道府県と市町村とは、同じ普通地方公共団体として基本的に対等の立場にあるとされていたが、従来の機関委任事務制度下においては、都道府県の知事等が国の下部機関として包括的な指揮監督権を市町村長等に行使することができたこと等により都道府県が市町村に対して一般的に優越的な地位にあった。今回、機関委任事務制度の廃止に伴い、両者の関係をより明確に対等・協力の関係として構築していくこととされ、機関委任事務に関する都道府県知事の市町村長に対する指揮監督権を始め、両者を上下の関係においている諸規定が削除された（旧第150条等）。なお、その際、都道府県知事から市町村長に対する事務委任の制度も廃止されたが（旧第153条第2項）、都道府県の手続を地域の実情に応じて柔軟に市町村に委譲できるようにするため、新たに「条例による事務処理の特例」制度が設けられた（第252条の17の2）。

また、改正前は、都道府県が市町村の行政事務に関していわゆる統制条例を設け

ることができ、市町村の条例がその条例に違反するときは当該市町村の条例を無効とする規定が置かれていたが（旧第14条第3項・第4項）、対等・協力を基本とする都道府県と市町村の關係にふさわしくないことから、今回の改正により削除された。

都道府県の事務として、従来は、広域事務、統一事務、連絡調整事務及び補完事務の4種類の事務を処理するとされてきたが（旧法第2条第6項）、今回の改正により、このうち統一事務が削除され、都道府県は、市町村を包括する広域の地方自治体として、広域事務、連絡調整事務及び補完事務の3種類の事務を処理するとされた。

また、旧地方自治法第2条第6項は、都道府県の事務を例示していたが、普通地方公共団体全体の事務の例示（旧第2条第3項）を廃止することに伴い、都道府県の事務の例示についても、併せて廃止することとされた。これは、都道府県のみにも事務の例示を行うことになると、都道府県が例示された事務を先占していると誤解され、市町村の事務の範囲を限定的に解される恐れがあるためであるとされている。

以上のことから、新しい地方自治法下では、都道府県は、市町村との關係においては、機関委任事務制度の廃止とともに市町村に対して優越的な地位に立つ存在ではなくなり、文字通り対等・協力の關係にある広域的な地方自治体として、「地域における事務等」のうち、広域事務、連絡調整事務及び補完事務という3種類の事務を処理する存在となったのである。

## 第2章 これまでの都道府県の果たしてきた役割

先に述べたように、制度的にみれば、戦後の都道府県は、日本国憲法及び旧地方自治法の下で、直接公選の知事が長となり、長を含めて職員は原則として地方公務員となり、広域的な地方自治体として、都道府県住民の福祉向上のため、広域事務、統一事務、連絡調整事務及び補完事務の4種類の事務を処理する存在となった。このように、戦後、制度面で大きく変化した都道府県は、現実にはどのような役割を果たしてきたのか。全国知事会がまとめた過去の報告書を基に戦後都道府県の果たしてきた役割についてまとめてみる。

### 第1節 「府県政白書」における評価

戦後の都道府県について総合的な評価を行ったものとしては、昭和42年に出された「府県政白書—その現状と明日への課題」(昭和42年、全国知事会編)がある。これは、全国知事会の委嘱を受けた委員から成る「全国知事会地方行政調査特別委員会」が3年余りの歳月をかけてまとめた報告書であり、戦後の新しい都道府県が発足して以来20年の歩みを振り返り、詳細な実態調査を踏まえ、都道府県について、その現状及び問題点を明らかにした上で総合的な評価を下している。

同白書は、都道府県について、都道府県の行政内容が、都道府県住民の要請にこたえるだけ充実しているか(行政内容)、行政が都道府県住民の意思と責任によって行われているか(民主化)、行政の執行が能率的に行われているか(能率化)、地域内の行政が総合して行われているか(総合化)、さらには都道府県行政が最近の時代の要請である、いわゆる「新中央集権的傾向」に対応し得るような態勢になっているか(新中央集権的傾向への対応)の5つの視点から評価を加えている。

各視点ごとの報告書の評価を要約してみれば、次のとおりである。

#### (1) 行政内容

都道府県行政の内容については、都道府県の行っている行政は、行政内容の充実

がなお不十分、行政水準に地域的不均衡がある等の問題があるが、戦前に比べると、はるかに広範にわたり、しかも内容において充実し、その水準も向上しているといえるであろうとしている。

## (2) 民主化

都道府県行政の民主化については、中央政府に対する関係における自治権の強化（団体自治）と都道府県内部において、その行政が都道府県住民の意思と責任により行われるようになること（住民自治）の2つの観点から評価を行っている。

まず、前者の観点からは、都道府県行政は、戦前に比較すれば、問題点がないではないが、制度的にははるかに民主化されており、個々の行政運営においても、未だ十分でない点が多々見受けられるが、大きな方向としては、改善されているものと考えることができようとしている。

また、後者の観点からは、首長制の下に公選知事と都道府県議会が車の両輪のごとく相携えて都道府県行政を行うよう仕組まれており、直接請求制度をはじめ民意反映の諸制度も制度化され、都道府県制全体が民主化という意味においては、ほとんど完璧に近いところまで整備されたといつてよいであろうとした上で、都道府県住民自体もこのような民主的な制度を、その理想に合致した運営をするよう努めており、原則的には選挙を通じ、あるいは知事や議会に対する批判を通じて、これらの諸制度が民主化の推進に大きな役割を占めていることも事実であり、種々の問題もあろうが、20年の経験を経て、かなりの程度にその民主化が推進されているといつてよいであろうとしている。

さらに、総じて言えば、新しい都道府県制度は、都道府県行政自体の民主化に寄与したということもさることながら、わが国の政治行政の民主化という大きな観点から見ても高い評価をすることができるものと思われるとしている。

## (3) 能率化

都道府県行政の能率化については、地方分権主義に基づく現行の都道府県行政の根本の建前が行政の執行体制として能率的であるか否か、また、都道府県における個々



の行政が能率的に執行されているか否かという2つの観点から評価を加えている。

前者の観点からは、地域総合行政という見地からみるならば、地方分権に基づく都道府県行政は、最善の状態にあるとはいえないにしても、国の地方出先機関や公団等の行政と比較してはるかに合理的かつ能率的であるということができるとしている。

また、後者の観点からは、都道府県の行政執行においては、事務管理、人事管理、組織管理、財務管理の各分野において、行政能率化のために多大の工夫と努力が払われているのであり、行政組織や職員の数、職員配置の問題や事務処理能率の問題など今後さらに改善しなければならない点も少なくないが、むしろ最近において増加の一途を辿っている行政需要からみると、行政能率は向上してきているものといえようと評価している。

#### (4) 総合化

都道府県行政の総合化という視点からは、その首長たる知事は、都道府県住民の直接選挙によって選出されているという民主的な固い基盤に立っており、地域内の各種事務・事業を包括的に自らの所掌事務として統一的な意思のもとにつかさどり、制度的にも総合的に行政を行いうるよう位置づけられていること、また、中央政府と市町村との中間にあつて、その行政を調整する立場にあり、かつまた、各種公共団体に対して法的にも事実上も調整の権限を持っているから、都道府県の行政を総合調整して実施するのみではなく、その地域内において中央政府の縦割行政に伴う弊害を是正しながら、中央政府や市町村の事務、公社・公団等の事務等についても総合的に連絡調整するよう努力しているとしている。

したがって、各省の縦割行政がそのまま都道府県段階においても行われる傾向がある等改善を要する問題もあるが、都道府県の果たしている総合調整の機能は、総体としてみてかなりの実効をあげていると評価している。

#### (5) 新中央集権的傾向への対応

現行都道府県制度は、個別立法による行政執行における中央の指揮監督権の確保

や地方交付税制度等による行政水準の財政的保障等、制度的には新中央集権的傾向に対応するよう仕組まれており、また、都道府県行政の現実においても、地域の多様性に即するように努めながらも、行政の均質化、画一化に応ずるような行政運営を実施する等、いわゆる新中央集権的傾向に対して、制度上もまた運営上も積極的に対応するよう努めているといえるとしている。

以上の5つの視点からみた評価を踏まえた上で、「府県政白書」は、最後に、次のような集約的な評価を下している（なお、「府県政白書」は、都道府県について「府県」という言葉を用いている。）。

「府県は、民主的な地域総合行政の主体として、戦後わが国の政治行政の民主化と住民福祉の向上のために、多大の貢献をしてきたし、またしつつあるのであって、その役割は十分に評価してしかるべきものと思う。

しかしながら、制度や運営の個々の問題については、必ずしも満足することができないものがあることはいうまでもない。したがって、これらの点をできるかぎり改めることは必要であるが、府県は中央政府と市町村の間における広域的な中間団体として、完全自治体としてのその基本的な建前は今後も変更することなく、いよいよその行政内容を充実し、かつ時代の要請に即応し、わが国の政治行政の民主的、能率的、総合的な運営の原動力として発展することが期待されるのである。」（「府県政白書」p337）

## 第2節 「新しい行政課題と府県」にみる4つの特性

先の「府県政白書」に次いで、昭和48年には、各界の有識者を委員として全国知事会が設置した「自治制度研究会（第一次）」が、「新しい行政課題と府県」（昭和48年、全国知事会編）という報告書をまとめた。これは、「府県政白書」以後に都道府県行政が現実に直面した個別、具体的な問題のうち特に重要なものを取り上げ、そこにおける都道府県の機能を実態的に調査分析し、それらを通して、都道府県行政の今後の課題ないし基本的方向を提示したものである。

同報告書は、「過疎対策」、「都市計画（線引き）」、「地域開発と公害対策」、「消費者行政」及び「水問題」の5つの問題を取り上げ、これらを問題別に考察するとともに、その結果を横断的に、かつ都道府県行政の特質に重点をおいて分析した上

で、都道府県の果たしてきた役割としては、「先導性」、「総合性」、「広域性」及び「行政技術の高度性」の4つがあると指摘している。

これら4つの内容に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

### (1) 先導性

新しい行政課題については、まず都道府県において先駆的に取り上げられ、試行的に対処されることによって、これらの問題の性質やそれに対する具体的対応策が次第に明らかにされることとなり、問題の重要性についての認識が高まって、国が行財政上の措置を講ずるに至ったという一般的な傾向がみられるとして、このような都道府県の特徴的な役割を「先導性」と呼んでいる。

そして、この先導性には、第1に、新しい行政課題を国に先んじて取り上げ積極的に対処してきたことと、第2に、それらの行政を遂行するに当って、独自に手法を創意工夫してきたことの2つの意味が含まれているとしている。

### (2) 総合性

現代行政の特色は、それがきわめて多くの分野にまたがり、相互に関連性を有し、従来の縦割行政のわくをこえている場合が多いことであるが、新しい行政課題に対処していくに当っても、その総合調整もしくは総合的処理機能の重要性がますます高まっているとした上で、この総合性は、従来から都道府県の有していた性格の1つであるが、この性格があったがゆえに最近における新しい行政課題に都道府県が対処しえたという点に、その今日的意義を見いだすことができるとしている。

また、その総合性の基盤として、都道府県は、総合行政主体であり、公選制の知事を中心とするトップ・マネジメントの下に、国と比較すれば、より柔軟で可変的な組織運営を行うことができた点を上げている。

### (3) 広域性

社会経済の変貌に伴って発生してきた新しい行政課題には、市町村の区域を単位

とし、当該市町村が主体となって行う施策のみでは、十分効果的に対処しえなかったという一般的傾向が見いだされたとし、そのような一般的に広域的処理を必要とする傾向が強い新しい行政課題に対して、都道府県が先導的に対処し、積極的にその解決を図ってきたとしている。

#### (4) 行政技術の高度性

都道府県が新しい行政課題に積極的に対処しなければならなかった理由として、新しい行政課題には、高度な行政処理技術を必要とするものが多かったことも上げられるとしている。

効果的な対策を樹立していくに当って、みずからの高度な技術スタッフを恒常的に保持していく場合も、学界等の知識・技術の密接な協力のもとでそれを総合化された力に結集していくという点でも、都道府県がその行財政能力からみて有利であった点を指摘している。

同報告書は、最後の部分で、これら4つの役割（機能）は、完全自治体であると同時に高度な行財政能力を備えた都道府県によってはじめて果たしえたものということができるとした上で、次のように述べている（なお、この報告書も都道府県について「府県」という言葉を用いている。）。

「府県行政の4つの特性（先導性、総合性、広域性、行政技術の高度性）は、単に過去の実績・評価としてとどめられることなく、今後ともその特性をさらに発揮していくことが府県行政向上のために何よりも必要なことである。」（「新しい行政課題と府県」p132）

### 第3節 「変動期における都道府県政」が指摘する 新しい傾向

昭和54年には、全国知事会の「自治制度研究会（第二次）」が「変動期における都道府県政」（昭和54年、全国知事会編）という報告書を出した。「府県政白書」が高度経済成長政策が推進されている時期にまとめられた報告書であり、「新しい行政課題と府県」がその高度成長が生み出した各種ヒズミへの対応が求められ

た時期にまとめられた報告書であるのに対して、この報告書は高度成長から安定成長への転換期の時期における都道府県政の状況と課題についてまとめたものである。

同報告書は、都道府県が地方自治体としての性格を強調し始めたと指摘している。住民との直接的接触機会の拡大により、都道府県政の基調は、高度成長下での経済的発展、開発優先から、住民生活福祉優先の方向へと大きく転換し、教育、文化、社会福祉及び医療等の分野において都道府県の役割は高まっているとしている。これを市町村との関係でみると、市町村の力だけでは仕事の処理が困難な多くの課題が出現したことと、都道府県が地方自治体として住民の要望に対応しようとする結果、最近の都道府県の活動は、従来市町村の仕事といわれてきた領域にまで進出しつつあるとしている。

また、国との関係では、国が大規模事業を実施する場合を例にとり、都道府県が果たしている最も重要な役割は、所管の各省や公団と関係市町村の間に入って、両者の意向や利害を媒介し調整することであるとし、このような調整・媒介機能は、都道府県が開発に力点を置いていた段階だけのことではなく、形は異なるにしても、都道府県の施策が開発から福祉・生活に力点が移行しつつある最近においても変わりないとしている。

#### 第4節 「戦後において府県の果たしてきた役割と今後の課題」による分野別の評価

全国知事会は、「自治制度研究会（第三次）」を設置し、都道府県の対象とする広範な行政分野の中から、「農政」、「教育・文化」、「福祉・衛生」及び「地域政策」の4つの分野を取り上げ、それぞれの分野ごとに、戦後30数年の間における都道府県の果たしてきた役割を検討した。

その結果は、「戦後において府県の果たしてきた役割と今後の課題－農政編」（昭和58年、全国知事会編）、「教育・文化行政と府県」（昭和60年、全国知事会編）、「福祉・衛生行政と府県」（昭和63年、全国知事会編）及び「地域政策と府県」（平成2年、全国知事会編）という4つの報告書にまとめられた。

行政分野別に、各報告書のまとめの部分を要約してみると、以下のとおりである。

## (1) 農 政

報告書「戦後において府県の果たしてきた役割と今後の課題－農政編」は、農政分野において都道府県の果たしてきた役割について、まず、都道府県は、農業生産基盤の整備、農業改良普及事業、農業試験研究等において、直接的な事業主体として中心的な役割を果たしてきたとしている。また、農地改革、食料供出、米の生産調整、補助事業や融資事業の実施等農政全般において、国という企画主体と市町村等の実施主体との間の調整の媒介として中心的な役割を果たしてきたとしている。さらに、都道府県は、地域総合行政の主体として、農政分野において、国、公団、都道府県、市町村、農業団体等各種の事業主体によって行われる農業関係施策の調整を行うとともに、都道府県内部における農業施策相互間及び農業施策とその他の分野の施策との調整を行ってきたとしている。そして、最後に、都道府県は、独自施策や国に先駆けた先導的な施策を企画するとともに、国の施策に加えて各種の補完的な施策を講じることにより、地域農政の企画面においても重要な役割を果たしてきたとしている。

## (2) 教育・文化

報告書「教育・文化行政と府県」は、教育・文化分野における都道府県の果たしてきた役割について、学校教育においては、高等学校及び特殊教育諸学校の設置主体、小中学校の教職員管理（人事管理及び給与負担）の主体として重要な役割を果たし、さらに、助成を通じて私学振興にも大きな役割を果たしてきたとしている。また、学校教育に関しては、全国的な統一基準等施策の基本に関する企画は国が行い、その実施主体は、都道府県、市町村、学校、教師と種々の段階のものがあるが、都道府県は、国の基本方針を具体化するとともに、国と市町村との間にあって連絡調整上大きな役割を果たしてきたとしている。社会教育においては、市町村の開設する各種講座等への助成や図書館等の広域的な施設の整備等を行い、社会教育活動の条件整備等について、市町村に対する先導的、補完的な役割を果たしたとしている。文化行政においては、地域文化の振興や美術館等の広域的な文化施設の整備充実を図ってきたとしている。

### (3) 福祉・衛生

報告書「福祉・衛生行政と府県」は、社会福祉・保健衛生の分野における都道府県の果たしてきた役割について、まず、社会福祉の分野においては、都道府県は、福祉事務所、児童相談所等を設置し、生活保護を始めとした援護等を行うとともに、社会福祉事業を行うものに対して許可、改善命令、調査等を行う監督官庁としての役割を果たしてきたとしている。また、都道府県は、自ら広域的な社会福祉施設を整備するとともに、市町村や社会福祉法人等による施設整備に対して資金援助を行い、必要な社会福祉施設の確保に当たってきたとしている。さらに、上記の社会福祉施設を整備する際やその他の施策においても、都道府県は独自性や先導性を発揮してきたとしている。保健衛生の分野においては、都道府県は、保健所を設置し、健康相談、保健指導等のほか、医事、薬事、食品衛生、環境衛生等も含めた指導事務と取締事務を行うとともに、結核対策、へき地医療対策、救急医療対策、成人病対策等で重要な役割を果たしてきたとしている。さらに、環境衛生においては、流域下水道の整備や産業廃棄物対策にも乗り出すようになったとしている。

### (4) 地域政策

報告書「地域政策と府県」は、地域政策の分野における都道府県の果たしてきた役割について、都道府県は独自の長期総合計画を策定し、自立した地域政策を確立してきたとした上で、時代の推移による政策課題の変遷に自ら機敏に対応しつつ、国策によるバックアップを促進する役割を担ってきたとしている。具体的には、河川総合開発、重化学工業基地の建設、地場産業や先端技術産業の振興・誘致等に率先して携わり、公害対策や民間企業による乱開発防止等にも自ら率先して対応するとともに、国策としての対応の確立を促進してきた。また、経済社会の調和ある発展や国土の均衡ある発展を図るという上でも、都道府県は重要な役割を果たしてきたとしている。さらには、地域の総合行政主体として、割拠的ないし画一的になりがちな国の施策を地域の実情に応じて総合調整し、適合させていく役割を果たすべく努力を重ねてきたし、また、市町村をバックアップする形での地域振興、地域活性化にも取り組んできたとしている。

以上をまとめてみると、都道府県は、公選制の知事の下で、広域的な地方自治体として、地域開発、産業振興から教育、社会福祉、県民生活にわたる幅広い分野で、住民福祉の向上を図るという役割を果たしてきた。広域的な処理を必要とする事務、行財政能力や専門性の観点からみて都道府県でなければできない事務については、自らが直接的な事業主体となって実施するとともに、新しい行政課題に対しては、独自施策や先導的な取組みを積極的に行い、国や市町村の施策に影響を及ぼしてきた。また、地域における総合行政主体として、都道府県行政を総合調整して実施するだけでなく、国、都道府県、市町村等様々な事業主体間の総合調整を行ってきた。特に、国が企画した施策を地域において実施するに当って、国と市町村との間にある中間団体として媒介・調整機能を果たしてきた。

しかしながら、一方で、例えば、「府県政白書」は、「いわゆる新中央集権的傾向に対して、現行府県行政は、制度上もまた運営上も積極的に対応するように努めているといえる」と評価している。これは、当時都道府県が置かれていた状況を考えると、都道府県は、新中央集権的傾向が求める行政に対応することができるという面を積極的に評価したものであるが、この評価に代表されるように、都道府県は、機関委任事務制度の下で、国の出先機関的な性格をも有する存在として、国の強い関与や統制を受けながら、均一的・画一的な地方行政運営を行ってきた面が大きいことも否定できないと思われる。



## 第3章 これからの都道府県の果たすべき役割

### 第1節 完全自治体化した都道府県

今回の地方分権による制度改正により、国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担うとされ、行政の中で地方自治体の果たすべき役割が大きくなるとともに、地方自治体には、その事務を自主的・自立的に処理していくことが求められることになった。

都道府県は、知事公選制の導入等による戦後改革により完全自治体となったといわれてきたが、これまでは、機関委任事務制度が存在していたため、国の出先機関的性格を有するとともに、市町村に対しては指導監督等の優越的地位に立つ存在であった。

しかし、今回の機関委任事務制度の廃止により、これからは、文字通り完全自治体化した、市町村と対等・協力の関係にある地方自治体として自らを位置づけ、拡大した「地域における事務等」を自主的・自立的に処理し、地域住民の福祉向上を図っていくことが必要とされるようになった。

市町村が、基礎的な地方自治体として、一般的に都道府県が処理する事務以外の「地域における事務等」を処理するのに対して、都道府県は、市町村を包括する広域の地方自治体として、「地域における事務等」のうち広域事務、連絡調整事務及び補完事務を処理するものとされている。

広域事務とは、「広域にわたるもの」であり、市町村の区域を超える事務、数市町村にわたる事務、都道府県の区域全体にわたる事務、全国的な事務のうち都道府県の区域におけるものの全てを含むものである。連絡調整事務とは、「市町村に関する連絡調整に関するもの」であり、国等と市町村との間の連絡調整、市町村相互間の連絡調整等の事務である。補完事務とは、「その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの」であり、事務の規模が大きく、その処理に大きな財政負担を生じ、一般の市町村ではその負担に耐えられないもの、事務の性質から高度な技術力や専門的な能力を必要とするために、一般の市町村で各自必要な人材等を確保して処理することが困難又は著しく非効率であるもの等である。ただし、この補完事務については、市町村の規模及び能力に応じて、

市町村でも処理することができる（第2条第3項）。

したがって、これからの都道府県の果たすべき役割は、完全自治体化した地方自治体として、市町村と適切な役割分担を図りつつ、これら広域事務、連絡調整事務及び補完事務を自主的・自立的に処理し、地域住民の福祉向上を図っていくことにあるといえよう。

## 第2節 都道府県と市町村の役割分担のメルクマール

### (1) メルクマール設定の意義

前述したように、完全自治体化した都道府県は、市町村を包括する広域の地方自治体として、地方自治法第2条第2項の事務うち、広域事務、連絡調整事務及び補完事務の3種類の事務を処理することとなった。しかしながら、これらの都道府県の事務について規定する地方自治法第2条第5項の表現は、かなり抽象度の高いものであり、また、旧地方自治法のような具体的な事務の例示はなくなった。一方、旧地方自治法と同様に、地方自治法第2条第6項は、都道府県と市町村は、その事務を処理するに当っては、相互に競合しないようにしなければならないとしている。

そのため、国との関係からみて地方が処理すべきとされる事務全体について、今後、都道府県と市町村との間で具体的にどのように役割分担していくべきかが改めて問題となってくる。そこで、都道府県の行政活動の実態を踏まえた上で、都道府県が処理すべき事務であるか否かを判断するに当たっての基準となるいくつかのメルクマールを設定してみることにした。

なお、これらのメルクマールは、白黒をつけるような絶対的な基準ではなく、都道府県が重点的に担う事務であるか否かを判断する相対的な物差しとして設定したものである。したがって、これらメルクマールによって都道府県の役割とされる事務であっても、場合によっては市町村が行うことが考えられ、また、市町村の広域的な連携によって対応できるものもあるものである。

## (2) 6つのメルクマール

地方が処理すべき事務のうちで、都道府県が処理すべき事務であるか否かを判断する際の基準として、次の6つのメルクマールを設定した。これらに該当する事務については、都道府県が重点的な役割を担うべきものであると考える。なお、ここで「広域的」というのは、市町村の区域を超える広がりという意味するものである。

### 産業（製品・サービスの生産・供給）に係るものであるか

産業の育成、産業活動に対する指導・監督や規制、さらには産業活動に伴い発生した結果に対する対策等、産業（製品・サービスの生産・供給）に係るものは、主として都道府県が担うとするものである。これは、一般的に、産業活動やその及ぼす影響は広域的なものであるからである。

これに対して、生活（製品・サービスの消費）に係るものは、一般的に、その活動が家庭等の市町村の区域内で行われるため、主として市町村が担うということになる。

### 法人等に係るものであるか

公益法人等法人の設立、指導・監督、規制及び育成等、法人に係るものは、主として都道府県が担うとするものである。これは、一般的に、法人の活動は広域的なものが中心であり、その数も都道府県が個別に把握して対応することが可能な範囲内にあるからである。

これに対して、個人に係るものは、一般的に、個人の活動（特に生活行動）は市町村の区域内を中心に行われるとともに、個人を都道府県が個別に把握して対応するのは、その数からして困難であるため、主として市町村が担うものとなる。

なお、法人でない団体等であっても、それらが広域的な活動をするものである場合には、それらに係る事務は主として都道府県が担うべきものである。

### 行政対象が広域的に一体のものであるか

行政の対象が広域的に一体であるものについては、当該行政は、主として都

道府県が担うとするものである。これには、山地、河川、海岸等既に存在するものが広域的に一体である場合と、交通ネットワークや情報ネットワーク等整備すべきものが広域的に一体である場合とがある。

行政需要・行政対象が広域的に散在しているものであるか

まず、サービス行政において、行政需要が広域的に散在し、広域的に対応した方がよいものについては、主として都道府県が担うとするものである。これは、需要と供給の関係の効率性からくるものであり、供給サイドからみれば、ある施設等が広域的な利用を想定している場合には、それは主として都道府県が整備すべきものとなる。

また、規制行政等においても、行政対象が広域的に散在し、広域的に対応した方がよいものについては、主として都道府県が担うとするものである。これは、広域的に同じ基準で取り扱った方が不均衡が生じず合理的であるということからくるものである。

相当高度の専門性を必要とするものであるか

高度の専門的知識や技術を必要とする試験研究や検査等、相当高度の専門性を必要とするものについては、主として都道府県が担うとするものである。

市町村を包括する団体という性格に係るものであるか

市町村を包括する広域的な地方自治体としての性格に係るものについては、当然のことながら、主として都道府県が担うとするものである。市町村間の連絡調整、国と市町村の連絡調整、市町村への支援等が考えられる。

### (3) 地方自治法上の3種類の事務との関係

上記6つのメルクマールと地方自治法第2条第5項に規定する3種類の事務との関係について言えば、これらのメルクマールは、都道府県の行政活動の実態を踏まえて抽出されたものであるが、結果的には、これらのメルクマールにより主として都道府県が担うとされる事務は、広域事務、連絡調整事務あるいは補完事務のい

れかに該当することとなるものである。したがって、見方を変えれば、これらのメルクマールは、どのようなものが都道府県の処理すべき広域事務、連絡調整事務あるいは補完事務に該当するののかについての基準を示したものであるとも言える。

各メルクマールと地方自治法の規定する3種類の事務との関係を具体的に示せば、次のとおりである。

- ・メルクマール、及びにより主として都道府県が担うとされた事務は、地方自治法上の「広域事務」に該当する。
- ・メルクマールにより主として都道府県が担うとされた事務は、地方自治法上の「広域事務」又は「補完事務」に該当する。
- ・メルクマールにより主として都道府県が担うとされた事務は、地方自治法上の「補完事務」に該当する。
- ・メルクマールにより主として都道府県が担うとされた事務は、地方自治法上の「連絡調整事務」又は「補完事務」に該当する。

## 第4章 行政分野ごとの都道府県に期待される役割

これからの都道府県に期待される役割について、前章で設定した6つのメルクマールを念頭に置きつつ、「環境」、「保健・医療・福祉」、「生活」、「産業」、「教育・文化」、「基盤整備」、「地域振興」及び「防災・危機管理」の8つの行政分野ごとに、少し具体的に示してみると、以下のとおりとなる。

### 第1節 環境分野

環境政策は、住民の貴重な財産である自然環境の保全（住民・事業者の諸活動との調整を含む）、住民生活の基盤である大気、水、土壌等の環境要素の保全、地域環境と不可分の関係を有する地球環境問題への対応などの諸課題に対して、様々な政策手法を組み合わせる必要があるものである。環境問題は、経済発展や大量消費スタイルの定着に伴って深刻化とその対応が進んできた分野であり、住民の意識やニーズも以前に増して高まっていることから、行政として最重要課題として取り組むことが求められている分野である。

この「環境」分野は、その対象が一般に市町村の区域を超えた広域性を有していること（メルクマール ）、環境悪化の大きな要因が法人による産業活動に起因するものであること（メルクマール 、メルクマール ）、大気、水、土壌等の環境要素の状態を把握・測定するために高度な専門性を必要とすること（メルクマール ）等から、都道府県に期待される役割が大きい分野である。

この分野における都道府県に期待される役割として、今後重要となると思われるものを例示的に上げるとすれば、次のとおりである。

#### (1) 産業廃棄物に対する対策（メルクマール 、 ）

家庭生活や産業活動から生じる廃棄物は、適正処理が図られなければ、地域環境に著しい悪影響を生じかねない。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）は、廃棄物を、事業活動により生ずる19種類の「産業廃棄物」と、その他の「一般廃棄物」に区分している。一般廃棄物の処理は原則とし

て市町村の責務であるが、産業廃棄物の処理は排出事業者の責任であり、自ら処理するほか、産業廃棄物処理業者等に委託して処理させることとなる。この産業廃棄物の処理については、処理業者の許可、処理施設の設置許可等の規制は、保健所設置市を除いて都道府県が担当するほか、都道府県は区域内の産業廃棄物の処理に関する計画を策定することとなっている。

近年の産業廃棄物の処理状況をみると、不適正処理、不法投棄等により発生する環境被害の頻発が続き、住民・市町村の拒否反応が強く、最終処分場の新規設置が困難となっている。その残余年数は1.6年の見込み（平成11年9月末現在、平成12年度厚生白書）という状況に至っており、最終処分場の不足が一層の不法投棄を招き、住民の生活環境の悪化に至るといった悪循環を招きかねない。

産業廃棄物の適正な処理体制を構築するため廃棄物処理法の改正が重ねられ、処理業者に対する規制強化、処理施設設置の許可要件の厳格化、施設設置の譲渡等の制限など処理業者・施設設置者への規制を強化するとともに、排出事業者責任の強化を図っている。

これらの規制権限を担う都道府県としては、まず、監視体制を強化して厳正な法執行を行い、産業廃棄物行政への信頼向上を図ることが求められる。また、処理施設の設置を許可するに当たっては、周辺地域の環境影響評価を義務付け、その結果と申請書を公開し、これを基に関係市町村や利害関係者の意見を聞いた上で、法令に基づき都道府県が判断する仕組みとなっている。都道府県としては、場合によっては条件付きの許可とすることを含め、これらの法制度を十分に活用し、関係する住民・市町村の不安を払拭することが求められる。さらに、不法投棄対策や処理施設の設置等産業廃棄物の円滑・適正な処理を進めていくに当たって、現行制度上、なお十分対応できない部分については、国に対して制度改正等必要な措置を求めていくべきである。

また、現在の産業廃棄物の排出状況を前提とせず、排出の抑制やリサイクルを強力に推進する必要があることはいうまでもない。産業廃棄物排出量全体の約2割、最終処分量（埋立量）の約4割を占める建設廃棄物のリサイクルを進めるため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が新たに制定され、一定基準以上の解体工事等においてコンクリート、アスファルト、木材の3品目の分別解体と再資源化が義務付けられた。この制度では、都道府県は、再資源化等について、指針の策定、解体工事業者に係る登録、助言・勧告、命令の実施等

を担うこととなるが、これは不法投棄の約9割を占めている建設廃棄物の今後を左右する重要な役割であり、その責任と期待は非常に大きい。また、平成13年4月から施行された「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)においては、市町村と小売業者が、対象家電製品を製造業者に引き渡す必要があるが、その引取場所が全国190箇所に限られ、効率的な運搬・保管システムが求められていることから、都道府県としても市町村の区域を超える課題として取り組むなど側面的な支援を検討するべきである。

## (2) 環境問題に対する情報提供、意識啓発、先導的取り組み (メルクマール、)

環境問題については、マスメディア、広報誌、インターネット等多様なメディアを活用して、現在のライフスタイルや事業活動が環境に与える影響・負荷について、具体的に分かりやすく情報提供をしていくことが不可欠である。特に、都道府県としては、事業所による環境負荷軽減への取り組みを広げていくため、積極的に取り組んでいる事業者の情報をインターネット等を通じて広く住民に紹介することにより、ノウハウを普及するとともに、当該事業所の社会的評価を高めるようなインセンティブを働かせる工夫を行うべきである。

意識啓発については、全ての住民・事業者が環境問題について学習できるシステムづくりが求められる。家庭、小中学校及び地域における環境教育では、市町村の役割が大きい。対象者に応じた教材・カリキュラムの作成や指導者の養成といった面での都道府県の支援が重要である。また、事業所等に対しては、都道府県による直接的な施策展開が求められる。

また、住民・事業所の意識・行動の変革を進めるには、都道府県自身が、区域内の最大規模の事業所として、先導的な環境問題への取り組みを進めることが不可欠であり、かつ効果的である。具体的には、ISO14001(環境ISO)の取得やグリーン購入の推進が挙げられるが、これらは職員全体に具体的な意識変革を促し、実践的な環境学習の機会ともなる。また、グリーン購入については、メーカーの製品開発・改良を促進するとともに、出先機関が比較的人口規模の小さい市町村にも設置されていることから、これらの地域を含めて環境配慮型製品の取扱業者数が拡大するな



ど事業者サイドへの波及効果も大きい。

### (3) 広域的・総合的な環境管理（メルクマール）

環境は、大気、水、自然環境等いずれをとっても、その対象が広域性を有しているものが多く、その維持・保全については都道府県が主要な役割を担う。

特に、水環境については、産業構造や生活様式の変化等により、河川流量の減少、水質の劣化、湧水・地下水の減少など多様な問題が生じている。今後も継続的に水の恵みを受けるためには、「人工の水循環」（ダムや堰を造り、農業用水、生活用水、工業用水等として利用し、河川等に排出する流れ）の負荷が「自然の水循環」を損なわないよう、流域全体を総合的に管理する必要がある。

具体的には、森林や農地の整備・保全により、地下水涵養、保水、水質浄化、流量調整等の機能を維持・回復すること、生態系に配慮したダムの放流管理、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽等の事業手法から地域特性に応じたものを選定して計画的・効果的に生活排水対策を講じること等総合的な施策を広域的に展開する必要がある。

例えば、琵琶湖を抱える滋賀県では、琵琶湖の水環境の保全を図るために、「湖沼水質保全特別措置法」に基づく湖沼水質保全計画の着実な推進を図るほか、昭和54年に「琵琶湖の富栄養化防止条例」、平成4年に「琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」、平成8年に「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」といった独自条例を制定する等の総合的な水質保全対策を推進している。

### (4) 環境水準の監視等（メルクマール）

地域の環境水準を良好に保持していくため、都道府県は、従来から大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、地盤沈下及び悪臭といった基本的な環境要素については、法令や条例に基づき、その調査・監視と規制・指導を行ってきたが、近年は、ダイオキシン類や環境ホルモンといった低濃度・長期毒性の化学物質の環境に与える影響等新しい問題も発生している。地域の環境水準を維持・改善していくためには、その実態を正確に調査・監視し、その上に立って必要な対策を実施していくことが必

要となるが、これら調査・監視及び対策の検討に当っては、相当高度な専門性が必要とされることから、地方自治体が担うべき部分については都道府県が主要な役割を果たすことになる。

これら環境水準に係る問題は、人の健康や生態系への影響等に関して不確実性を伴っているため、環境調査の実施や汚染による影響の予測評価手法の開発等科学的知見を蓄積していくことが必要となるが、一方で、その内容を簡明かつ的確に発信するとともに、それら情報を受ける地域住民側の理解を進める工夫をしていくことも重要である。

この分野における先進的な取組みとして、東京都では、ディーゼル微粒子等による大気汚染を防止するため、公害防止条例を全面改正して「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」とした中で、平成15年10月からはディーゼル微粒子除去装置（DPF）を装着していないディーゼル車の都内運行を規制するとしている。

## 第2節 保健・医療・福祉分野

住民が健やかで安心して暮らせる地域社会を築き上げるために、地方自治体は、これまでも保健・医療・福祉の分野において様々なサービスの充実を図ってきた。

今後、少子高齢社会の進展により、この保健・医療・福祉分野における地方自治体の役割は益々大きくなることが予想される。

この「保健・医療・福祉」分野は、住民に対して人的・直接的なサービス提供を行うものが中心であり、住民に最も身近な地方自治体であり、住民個人個人を把握している市町村の果たす役割が大きい分野である。都道府県としては、広域的、専門的観点から、市町村が行う保健・医療・福祉サービスを補完するとともに（メルクマール、  
、  
）それらサービス提供体制の確立とその質の維持・向上を図っていくこと（メルクマール、  
）が主な果たすべき役割となる。

この分野における都道府県の果たすべき役割として、今後重要となると思われるものを例示的に上げるとすれば、次のとおりである。

## (1) 専門的な保健サービスの提供（メルクマール、 ）

平成9年度に基本的な母子保健サービスが市町村に委譲され、住民にとって頻度が高く身近な基礎的母子保健等は市町村が担うこととなった。このため、都道府県は、保健所設置市を除く区域において、専門的な母子保健、難病対策、精神保健、エイズ予防対策等の保健事業を担っている。

都道府県が担当するこれら保健事業は、住民に対する直接的なサービス提供ではあるが、高度な専門知識・技能を必要とし、また、住民にとって発生頻度がそれほど高くないことから、市町村全般に一括して委譲するメリットに乏しいと考えられるため、今後とも、都道府県が役割を担っていく必要がある。

## (2) 医療供給体制の整備と医療監視（メルクマール、 、 、 ）

一般的な医療サービスの提供については、主に民間の病院・診療所等が担い、国や地方自治体の公的医療機関がこれを補完している。都道府県が運営する病院は市町村立病院と比べて規模が大きく、市町村立病院が身近な医療サービスを担う一方で、都道府県立病院は周産期医療などの高度・特殊医療を担う傾向にある。

このように都道府県は、地域における基幹的・中核的病院を整備・運営し、医療水準の向上に重要な役割を果たしている。今後も、医療技術の進展等により生じる個別・高度医療分野へのニーズへの対応が求められることから、病院経営の健全性を確保しつつ、これに対応していく必要がある。

一方、医療行政の面においては、都道府県は、都道府県ごとの医療計画を策定するとともに、医療法人に係る設立認可等の監督権限を有し、また、保健所設置市を除いて、病院・診療所等に係る開設許可、報告聴取、立入検査等の監督権限を有している。

都道府県医療計画の策定は、区域内に医療圏を設定して各医療圏ごとに必要病床数を定めるとともに、中核的病院の整備目標、医療機関ごとの機能分担・業務関係、救急医療・へき地医療の確保等を内容とするものであり、地域における体系的な医療供給体制を整備するに当たって重要な役割を果たすものである。今後、少子高齢化の進展により、人口減少や年齢構成の変動などが急速に進む圏域も少なくないため、

的確な需要予測に基づく機動的な改訂を行い、広域的な調整を積極的に担っていく必要がある。

また、地域住民が安心して医療サービスを受けられるよう、監督下にある医療法人及び病院・診療所等に対する適正な監視を行っていくことが、今後とも都道府県の重要な役割となる。

### (3) 介護保険におけるサービス水準の維持・向上（メルクマール、 ）

高齢者等に対して保健サービスと福祉サービスを一体的に提供する介護保険制度が平成12年4月から実施されたが、この介護保険制度における保険者は市町村であり、要介護認定、事業計画の策定、第一号保険料の設定・徴収など中心的な役割は市町村が担っている。

しかしながら、介護保険制度では、従来の措置制度を契約制度に転換し、社会福祉法人・医療法人等のみならず民間企業やNPOも含めた多様な事業者を参入させ、競争による介護サービスの質的向上と利用者側の選択の拡大を図ることが求められている。

都道府県は、これらの事業者に係る指定、許可、指導・監督等の役割を担っており、事業者から住民に提供される介護サービスを監視し、その水準の維持・向上を図ることが期待されている。さらには、住民に対して事業者等に関する十分な情報提供を行うとともに、事業者の特性やサービスの質を比較できる客観的なサービス評価制度を構築すること等により、利用者本位の介護サービスが提供される体制の確立を目指していくことが重要である。

## 第3節 生活分野

社会・経済環境の変化、地域社会や家庭環境の変化の中で、住民が安心して生活できる地域社会を維持・形成していくことは、地方自治体にとって重要な役割である。これまでも、都道府県は、交通安全対策、消費者行政、青少年健全育成、国際化対応等様々な施策を進めてきた。

この「生活」分野は、市町村が取り組むべき分野でもある。したがって、市町村

との役割分担を図っていく必要があり、都道府県としては、相当高度の専門性が必要とされる部分を中心的に担っていくことになる（メルクマール）。また、一般的に、この分野における行政を効果的に展開していくためには、国、都道府県、市町村、関係団体等様々な主体が連携して総合的な対応を図っていくことが必要となるが、このような総合的な対応を図るため関係者間の連絡調整を行うことも主として都道府県に期待される役割となる（メルクマール）。

この分野における都道府県に期待される役割として、今後重要となると思われるものを例示的に上げるとすれば、次のとおりである。

#### (1) 民事関係や家庭内の問題への対応（メルクマール、 ）

生活していく上で必要な様々な商品等を購入することは、買い手（消費者）と売り手（事業者）との間の契約に基づき行われるものであり、それに伴い発生する問題は基本的には民事上の問題であるが、これまでも、地方自治体は、住民が安心して消費生活を営めるように、情報提供、苦情相談及び商品テスト等の消費者行政を展開してきた。今後、規制緩和等に伴い消費者としての選択の幅が広がる一方、商品自体や契約内容等の多様化・複雑化が進む中で、消費者と事業者の間で商品や契約内容等をめぐって様々な問題が発生し、その件数自体も増加してくる可能性がある。このような事態に対処するために、平成13年4月から、消費者と事業者との間の新しい一般的ルールを定めた「消費者契約法」が施行されたが、住民自身が賢い消費者となることが求められるとともに、地方自治体としても、住民の消費生活の安全確保のために、住民に対するより一層的確な情報提供や相談体制の充実等が必要となってくる。

この場合、都道府県は、消費生活センター等を中心として、より専門的な情報・知識を必要とする問題について情報提供や苦情相談等を行うとともに、市町村や国、関係団体等と連携を図りながら、商品等の購入に係る住民の消費者被害の未然防止、拡大防止等に努めていく必要がある。

また、親子間や夫婦間で生じる問題に対しては、従来、家庭内の問題として、地方自治体は積極的に関与して来なかったが、最近、家庭内における児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）が大きな社会問題となり、「児童虐待の防止等

に関する法律」が施行されるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定された。今後は、地方自治体としても、これらの問題に積極的に対処していくことが求められている。

都道府県は、児童虐待を防止するため、児童相談所を中心として関係機関や市町村等とのネットワークを構築し、児童虐待の未然防止、早期発見、一時保護等に取り組んでいく必要があるとともに、保護した児童を受け入れる児童養護施設等の体制整備等を図っていく必要がある。また、DVを防止するため、相談体制の充実等を図るとともに、新しい法律の成立を受けた体制整備を進めていく必要がある。

いわゆるストーカー行為については、国に先駆けて、鹿児島県が「公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例」（不安防止条例）を制定し、その規制を始めたが、平成12年11月には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）が施行され、都道府県は、取締りや相談体制の充実等ストーカー行為の防止に一層努めていくことが求められている。

さらに、個人情報（プライバシー）の保護については、これまで、国の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を受け、当該都道府県が保有するコンピュータ処理に係る個人情報の保護を中心として行われてきたが、コンピュータ処理に係るもの以外の個人情報についても、また、当該都道府県だけでなく事業者が有する個人情報についても保護対象とする個人情報保護条例を制定する都道府県も出てきている。

現在、規制対象として公的部門だけでなく民間部門も含めた個人情報保護法案が国会に提出されているが、今後、高度情報社会化がますます進展する中で、個人の権利利益の保護のため、都道府県は、同法案の審議状況も踏まえながら、自らが保有する個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、民間の事業者等に対して個人情報の適正な取扱いを求めていくことが必要とされている。

## (2) 生活の新しい考え方やスタイルの普及（メルクマール）

時代や社会環境の変化に伴い、新しい生活の考え方や暮らし方が求められるようになってくるが、その必要性等について地域住民に対して意識啓発を行い、その普及・定着を図っていくに当たって、地方自治体の果たす役割は大きなものがある。特

に、都道府県は、より専門的な情報・知識に基づき市町村を先導する役割を果たすとともに、より大きな情報発信力によって効果的・効率的に普及啓発活動を実施することができる。

現在、女性が男性と同じく社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画する男女共同参画社会の実現が大きな政策課題の1つとなっているが、平成11年6月には「男女共同参画社会基本法」が制定され、都道府県に対して男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定することが義務づけられた。今後、都道府県には、同法に基づく計画を策定するとともに、男女共同参画社会を実現していくために様々な施策を展開していくことが求められる。

例えば、埼玉県では、平成12年3月に「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、基本計画の策定や拠点施設の設置について規定するとともに、男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画推進の阻害要因による人権侵害等に対する苦情処理機関を設置している。

また、阪神・淡路大震災を契機として、社会においてボランティア活動やいわゆるNPOの果たす役割の重要性が認識され、平成10年3月には、NPOに対して法人格を付与する「特定非営利活動促進法」が制定された。同法により、都道府県は、その区域内で活動するNPOの所轄庁として認証等の事務を処理することになったが、さらに、ボランティアやNPOを今後の社会において公益増進を担うパートナーとして積極的に位置づけ、その活動を活発化するための施策を展開していくことが求められる。

例えば、宮城県では、平成10年12月に「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」を制定し、基本計画を策定してNPO活動の促進を図るとともに、NPO法人に対して県税の優遇措置を講じている。

## 第4節 産業分野

地域経済・地域産業の振興は、地域住民の雇用確保や所得向上を図るとともに、自らの税財政基盤を強化し住民福祉の向上を図るために、地方自治体にとって今後とも重要な課題である。したがって、経済のグローバル化の進展、情報社会の到来、消費者ニーズの多様化・高度化等経済社会環境の変化に対応しつつ、地域経済・地

域産業の振興のため様々な施策を講じていく必要がある。

この「産業」分野は、そもそも産業に係るものであるため、都道府県の果たすべき役割が大きい分野である（メルクマール）。また、今後の地域経済・地域産業の振興においては、研究開発等相当高度の専門性を必要とする部分がより一層重要になると思われるため、その点からも都道府県に期待される役割が大きい分野である（メルクマール）。

この分野における都道府県に期待される役割として、今後重要となると思われるものを例示的に上げるとすれば、次のとおりである。

#### (1) 農産物の研究開発とブランド化（メルクマール、）

地域農業は、農産物輸入の自由化、消費者ニーズの多様化、価格の自由化等大きな環境変化の中にある。当面、食が量的には充足されている状況の下で、国内及び国際的な競争を勝ち抜き、地域農業の振興を図っていくためには、かつての食料増産時代のように単に生産基盤を整備し生産の量的拡大を図るという施策では十分に対応することができない。その地域特性、品質及び価格において消費者ニーズに対応した農産物を生産するとともに、そのブランド化を図っていくことが重要となっている。また、そのようにして地域農業の振興を図ることが、ひいては国全体としてみた場合の食料自給率の向上につながるものといえる。

農業試験場等の試験研究機関において地域特性も踏まえた新品種等の研究開発を行い、それをいち早く県下に普及させるための技術指導や生産基盤整備に対する支援を行い、さらに新品種の販売促進や消費拡大のためのマーケティング活動を行って、当該新農産物の主産地化を図るとともに、ブランドの確立を目指すことが必要となる。

新品種等の研究開発のためには、バイオテクノロジー等最新の技術を始めとして相当高度の専門的な知識・技術が必要とされること、また、その普及のために必要とされる技術的及び資金的な支援能力や新品種等研究開発の前提となる消費者ニーズ調査等も含めて求められるマーケティング能力を考えると、市町村では対応が困難なものがあり、都道府県がこれらの役割を中心的に担うということになるであろう。



例えば、長野県では、県の総合計画において、「信州ブランドの構築」を掲げ、活力と個性ある産地づくり、技術力の向上及びニーズに応える流通システムの構築を目指している。

## (2) 新産業・新事業の創出促進（メルクマール、 ）

地域経済・地域産業の振興のために、都道府県は、工業団地を造成するとともに、道路等の関連インフラを整備する等製造業を中心とした企業誘致に熱心に取り組んできた。また、国も新産業都市の建設やテクノポリス構想の推進等国が地域指定をする形の工業の地方分散政策を推進してきた。その成果は、各都道府県の県民所得の向上や県民所得の地域間格差の縮小となって現れたのであるが、現在は、経済のグローバル化や情報通信分野を始めとした技術革新が進展する中で、国際的規模で企業間の競争が激化するとともに、従来の産業構造や企業形態等が大きく変わる変革期を迎えている。

一方、国は、地方分権推進委員会の第5次勧告を受けて、「新産業都市建設促進法」及び「工業整備特別地域整備促進法」を廃止するとともに、いわゆる「テクノポリス法」や「頭脳立地法」も廃止して新たに「新事業創出促進法」を制定した。これは、もはや国が地域指定をして企業立地の促進を図る時代ではなくなったということと、国全体としても新しい産業や事業の創出を促進することが必要な時代となったことを意味するものである。

このような状況の中で、地域経済・地域産業の振興を図っていくためには、従来のような企業誘致という手法だけでは不十分であり、地方自治体としても自らの地域で今後成長が見込まれる分野における新産業や新事業の創出を促進していくことが必要となっている。

新産業や新事業を創出するに当たって重要となるのは、新しい産業や事業の種や核となる新製品・新技術等を生み出す研究開発能力と、その成果を事業に結びつけ大きく発展させていく事業化能力である。

都道府県は、県立大学や工業試験場等の試験研究機関を持っている。これらの試験研究機関が、自ら研究開発を行うとともに、地元企業等の研究開発の支援を行うことにより、新産業や新事業の基となる新製品・新技術を生み出していくことが求

められる。また、これら研究開発の段階も含め一連の事業化プロセスにおいて必要とされる情報、技術、ノウハウ、資金等について、都道府県が中心となり、関係機関・団体等を総合的にコーディネートしつつ、新規創業者や新しい事業分野への進出を試みる地元企業に対して一貫した支援を行っていくことが求められる。これらは、研究開発に必要とされる知識・技術の高度専門性、あるいは試験研究機関、金融機関、商工団体等幅広い関係機関・団体等のコーディネートの必要性から、市町村では対応が難しく、都道府県が中心的役割を果たすことが期待されるのである。

例えば、山形県では、県の工業技術センター、園芸試験場等が大学や企業とも連携してバイオテクノロジーと生物の構造等を生きたままの状態ですべて計測する生命活動センシングという技術を融合させながら新しい食材等を生み出す研究を行っている。岐阜県では、国の「新事業創出促進法」の制定に先立ち、いち早くマルチメディア関連産業を将来の基幹産業として位置づけ、中核施設として「ソフトピアジャパン」を創設して研究開発や新事業創出等に取り組んでいる。また、富山県や高知県等では、深層水の活用に積極的に取り組んでおり、水産分野だけでなく、健康・医療・食品等の幅広い分野での新しい事業展開を目指している。

### (3) 産業構造や雇用環境の変化に対応した人材育成(メルクマール、)

今回の地方分権改革により、地方事務官制度は廃止され、従来都道府県が行っていた失業等給付金の給付等の雇用保険業務や職業紹介等の職業安定業務の大部分は、国の直接執行事務となった。このため、今後、都道府県は、主として地域経済・地域産業の振興といった視点から雇用の維持・創出に関わっていくこととなった。

また、産業構造や企業形態等が大きく変わろうとしている中で、終身雇用・年功序列賃金に代表される日本型雇用慣行も変化しつつある。今後は、新しい成長産業等への移動等労働市場における労働移動を円滑に行うために、一方では、職業紹介機能の強化が求められるとともに、他方では、個人個人の能力開発が重要となってくる。

前者は、今回の地方分権改革に伴い国が中心的な役割を担うことになるが、後者については、地域経済・地域産業の振興という観点から、既存産業の活性化や新し

い産業の育成・発展を担う人材を育成することが都道府県の重要な役割となってくる。

都道府県は、県立大学、技術専門学校、農業大学校等において人材育成、職業訓練等を行うとともに、各種講習会・研修会を開催し、あるいは国や民間の人材能力開発機関等との連携を図りつつ、今後の地域経済・地域産業の発展のための人材開発を行っていく必要がある。

例えば、群馬県では、県立の産業教育専門学校の中に職業能力開発センターを設置し、できるだけ早く職に就きたい求職者の要望や新しく出現した要望に機動的に対応するためのプログラムを設けて、変化する企業ニーズ、時代ニーズに適合する技術者・技能者の育成を図っている。また、岐阜県では、先に述べた「ソフトピアジャパン」においてマルチメディアについての教育研修事業を行うとともに、別に国際情報科学芸術アカデミー及び国際情報科学芸術大学院大学を設立し、ソフトピアジャパン等で活躍できる人材の育成を図っている。

#### (4) 企業誘致、農業・中小企業助成、観光振興（メルクマール）

(2)で述べたように、今後は企業誘致だけでは不十分であるが、しかし、企業誘致が重要な地域経済・地域産業の振興策の1つであることには依然変わりが無い。したがって、企業誘致に努めていくことは、今後とも都道府県の重要な役割となる。ただし、先に述べたように国が地域指定をして立地を誘導するような時代ではなく、しかも、企業は、国内ばかりでなく国際的な視野で立地を考えるようになってきている。産業構造の変化や企業ニーズに柔軟に対応した企業誘致、企業から選ばれる時代にふさわしい企業誘致を進め、将来の地域経済を担う企業の誘致を図っていく必要がある。

また、(1)及び(2)に含まれる部分を除いた、生産基盤整備や営農指導等の農林水産業に対する助成及び資金貸付けや経営指導等の中小企業に対する助成については、市町村が行う部分もあるが、産業に係るものであり、資金面や技術面からして、今後とも都道府県の果たすべき役割が大きいものである。

さらに、観光振興については、国内だけでなく海外も含めた観光地間競争が激しくなる中で、交流人口の増大による地域経済の振興を図るために、地域特性を生か

すとともに、観光客のニーズに対応した個性と魅力ある観光地を形成していく必要がある。市町村とも連携しながら、広域観光ルートの形成、観光キャンペーンを始めとする情報発信、外国人観光客を含めた受入体制の整備等を図っていくことが都道府県の果たすべき役割となる。

## 第5節 教育・文化分野

教育は、個々人にとって自立的な社会生活を営むために必要な能力開発を行う貴重な機会であるとともに、社会全体にとってもその円滑な運営や発展の基盤として不可欠なものであり、最も重要な行政サービスの一つであると言える。地域において教育を中心的に担ってきたのは地方自治体であり、今後ともその役割は極めて大きい。わが国の教育は、経済社会発展の原動力となるなど大きな成果を上げてきたが、近年、いじめ・不登校・学級崩壊等の諸問題が深刻化・顕在化しており、地方自治体としては、これらの問題解決のために、学校・家庭・地域社会が一体となった教育の見直し・改革に向けた取り組みを積極的に推進していくことが求められている。

また、自由時間の増加や高齢化の進行など社会全体の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいを求める傾向が強まる中で、地方自治体には、生涯教育の充実や文化振興といった住民の多様なニーズにも積極的に対応していくことが求められている。

この「教育・文化」分野は、小中学校の運営等に対して市町村を支援していくこと（メルクマール、 ） 大規模文化施設等行政需要が広域的に散在しており、かつ相当高度の専門性を必要とするものの設置・運営（メルクマール、 ） 広域的・一体的に行う必要がある小中学校・高等学校等の教員の人事管理（メルクマール ） 等が、主として都道府県に期待される役割となる。

この分野における都道府県に期待される役割として、今後重要となると思われるものを例示的に上げるとすれば、次のとおりである。

### (1) 市町村の学校教育に対する知的支援（メルクマール、 ）

平成14年度から小中学校において全面実施される新しい学習指導要領では、国

際理解、情報、環境及び福祉等を横断的に学ぶことができる「総合的な学習の時間」が創設される。当該時間にどのような教育を行うかは各学校に委ねられるため、各学校ごとに教材開発や指導方法等における創意工夫が求められることになるが、その内容の充実や水準の向上を図るためには、各都道府県の教育研修センター等調査研究部門における知的支援が重要となる。また、各学校ごとの創意工夫・経験を蓄積し、相互に情報・ノウハウの交換を行えるシステムづくりについても進めていくべきである。

なお、「総合的な学習の時間」のみならず、教育内容・学校運営等において画一主義から脱却し、市町村や各学校の創意工夫を求める部分が、今後とも増加することが予想されることから、都道府県による知的支援については、市町村や各学校が求める情報や的確なアドバイスを提供できる体制を整えておくことが求められる。

## (2) 教員の活性化に向けた人事管理（メルクマール ）

公立の小中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の教員の人事管理は、原則として都道府県が担当しているが、現在、学校教育が抱える諸問題の要因の一つとして、教員の意欲を引き出す仕組みが乏しいことや適性を欠く教員の存在等が挙げられている。学校教育の質を決定的に左右するのは教員であることから、法制度改正の動向等も踏まえつつ、顕著な成果を上げている教員への処遇の改善や、適性を欠く教員の他職種への配置換え・免職処分等教員の人事管理を的確・厳正に実施し、教員の意欲・努力を最大限に引き出す仕組みを構築していくことが重要となっている。

## (3) 高等学校の再編・整備と高等教育の振興（メルクマール 、 ）

公立の高等学校の設置・運営は、一般的に、市町村の区域を越える広域的な範囲から生徒が集まってくることで、また相当高い水準の教育を行うものであることから、従来から、市町村ではなく広域的な地方自治体である都道府県が中心的に担ってきた。今後とも、この高等学校の設置・運営は、主として都道府県が果たすべき重要な役割となるが、生徒数の減少に対応した学級数や高等学校数の削減、中高一貫校・総合学科・単位制高等学校等の特色ある学校・学科づくり等社会環境や住民ニー

ズの変化に対応して高等学校の再編・整備を進めていくことが課題となっている。

また、近年、都道府県においては、大学を創設する動きが盛んであり、高齢化の進展に伴う社会ニーズに対応した医療保健・看護系の大学や、例えばコンピュータに特化した福島県立会津大学のように、学部・学科の構成に独自性を出した県立大学（公設民営方式を含む）が創設されている。高等教育の振興を図ることは、市町村ではなく都道府県が担うべき役割であると言えるが、少子化の進展に伴い大学もその存続を賭けた競争時代に突入していること、また、国立大学については法人化の方向にあること等を踏まえると、今後は、都道府県としても、高度の教育研究機関としての大学の存在意義を踏まえた上で、大学運営のあり方を見直し、教育・研究の両面において評価される実績を上げる大学づくりを進めていく必要がある。その場合、生涯教育の一環としての公開講座等の充実や産業振興の一環としての地元企業との連携など、地域社会により一層開かれた大学としていくことも重要な1つの方向である。

#### (4) 生涯教育、芸術文化の振興（メルクマール、 、 ）

生涯学習の推進については、多くの都道府県で、生涯学習センターが設置され、全庁的な推進体制が整備されている。都道府県は県立大学等に生涯学習に活用可能な人材・施設を有していること、また、市町村が個別に豊富なメニューを揃えることは講師確保等の面で困難を伴うことなどから、生涯学習センター等を拠点として、市町村と連携を取りながら生涯学習の振興を図ることは、都道府県に期待される役割である。具体的には、著名講師を数多く招聘する大規模講座等市町村では実施困難な事業の実施、市町村が行う生涯学習事業に不可欠な各種指導者の養成及び講師に関する情報の蓄積・提供等が上げられる。

芸術文化の振興については、所有者が不明の出土文化財の第一義的所有者が都道府県となったこと等も踏まえて、文化財や伝統文化の一層の保存及び活用を図っていく必要がある。また、都道府県が保有する音楽ホール・美術館等の大規模な文化施設について、その運営の効率化・合理化を図りつつ、高度な芸術文化を創造・鑑賞する場及び地域住民の芸術文化活動を活性化させる場として有効に活用するための方策を検討していくことが重要な課題となっている。

## 第6節 基盤整備分野

地方自治体は、一定の広がりのある地域をその区域として所管する団体であり、住民生活の利便性向上や産業活動の活発化等のために、道路や河川を始めとして当該地域における様々な基盤の整備を行っていくことは、地方自治体の重要な役割である。今後は、高齢社会の到来や情報化の進展、産業構造の変化等新しい社会経済環境の変化に対応した生活基盤、産業基盤等の整備を進めていかなければならない。

この「基盤整備」分野は、生活道路や都市公園等の住民に身近な生活環境に係る基盤の整備については、市町村が中心となって進めていくこととなるが、市町村の区域を超えた広域的な視点が求められる基盤整備については、行政対象が広域的に一体であるものとして、今後も都道府県が中心的な役割を果たしていくことになる（メルクマール）。また、新幹線等の国家的な基盤整備プロジェクトに対して、地元市町村等の意見をまとめ、国に対して働きかけていくことも、今後とも都道府県の重要な役割である（メルクマール）。

この分野における都道府県に期待される役割として、今後重要となると思われるものを例示的に上げるとすれば、次のとおりである。

### (1) 県土整備のグランドデザイン策定と土地利用調整（メルクマール）

都道府県は、市町村の区域を超えた広域的視点から望ましい県土整備のグランドデザインを描くとともに、それを踏まえた土地利用に関する計画の策定、規制及び誘導等を図っていくことが重要となる。

例えば、都市計画の分野では、地方分権一括法により、都市計画区域の指定や市街化区域・市街化調整区域の線引きは都道府県の自治事務となった。また、平成12年5月の都市計画法の改正により、都市計画区域内を線引きするか否かは原則として都道府県の判断に任せられることとなる一方で、従来、線引きをした市街化区域及び市街化調整区域のみを対象としていた都市計画区域マスタープラン（「整備・開発・保全の方針」）については、すべての都市計画区域において策定することが求められることとなった。県土利用に関する自由度が拡大する中で、都道府県としては、自らの県土においてどのような都市づくりを進めていくかについての構想や

計画の策定能力がより一層問われるようになってきている。

また、具体的な土地利用においては、県土整備の構想や計画を踏まえつつ、民間事業者等の開発の規制・誘導を適切に行っていく必要がある。例えば、神奈川県では、平成8年3月に「神奈川県土地利用調整条例」を制定し、大規模な開発に当たって個別法の手続の前に知事への協議を求め、その調整手続を通じて計画的な県土利用や環境保全を図っている。なお、この条例は、行政手続法や行政手続条例の制定といった状況の変化を踏まえたものでもあり、従来は行政指導で行ってきた開発指導について法的根拠を与えるとともに、行政手続法がめざす公正・透明な行政運営にも配慮したものとなっている。

## (2) 道路等交通インフラの整備（メルクマール）

昭和40年代から本格化したモータリゼーションの進展に対応して、各都道府県では、生活基盤及び産業基盤としての広域的な道路網の整備を進めるとともに、港湾、空港といった海空の交通ネットワークの拠点となる施設についても整備を進めてきた。これら交通インフラの整備は現在では相当進んだと言えるが、なお、道路を始めとして必要な広域的な交通インフラの整備を進めていくのは、主として都道府県の役割である。

例えば、和歌山県では、県内の主な都市間を半日で往復できる「県内2時間行動圏」構想を実現するために広域幹線道路の整備を推進するとしており、また、静岡県では、「静岡30（サーティ）構想」として、県内に住む人が高速道路のインターチェンジ及び中心都市へ30分で移動可能な道路網の整備を進めるとしている。

交通インフラの整備に当たっては、単にハードな工作物を作るというのではなく、総合的な交通ネットワークを形成するという観点から、国、市町村、鉄道事業者等と連携しつつ体系的、計画的な整備を進めていくことが必要であり、また、交通ネットワーク全体として、そのソフト面の施設運用を含めて、地域住民を始めとする利用者にとって利便性や快適性の高いものを整備していくことが求められる。なお、これらの総合交通ネットワークの形成に必要な国、市町村等関係者間の調整面における都道府県の役割も大きい。

また、交通インフラの整備については、将来は、道路を始めとして概成されつつ



ある総合交通ネットワークの維持管理や更新が大きな問題となってくることが予想されるが、道路等交通インフラ整備における都道府県の役割についても、メンテナンスのほうに重点が移行していくものと考えられる。

### (3) 情報インフラの整備（メルクマール）

最近の情報通信分野における技術革新にはめざましいものがあり、本格的な情報社会が到来しつつある。情報社会においては、大量の情報を高速で伝達できる情報通信基盤（情報インフラ）の上に様々な情報ネットワークが構築され、住民生活の利便性向上や地域産業の活性化、あるいは行政サービスの効率的な提供等が図られていくことになる。

情報通信インフラの整備は民間企業が中心となって進められてきているが、この情報通信インフラはいわば情報社会の「道路」である。都道府県としては、この新しい「道路」である情報通信インフラの県土全体における整備構想や整備戦略を描き、民間企業や国・市町村等と連携を取りながら、その整備を推進していく必要がある。

例えば、岡山県では、いち早く県庁と主要地方出先機関を高速の専用回線で結んだ「岡山情報ハイウェイ」を整備し、それを一般に無料で開放した。これによって、行政だけでなく、広く地域の住民や企業が「低料金・高速で24時間いつでも使えるインターネット利用環境」を享受できるようになった。さらに、岡山県では、この県の情報ハイウェイと市町村役場を高速回線で接続し、その市町村役場に市町村の地域内すべての公共機関、企業、医療機関、学校、農協等が接続して情報ハイウェイに乗り入れ、地域を覆う情報網（リージョナルウェブ）の形成をめざしている。

### (4) 山地、河川、海岸等の県土保全（メルクマール）

山地、河川及び海岸といった自然構造物は、一般的に、広域的な広がりを持つものであり、その保全や整備を図っていくことは、主として都道府県の役割である。その場合、従来は、治山・治水、高潮・津波対策等災害の防止や水資源の利活用という観点から保全・整備が進められてきたが、今後は、自然環境の保全や住民の憩

い空間の整備といった側面にも一層配慮していく必要がある。

例えば、平成9年には「河川法」が改正されて「河川環境」という概念が導入され、河川については、洪水等の災害防止や適正な利用等に加えて河川環境の整備と保全がされるように総合的に管理するものとされた。都道府県は、今後は、河川環境の状況にも十分配慮した河川整備基本方針（二級河川）や河川整備基本計画（一級河川の指定区間内及び二級河川）を策定するとともに、その方針・計画に沿った河川の保全・整備を進めていく必要がある。平成11年には「海岸法」も改正され、海岸についても、従来の「被害からの海岸防護」に「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」も加えた総合的な視点から適正な管理を行うものとされた。都道府県は、国が定める「海岸保全基本方針」を受けて、「海岸保全基本計画」を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸の保全を図っていく必要がある。

また、山地については、山地崩壊や土砂流出を防止するため、地すべり対策や砂防ダム建設等の砂防事業を実施するとともに、水源涵養や大気浄化機能等も併せ持つ森林の保全・整備を図っていく必要がある。特に、林業の不振から山が荒れることを防止するために、林業の振興を図る一方で、県土保全及び環境保全の観点から、森林の保全・整備方策を強化していく必要がある。例えば、宮崎県では、森林・農地の有する多面的な公益的機能を積極的に評価し、農山村の担い手を確保して森林や農地を適正に管理していくために、平成3年から「国土保全奨励制度」を提唱し、その実現に向けて積極的に取り組んでいる。また、岩手県では、水源涵養や山地災害防止等の公益目的のために、県林業公社が所有者と分収林契約を結んで民有林の維持管理を行う事業を平成13年度から始めるとしている。

#### (5) 国家的プロジェクトに対する要望・調整（メルクマール、 ）

新幹線、高速道路、国際空港等の基盤整備に係る国家的プロジェクトについては、都道府県は実施主体ではないが、その整備のあり方や進捗状況は、住民生活の利便や地域産業の振興等に大きな影響を及ぼすものである。このため、従来から都道府県は、地域経済の発展や住民福祉の向上に結びつく国家的プロジェクトについて、国等にその促進を積極的に働きかけるとともに、その円滑な実施を図るために国等

の実施主体と地元との間の調整を行ってきた。今後とも、地元の要望を取りまとめ地域を代表して、このような基盤整備に係る国家的プロジェクトの促進等を国等に働きかけるとともに、一方で、国等の実施主体と地元の市町村・住民等との間に入って調整を行うことは、都道府県の重要な役割となる。

## 第7節 地域振興分野

地域の経済的な振興・発展や行政水準の維持・向上を図ること等により、豊かで住みやすい地域社会の形成を目指していくことは、地方自治体にとって本来的に重要な課題である。これまでは、国土の均衡ある発展という基本的な考え方の下に、国において4次にわたる全国総合開発計画が策定され、それを受ける形で、各地方自治体において総合計画の策定や地域振興策の展開が図られてきた。しかしながら、平成10年3月に国が策定した「21世紀の国土のグランドデザイン」は、名称が「総合開発計画」ではなくなるとともに、地域の選択と責任に基づく地域づくりを重視したものとなった。地方分権の進展もあり、今後は、地方自治体において、今まで以上に自らの知恵と工夫で地域の振興・発展を図っていくことが重要な課題となっている。

この「地域振興」分野は、地域産業の活性化は、主として都道府県に期待される役割であり（メルクマール ）、産業基盤整備や生活基盤であっても市町村の区域を超える広域的なものの整備については、都道府県の積極的な役割が期待される（メルクマール ）。また、市町村を包括する広域的な地方自治体として、地域全体の将来ビジョンやその実現戦略を構想すること、さらには、県内における過疎地域等の市町村に対する支援を行うことも都道府県に期待される役割である（メルクマール 、 ）。

この分野における都道府県に期待される役割として、今後重要となると思われるものを例示的に上げるとすれば、次のとおりである。

### (1) 地域振興のための構想・計画の策定（メルクマール 、 ）

従来より、各都道府県は総合計画を策定し、基本目標・方針を明確化した上で、

重要課題ごとに施策・事業を体系化し、総合的な施策展開を図ってきた。都道府県が、市町村を包括する広域的な地方自治体として、地域資源や地域特性の活用方を考え、広域的・一体的な見地から地域振興を図る方が、各市町村による個別対応のみの場合よりも効果的・効率的である。地域振興を図るために、構想・計画を策定し、市町村等に対して地域のビジョン・方向性を示すとともに、当該構想・計画に基づき、産業振興や基盤整備等自らの施策・事業の総合的な展開を図ることは、今後も、都道府県の重要な役割である。

社会経済情勢の変動が激しい中で、自立的な地域振興を図っていくためには、地域経済や住民生活に影響を及ぼす全国的・国際的なトレンドの把握・分析を行うとともに、明確な地域の将来像・ビジョンを打ち立て、重要課題に対する効果的な政策を企画・立案するといったシンクタンクの機能のより一層の充実・強化が求められる。また、構想・計画においては、県内全体でバランスのとれた地域振興を図るとともに、県内の各圏域単位での地域振興についても考えていくことが求められる。

## (2) 過疎地域等の支援（メルクマール）

過疎地域・山村地域・半島地域等のいわゆるハンディキャップ地域については、人口減少や全国平均をはるかに上回る高齢化が進行し、当該地域の衰退が問題となるとともに、一部の市町村では市町村としての存立自体が危惧される状況にある。都道府県としては、県内全体でバランスのとれた地域振興を図る必要があり、一方、これら地域の市町村は行財政基盤が弱体であり、自らの力だけで地域振興を図ることは困難であることから、各種地域振興立法等の特例措置も十分に活用しながら、これら地域の振興・活性化に取り組むことは、今後とも都道府県の重要な役割となる。

また、これらの取組みによっても当該地域の衰退が進み、市町村において基本的な住民サービスの提供にも支障を来すおそれが生じてきたような場合には、当該市町村の事務・権能の一部を補完する仕組みが求められることとなる。その際には、現在の「過疎地域自立促進特別措置法」で基幹道路の整備等について採用されている都道府県の代行制度のように、当該市町村に代わって都道府県が一定の役割を担うことが必要となる場合も考えられる。

### (3) 民間団体等の活動支援（メルクマール、 ）

豊かで住みやすい地域社会の実現を図っていくためには、行政サイドの取組みだけでは不十分であり、地域住民や民間団体等の発想・活力を最大限引き出し、それらとの連携・協働の下に地域づくりを進めていく必要があり、民間団体等による地域づくり活動の活発化が期待される。

これら地域づくり活動を行う民間団体等は、必ずしも市町村に普遍的に存在するものではなく、市町村の区域を越えて広域的に活動するものもあり、また、将来このような活動を中心的に担うことが期待されるNPOは、現在なお萌芽的な段階にある。このため、市町村とともに、NPOを中心とする民間団体等の地域づくり活動を支援するために都道府県が積極的な役割を担うことが求められる。具体的には、住民への情報提供、参加者の学習・交流機会の確保、支援拠点の確保等が考えられる。

## 第8節 防災・危機管理分野

地震、噴火及び台風・豪雨等の自然災害や大規模火災・原子力事故等の重大事故等から住民の生命、身体及び財産等を守る防災・危機管理は、地方自治体が大きな役割を果たすべき分野である。わが国の防災体制の基本は、まず地方自治体が対応し、地方自治体では対応が困難なものに対して国が支援するという仕組みになっており、地方自治体の主体的・積極的な取組みが求められる。また、地方自治体間においては、まず被災市町村が対応し、当該被災市町村だけでは対応困難なものに対して都道府県が支援と広域的見地からの総合調整を行う仕組みとなっている。このため、「防災・危機管理」分野における都道府県の役割は、市町村を包括する団体として被災市町村に対する支援や広域的総合調整が中心となるが（メルクマール ） 災害に強い県土づくりや防災体制づくりを広域的・一体的に進めていくことも都道府県の重要な役割であるとともに（メルクマール ） また、0-157による被害等危機対応に当って相当高度の専門的知識や技術を必要とするものについては、都道府県の果たすべき役割が大きい（メルクマール ）。

この分野における都道府県に期待される役割として、今後重要となると思われる

ものを例示的に上げるとすれば、次のとおりである。

#### (1) 迅速に機能する体制づくり（メルクマール、 ）

災害等の危機が発生した場合に、その被害の広がりを最小限に食い止めるためには、被災市町村に対する支援や国・関係機関等との総合調整等において、都道府県が迅速に対応することが求められる。そのためには、まず、被害状況等事態の早期・正確な情報収集が不可欠であり、防災・危機管理に関する情報収集・伝達のネットワークを形成しておく必要がある。また、災害対策本部の設置や職員の動員等を定める地域防災計画の策定に当たっては、現実事態が発生した場合に対応できる具体的かつ実践的な内容のものとしておく必要があるとともに、コンピュータ等を活用した被害想定シミュレーションや災害等の発生を想定した防災訓練を実施しておくこと等により、現実災害が発生した場合に素早く効果的な対応ができるような体制を整えておくことが求められる。

例えば、兵庫県においては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、平成8年に、より具体性、即応性を備えた計画とするため地域防災計画の大幅な修正を行うとともに、同年より、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）の運用を開始し、災害時の情報収集・情報処理に総合的に対応できる体制を整えている。

#### (2) 災害に強い県土づくり（メルクマール、 ）

第6節「基盤整備」のところでも述べたように、山地、河川及び海岸といった自然構造物は、一般的に広域的な広がりを持つものであり、その保全及び整備を図っていくことは、主として都道府県の役割となる。この場合、災害・危機管理という観点からは、山崩れや地すべり等を防止するための砂防施設等の整備や森林の維持・造成等の治山対策、洪水を防止するための河川改修等の治水対策、高潮・津波等を防止するための海岸保全施設の整備等の海岸保全対策等を講じることにより、災害に強い安全な県土づくりを進めていくことが求められる。また、山崩れ・洪水・高潮等による災害が発生した場合には、災害復旧事業の速やかな実施を図り、これ

ら自然構造物の災害に対する耐性をより強固なものとして再生させていくことが必要とされる。

## 第5章 これからの都道府県の行財政運営

### 第1節 行財政運営

今回の地方分権改革により、対等・協力を基本として国、都道府県及び市町村の間の関係が再構築された一方、景気低迷の長期化により地方財政が多額の財源不足と借入金を抱える状況にある中で、都道府県・市町村のいずれもが、従来型の行財政運営の抜本的な見直しを迫られている。特に、都道府県は、市町村と比較した場合、法人関係税のウエイトが高く、景気の影響を受けやすい歳入構造と人件費のウエイトが大きく硬直化を招きやすい歳出構造を持っているため、行財政運営の見直しの必要性には一層大きなものがある。

今後の都道府県の行財政運営において重要となるいくつかのポイントを示すとすれば、次のとおりである。

#### (1) 行政評価システム等の導入

厳しい財政制約の下で、地方分権により拡大した自由度を活かし、住民福祉のより一層の向上を図っていくためには、政策目的や成果主義の観点から政策・施策・事務事業の全般を評価した上で、必要な見直しを行っていく行政評価システムを導入し、その効果的な運用を図っていく必要がある。その場合、住民に対する説明責任を果たすという観点から、評価結果については住民に対して公表していくことが求められる。

また、今後の財政運営に当っては、現金主義・単年度主義に基づく現行の予算・決算制度を補強するため、発生主義に基づくバランスシートを作成し、これを活用したストック分析を進める等企業会計的手法の活用を図っていくことが求められる。さらに、PFIを始め民間の資金・ノウハウ等を活用した新しい財務・事業執行の方法を工夫していくことも必要である。



## (2) 情報公開と住民参加の推進

行政の公正性・透明性の向上を図るため、全ての都道府県が情報公開条例を制定し、住民等の請求に基づいて行政情報を公開しているが、さらに、行政に対する住民の理解を深め、幅広い住民の意見を行政に取り入れていくため、政策論議に関する行政情報について積極的に開示・提供していくことが求められる。この場合、新たな政策を策定する際に決定前の原案の段階で住民に公表して意見を募る、いわゆるパブリック・コメント制度は、具体的な原案が提示されることで住民からの意見を引き出しやすい手法であり、その対象事業の設定等に工夫を凝らしてコストとの均衡を図りつつ、積極的な導入を図っていくべきである。また、NPOやボランティア活動の活発化等に伴い、住民との協働・パートナーシップという視点に立った行政を進めていくことも必要となってくるであろう。

## (3) ITの積極的活用

都道府県は、行政運営の効率化や住民の利便性の向上を図るために、庁内ネットワーク化の推進、国や他の地方自治体との「総合行政ネットワーク」の構築、申請・届出等の手続きのオンライン化等、IT（情報通信技術）を積極的に活用していくことが必要である。

また、先に述べた行政評価結果の公表やパブリック・コメント制度の運用を含め、行政情報の提供や住民からの意見募集に当たってインターネットを活用することにより、都道府県の広報広聴機能を飛躍的に高めることができる。

広域的な地方自治体である都道府県は、市町村と比べてどうしても住民との距離が遠いという問題を抱えているが、ITは、この点を大幅に補完してくれる可能性を有するものであり、その活用については、市町村以上に積極的に対応していく必要がある。

## (4) 課税自主権の活用

地方分権一括法による地方税法の改正により、従来から認められていた法定外普

通税の創設が国の許可制から国との協議制に変わるとともに、新たに法定外目的税の創設が同じく国との協議制の下に認められることになった。都道府県は、この拡大した課税自主権の有効活用を図り、独自の税源作りや政策へのインセンティブを与える政策税制の創設について積極的に検討していく必要がある。

## 第2節 組織人事管理

### (1) 効果的・効率的な組織体制

地方分権により拡大した自主組織権を活用しつつ、環境変化や地域特性等に対応した効果的・効率的な組織体制を構築していく必要がある。

この場合、環境変化への対応力を高めるために、各部局や出先機関等下位の組織単位の権限委任を行い、その裁量の余地を拡大する組織内の「分権化」を図ることが求められる一方で、それら下位組織の統合・統制を図るために、組織中枢における戦略策定能力の強化と下位組織の業務遂行・成果を評価するシステムの導入が求められる。

また、組織体制及びその運用のあり方については、絶えざる評価と見直しを行い、また、実験的な試みを行いつつ、環境変化により適合した業務遂行能力及び業績達成能力の高い組織を形成・維持していくことが求められる。

### (2) 能力・実績重視の人事システム

厳しい財政状況の中で、地方分権により拡大した自由度を活かし、組織全体としての職務遂行能力の向上と目標とした成果達成を図っていくためには、従来の勤務・経験年数を重視してきた年功序列型の人事システムから、職員の能力・実績をより一層重視するとともに、それが昇任・給与等の処遇面にも反映されていく人事システムへと変換していく必要がある。そのためには、職員の能力・実績に対する評価が必要不可欠であり、目標管理制度の導入も含め、職員の能力・実績を適正に評価することができる勤務評価制度を構築していくことが求められる。

また、このような評価制度を導入する一方で、職員に対して能力を開発・向上さ

せる機会を与え、組織全体としてもその能力向上を図っていくために、研修等の人材養成・能力開発システムのより一層の充実が求められる。

さらに、今後、都道府県の職員に求められる能力の高度化・専門化が進むと予想されるため、従来型のジェネラリスト養成方式の見直しを行い、行政職であっても、いくつかの行政分野・部門において高度な専門的知識を持った職員を養成していくシステムの導入を検討していく必要がある。

なお、これら新しい人事システムに関する調査研究及び運用等に当っては、任命権者とともに、人事行政に係る専門的機関である人事委員会の果たすべき役割も大きいであろう。

## 第6章 都道府県の将来像

第1章から第5章までを踏まえ、これからの地方分権時代の都道府県の姿を描いてみるとすれば、次のようなものになると思われる。

### (1) 広域的課題に対応能力がある都道府県

都道府県は、市町村の区域を超える広域的な地方自治体として、本来、都道府県が処理すべき広域事務を的確に処理していくことが期待される。特に「環境」、「産業」及び「基盤整備」といった分野で、産業廃棄物対策、広域的な環境管理、新産業・新事業の創出、交通インフラ及び情報インフラの整備、山地・河川及び海岸等の県土保全等の広域的課題に対する対応能力・問題解決能力がある都道府県であることが求められる。

### (2) 市町村に対する支援・補完能力がある都道府県

都道府県は、専門的能力を有する大規模な地方自治体として、市町村に対する支援や市町村では十分対応できない部分を補う事務を的確に処理していくことが期待される。特に、「保健医療福祉」、「生活」及び「防災・危機管理」といった分野で、福祉・保健・医療サービスの提供、消費者に対する情報提供及び相談、被災市町村の支援等において市町村を支援・補完できる、専門的能力を始めとする支援・補完能力を持つ都道府県であることが求められる。また、「教育・文化」及び「地域振興」の分野も、市町村の学校教育に対する知的支援、過疎地域等の支援等市町村に対する都道府県の支援・補完能力が大きく求められる分野である。

ただし、この補完事務を果たすという都道府県の姿は、当該都道府県を構成する市町村の力量如何によって流動的な部分がある。例えば、大都市圏において比較的規模の大きい都市を多く抱える都道府県と地方圏において過疎市町村を多く抱える都道府県では、その果たすべき役割の大きさは異なってくるものである。

### (3) 総合的な問題解決能力がある都道府県

都道府県は、地域における総合的行政を担う地方自治体として、地域的政策課題の解決を図るとともに、総合交通ネットワークの形成、医療供給体制の確立等地域の総合的整備・総合的サービス提供体制の確立を図っていくことが期待される。この場合、都道府県には、地域のグランドデザインを構想し、自らの各種施策・事務事業を総合調整して実施するとともに、国や市町村、さらには民間団体・住民等の地域に係わる多様な主体が全体として連携を取りながら地域の課題解決に当る体制を実現していく、地域の総合的なプロデューサー及びコーディネーターとしての役割が求められる。

これは、地方自治法が規定する「市町村に関する連絡調整」が大きな部分を占めるものの、市町村以外のより広い範囲の主体との連携も視野に入れたもっと広い意味での連絡調整事務が都道府県の果たすべき重要な役割となることを意味するものである。なお、都道府県にこのような役割が期待される背景としては、都道府県が文化的なアイデンティティを有する地域的なまとまりのある単位でもあるということがある。

### (4) 効率的に運営されている都道府県

都道府県は、今後とも予想される厳しい財政状況の下で、環境変化に的確に対応しつつ、効率的な行政運営を行っている地方自治体であることが期待される。地方自治法が定める「最小の経費で最大の効果」を実現するために、量的・質的両面における行政改革を実施し、行政評価システムに基づく施策等の見直しを行い、業務遂行能力・業績達成能力の高い組織人事体制の構築を図っていくことが求められる。また、行政運営の効率化という面からIT技術の積極的な活用を図っていくことが重要となる。

### (5) 住民に対して応答性がある都道府県

都道府県は、機関委任事務の廃止に伴い完全自治体化したことを受けて、今まで

以上に住民に顔を向けた、また住民に対して応答性のある地方自治体であることが期待される。住民に対して積極的な情報公開・情報提供を行い、施策・事業等についての説明責任を果たし、議会との関係に配慮しつつも、行政運営への住民参加を推進していくことが求められる。この行政運営に対する住民参加の推進、特に住民との双方向性の実現という観点からも、IT技術の積極的な活用を図ることが重要となる。

以上をまとめてみると、これからの都道府県には、広域的課題への対応、市町村に対する支援・補完、そして地域の総合的なプロデューサー・コーディネーターという3つの役割を担っていく存在となることが期待されている。

これらは、従来からも都道府県が担ってきた役割であるとも言えるが、今後は、完全自治体化した都道府県として、国からの関与が減少し、自由度が拡大する中で、市町村とは対等・協力の関係の下で連携しながら、また、住民との間の応答性・双方向性を拡充しながら、地域の特性を踏まえた自己決定と自己責任の下に、自主的・自立的かつ効率的に上記の3つの役割を果たしていくことが求められているのである。

その場合、高度情報社会への移行や、それに伴い国・地方を通じて電子政府化が進展することが予想される中で、今後、都道府県が上記の3つの役割を的確に果たしていくためには、IT技術の積極的活用を図るとともに、情報・知識及び技術面において、より高度な専門性を有していることが必要不可欠となるであろう。

## 第7章 今後の課題

### 第1節 分権型社会の実現に向けて

今回の地方分権改革により、都道府県を取り巻く地方自治の制度的環境は大きく変化した。地方分権一括法が昨年4月に施行され、新しい地方自治制度の下で、都道府県の行政も展開されることになった。しかしながら、制度が変われば現実も直ちに変わるというものではない。新しい制度が想定している地方自治の姿へと都道府県の現実の行政が変わっていくためには、職員の意識改革を進めるとともに、各都道府県における実際の行政において、今回の地方分権改革を受けた形で様々な新しい取組みを行っていくことが求められる。その場合、特に、国からの自由度が拡大する中で、地域の特性を踏まえた自己決定と自己責任の下に、都道府県としての行政を展開していくためには、各行政分野における専門性の強化を図るとともに、情報の収集・分析、政策の企画・立案及び関係主体間の総合調整といった政策形成能力を向上・強化していくことが求められる。

また、分権型社会を実現していくためには、補助金等の整理と地方税財源の充実、国から都道府県への権限移譲等今回の地方分権改革において残された課題について更なる改革を求める取組みを進めていく必要があるとともに、今回の地方分権改革の趣旨に沿った法律・制度の制定・運用が図られるよう、国に対して求めていくことが必要とされる。

### 第2節 全国知事会の役割

全国知事会は、都道府県相互間の連絡の緊密化を図るとともに、共通の問題を協議・処理するために設けられた都道府県知事の全国的連合組織である。従来は、国との連絡調整や都道府県相互間の連絡調整という役割が大きかったが、今後は、これら連絡調整機能に加えて、調査提言機能を持つ組織へと変わっていくべきである。

すなわち、更なる地方分権改革のあり方を始めとして地方自治に関する調査研究を進め、その成果を受けた提言を行っていくとともに、今回の地方分権改革の趣旨に沿った形で国の立法・行政が行われているかを監視し、必要に応じて全国知事会

としての見解を示していくことができる組織となることが求められる。なお、提言や見解を示す場合には、地方自治法に定める内閣に対する意見の申し出権や国会に対する意見書提出権の活用も図るべきである。また、一方では、都道府県行政を中心として地方自治に関する情報の収集・蓄積を進め、構成メンバーである各都道府県が行政を展開するに当たって参考となる的確な情報提供や助言ができる組織となることも目指していくべきである。



## 基礎資料及び参考資料

# 目 次

1. 都道府県勢 .....	2
(1)人口、世帯数、面積及び市町村数調 .....	2
(2)人口の推移 .....	3
(3)人口構造(3区分)比較 .....	4
(4)第1～3次産業別従業者比較 .....	7
(5)県民所得の推移 .....	10
(6)一人当たり県民所得の推移 .....	11
(7)県内総生産の推移 .....	12
2. 財政 .....	13
(1)都道府県別行政投資額の推移 .....	13
(2)都道府県別歳入歳出決算額の推移 .....	14
3. 職員 .....	16
・ 都道府県における職員数の推移	
4. 行政運営 .....	20
(1)都道府県における行政改革(定員管理)の取組状況 .....	20
(2)最近における都道府県の条例制定状況 .....	22
(3)都道府県における行政評価システムの導入状況 .....	24
(4)都道府県における情報公開条例の制定状況 .....	25
(5)都道府県におけるパブリック・コメント制度の導入状況 .....	26
(6)都道府県におけるパソコンの導入状況 .....	27
(7)都道府県における課税自主権の主な検討状況 .....	28
5. 総合計画(ビジョン) .....	29
・ 都道府県における総合計画の策定状況	
6. 参考資料 .....	31
・ 地方分権推進の主な経緯	

# 1. 都道府県勢

## (1) 人口、世帯数、面積及び市町村数調

区 分	人 口 (人)	世帯数 (戸)	面 積 (km <sup>2</sup> )	市町村数
北海道	5,682,950	2,305,555	83,453	212
青森県	1,475,635	506,466	9,235	67
岩手県	1,416,198	476,446	15,278	59
宮城県	2,365,204	833,237	6,861	71
秋田県	1,189,215	389,214	11,434	69
山形県	1,244,040	376,945	7,394	44
福島県	2,126,998	687,584	13,782	90
茨城県	2,985,424	985,443	6,096	85
栃木県	2,004,787	667,022	6,408	49
群馬県	2,024,820	693,852	6,363	70
埼玉県	6,938,004	2,479,996	3,767	92
千葉県	5,926,349	2,172,097	4,996	80
東京都	12,059,237	5,414,187	2,102	40
神奈川県	8,489,932	3,338,056	2,415	37
新潟県	2,475,724	795,597	10,939	112
富山県	1,120,843	357,536	2,802	35
石川県	1,180,935	411,292	4,185	41
福井県	828,960	259,580	4,189	35
山梨県	888,170	308,239	4,201	64
長野県	2,214,409	757,102	12,598	120
岐阜県	2,107,687	680,180	10,209	99
静岡県	3,767,427	1,280,310	7,329	74
愛知県	7,043,235	2,546,723	5,117	88
三重県	1,857,365	636,442	5,761	69
滋賀県	1,342,811	440,252	3,855	50
京都府	2,644,331	1,026,129	4,613	44
大阪府	8,804,806	3,483,150	1,893	44
兵庫県	5,550,742	2,039,918	8,392	88
奈良県	1,442,862	486,669	3,691	47
和歌山県	1,069,839	380,538	4,726	50
鳥取県	613,229	201,004	3,507	39
島根県	761,499	257,470	6,707	59
岡山県	1,950,656	691,292	7,009	78
広島県	2,878,949	1,099,394	8,477	86
山口県	1,528,107	583,646	6,110	56
徳島県	823,997	288,573	4,145	50
香川県	1,022,843	364,686	1,862	43
愛媛県	1,493,126	565,970	5,676	70
高知県	813,980	320,990	7,105	53
福岡県	5,015,666	1,916,909	4,839	97
佐賀県	876,664	278,169	2,439	49
長崎県	1,516,536	544,686	4,092	79
熊本県	1,859,451	647,154	6,908	94
大分県	1,221,128	453,792	5,804	58
宮崎県	1,170,023	438,877	6,684	44
鹿児島県	1,786,214	716,600	9,132	96
沖縄県	1,318,281	445,985	2,271	53
合 計	126,919,288	47,030,954	366,851	3,229

出典 : 1. 人口及び世帯数は、平成12年国勢調査速報値による。  
 2. 面積は、平成12年10月国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」による。  
 3. 市町村数は、平成12年10月全国市町村要覧(平成12年度版)による。

## (2) 人口の推移

(単位：人)

区分	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成12年
北海道	5,171,800	5,338,206	5,679,439	5,692,321	5,682,950
青森県	1,416,591	1,468,646	1,524,448	1,481,663	1,475,635
岩手県	1,411,118	1,385,563	1,433,611	1,419,505	1,416,198
宮城県	1,753,126	1,955,267	2,176,295	2,328,739	2,365,204
秋田県	1,279,835	1,232,481	1,254,032	1,213,667	1,189,215
山形県	1,263,103	1,220,302	1,261,662	1,256,958	1,244,040
福島県	1,983,754	1,970,616	2,080,304	2,133,592	2,126,998
茨城県	2,056,154	2,342,198	2,725,005	2,955,530	2,985,424
栃木県	1,521,656	1,698,003	1,866,066	1,984,390	2,004,787
群馬県	1,605,584	1,756,480	1,921,259	2,003,540	2,024,820
埼玉県	3,014,983	4,821,340	5,863,678	6,759,311	6,938,004
千葉県	2,701,770	4,149,147	5,148,163	5,797,782	5,926,349
東京都	10,869,244	11,673,554	11,829,363	11,773,605	12,059,237
神奈川県	4,430,743	6,397,748	7,431,974	8,245,900	8,489,932
新潟県	2,398,931	2,391,938	2,478,470	2,488,364	2,475,724
富山県	1,025,465	1,070,791	1,118,369	1,123,125	1,120,843
石川県	980,499	1,069,872	1,152,325	1,180,068	1,180,935
福井県	750,557	773,599	817,633	826,996	828,960
山梨県	763,194	783,050	832,832	881,996	888,170
長野県	1,958,007	2,017,564	2,136,927	2,193,984	2,214,409
岐阜県	1,700,365	1,867,978	2,028,536	2,100,315	2,107,687
静岡県	2,912,521	3,308,799	3,574,692	3,737,689	3,767,427
愛知県	4,798,653	5,923,569	6,455,172	6,868,336	7,043,235
三重県	1,514,467	1,626,002	1,747,311	1,841,358	1,857,365
滋賀県	853,385	985,621	1,155,844	1,287,005	1,342,811
京都府	2,102,808	2,424,856	2,586,574	2,629,592	2,644,331
大阪府	6,657,189	8,278,925	8,668,095	8,797,268	8,804,806
兵庫県	4,309,944	4,992,140	5,278,050	5,401,877	5,550,742
奈良県	825,965	1,077,491	1,304,866	1,430,862	1,442,862
和歌山県	1,026,975	1,072,118	1,087,206	1,080,435	1,069,839
鳥取県	579,853	581,311	616,024	614,929	613,229
島根県	821,620	768,886	794,629	771,441	761,499
岡山県	1,645,135	1,814,305	1,916,906	1,950,750	1,950,656
広島県	2,281,146	2,646,324	2,819,200	2,881,748	2,878,949
山口県	1,543,573	1,555,218	1,601,627	1,555,543	1,528,107
徳島県	815,115	805,166	834,889	832,427	823,997
香川県	900,845	961,292	1,022,569	1,027,006	1,022,843
愛媛県	1,446,384	1,465,215	1,529,983	1,506,700	1,493,126
高知県	812,714	808,397	839,784	816,704	813,980
福岡県	3,964,611	4,292,963	4,719,259	4,933,393	5,015,666
佐賀県	871,885	837,674	880,013	884,316	876,664
長崎県	1,641,245	1,571,912	1,593,968	1,544,934	1,516,536
熊本県	1,770,736	1,715,273	1,837,747	1,859,793	1,859,451
大分県	1,187,480	1,190,314	1,250,214	1,231,306	1,221,128
宮崎県	1,080,692	1,085,055	1,175,543	1,175,819	1,170,023
鹿児島県	1,853,541	1,723,902	1,819,270	1,794,224	1,786,214
沖縄県	934,176	1,042,572	1,179,097	1,273,440	1,318,281
合計	99,209,137	111,939,643	121,048,923	125,570,246	126,919,288

出典：国勢調査による。(但し、平成12年は国勢調査速報値による。)

## (3) 人口構造(3区分)比較

(単位：千人、%)

区 分		昭和40年		昭和50年		昭和60年		平成7年		平成12年	
		人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比
北海道	0～14	1,462	28.3	1,313	24.6	1,218	21.4	899	15.8	804	14.2
	15～64	3,460	66.9	3,658	68.5	3,911	68.9	3,943	69.3	3,833	67.8
	65以上	249	4.8	367	6.9	549	9.7	845	14.9	1,018	18.0
青森県	0～14	447	31.6	380	25.9	339	22.2	252	17.0	222	15.1
	15～64	895	63.1	978	66.6	1,027	67.4	991	67.0	963	65.3
	65以上	75	5.3	111	7.5	159	10.4	237	16.0	289	19.6
岩手県	0～14	430	30.4	338	24.4	308	21.5	239	16.8	210	14.8
	15～64	896	63.5	929	67.1	955	66.6	925	65.2	892	63.0
	65以上	86	6.1	118	8.5	170	11.9	255	18.0	314	22.2
宮城県	0～14	504	28.8	461	23.6	481	22.1	394	16.9	360	15.2
	15～64	1,142	65.1	1,344	68.7	1,479	68.0	1,596	68.6	1,589	67.2
	65以上	107	6.1	150	7.7	215	9.9	338	14.5	415	17.6
秋田県	0～14	373	29.1	274	22.2	250	20.0	189	15.6	161	13.5
	15～64	833	65.1	849	68.9	845	67.4	787	64.8	749	63.0
	65以上	74	5.8	109	8.9	158	12.6	238	19.6	279	23.5
山形県	0～14	349	27.6	266	21.8	256	20.3	209	16.6	185	14.9
	15～64	827	65.5	831	68.1	836	66.3	799	63.6	769	61.8
	65以上	87	6.9	123	10.1	170	13.4	249	19.8	290	23.3
福島県	0～14	609	30.7	474	24.0	461	22.2	382	17.9	336	15.8
	15～64	1,240	62.5	1,316	66.8	1,372	65.9	1,380	64.7	1,357	63.8
	65以上	135	6.8	180	9.2	248	11.9	372	17.4	434	20.4
茨城県	0～14	580	28.2	580	24.8	628	23.1	505	17.1	463	15.5
	15～64	1,328	64.6	1,565	66.8	1,819	66.7	2,030	68.7	2,005	67.2
	65以上	148	7.2	196	8.4	279	10.2	419	14.2	517	17.3
栃木県	0～14	429	28.2	414	24.4	426	22.8	339	17.1	304	15.2
	15～64	987	64.9	1,143	67.3	1,244	66.7	1,351	68.1	1,352	67.4
	65以上	105	6.9	141	8.3	196	10.5	293	14.8	348	17.4
群馬県	0～14	424	26.4	428	24.3	425	22.1	330	16.5	308	15.2
	15～64	1,071	66.7	1,174	66.9	1,282	66.7	1,360	67.9	1,339	66.2
	65以上	110	6.9	154	8.8	215	11.2	313	15.6	376	18.6
埼玉県	0～14	791	26.3	1,340	27.8	1,380	23.5	1,090	16.1	1,013	14.6
	15～64	2,066	68.5	3,223	66.9	4,061	69.2	4,977	73.8	5,023	72.5
	65以上	158	5.2	256	5.3	420	7.3	681	10.1	896	12.9
千葉県	0～14	701	25.9	1,100	26.5	1,192	23.2	916	15.8	842	14.2
	15～64	1,829	67.7	2,785	67.2	3,547	68.9	4,225	72.9	4,242	71.7
	65以上	172	6.4	261	6.3	407	7.9	652	11.3	831	14.1
東京都	0～14	2,217	20.4	2,564	22.0	2,125	18.0	1,499	12.8	1,427	11.9
	15～64	8,183	75.3	8,360	71.7	8,638	73.1	8,705	74.2	8,640	71.9
	65以上	469	4.3	732	6.3	1,056	8.9	1,531	13.0	1,947	16.2
神奈川県	0～14	1,035	23.3	1,632	25.5	1,595	21.5	1,232	15.0	1,211	14.3
	15～64	3,202	72.3	4,425	69.2	5,278	71.0	6,098	74.0	6,132	72.3
	65以上	194	4.4	337	5.3	556	7.5	908	11.0	1,135	13.4
新潟県	0～14	662	27.6	557	23.3	523	21.1	407	16.4	363	14.7
	15～64	1,572	65.5	1,606	67.1	1,638	66.1	1,626	65.3	1,572	63.6
	65以上	165	6.9	229	9.6	317	12.8	455	18.3	537	21.7
富山県	0～14	246	24.0	246	23.0	234	20.9	170	15.1	155	13.8
	15～64	710	69.2	723	67.5	741	66.2	752	67.0	724	64.6
	65以上	69	6.8	101	9.5	144	12.9	201	17.9	242	21.6

(単位：千人、%)

区 分		昭和40年		昭和50年		昭和60年		平成7年		平成12年	
		人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比
石 川 県	0～14	244	24.9	258	24.1	254	22.0	190	16.1	177	15.0
	15～64	666	67.9	714	66.7	761	66.1	799	67.7	783	66.4
	65以上	70	7.2	98	9.2	137	11.9	191	16.2	219	18.6
福 井 県	0～14	197	26.2	183	23.7	176	21.5	141	17.0	130	15.7
	15～64	495	65.9	512	66.2	537	65.7	540	65.2	528	63.8
	65以上	59	7.9	78	10.1	105	12.8	147	17.8	170	20.5
山 梨 県	0～14	210	27.5	187	23.9	173	20.8	146	16.6	138	15.5
	15～64	494	64.7	516	65.9	552	66.3	585	66.3	568	64.0
	65以上	60	7.8	80	10.2	108	12.9	151	17.1	182	20.5
長 野 県	0～14	485	24.8	464	23.0	447	20.9	355	16.2	329	14.9
	15～64	1,315	67.1	1,338	66.3	1,399	65.5	1,422	64.8	1,395	63.0
	65以上	158	8.1	215	10.7	292	13.6	417	19.0	489	22.1
岐 阜 県	0～14	436	25.7	463	24.8	449	22.1	348	16.6	312	14.8
	15～64	1,144	67.3	1,245	66.6	1,359	67.0	1,430	68.1	1,410	66.9
	65以上	120	7.0	160	8.6	220	10.9	322	15.3	385	18.3
静 岡 県	0～14	776	26.6	825	24.9	795	22.2	619	16.6	569	15.1
	15～64	1,950	67.0	2,223	67.2	2,412	67.5	2,564	68.6	2,522	66.9
	65以上	186	6.4	261	7.9	367	10.3	554	14.8	677	18.0
愛 知 県	0～14	1,150	24.0	1,537	26.0	1,447	22.4	1,121	16.3	1,072	15.3
	15～64	3,395	70.7	4,010	67.7	4,458	69.1	4,919	71.7	4,913	70.0
	65以上	254	5.3	376	6.3	547	8.5	819	12.0	1,035	14.7
三 重 県	0～14	375	24.8	386	23.7	372	21.3	304	16.5	272	14.7
	15～64	1,020	67.4	1,080	66.4	1,165	66.6	1,240	67.4	1,219	65.6
	65以上	119	7.8	160	9.9	211	12.1	297	16.1	366	19.7
滋 賀 県	0～14	211	24.8	238	24.2	270	23.4	231	18.0	220	16.4
	15～64	573	67.1	655	66.5	761	65.8	874	67.9	903	67.3
	65以上	69	8.1	92	9.3	125	10.8	181	14.1	219	16.3
京 都 府	0～14	451	21.5	560	23.1	539	20.8	390	14.9	360	13.6
	15～64	1,504	71.5	1,647	67.9	1,758	68.0	1,842	70.3	1,812	68.7
	65以上	148	7.0	217	9.0	290	11.2	387	14.8	467	17.7
大 阪 府	0～14	1,527	22.9	2,121	25.6	1,850	21.3	1,321	15.1	1,270	14.5
	15～64	4,827	72.5	5,653	68.3	6,094	70.4	6,412	73.0	6,191	70.4
	65以上	304	4.6	501	6.1	717	8.3	1,048	11.9	1,330	15.1
兵 庫 県	0～14	1,037	24.0	1,225	24.6	1,149	21.8	880	16.3	834	15.0
	15～64	3,007	69.8	3,370	67.5	3,582	67.9	3,756	69.6	3,757	67.7
	65以上	266	6.2	396	7.9	545	10.3	764	14.1	957	17.3
奈 良 県	0～14	197	23.8	261	24.2	289	22.2	232	16.2	216	15.0
	15～64	568	68.8	724	67.2	884	67.7	999	69.9	979	67.9
	65以上	61	7.4	92	8.6	132	10.1	198	13.9	247	17.1
和 歌 山 県	0～14	252	24.6	252	23.5	225	20.7	176	16.3	156	14.6
	15～64	692	67.4	709	66.1	718	66.1	709	65.6	681	63.7
	65以上	82	8.0	112	10.4	144	13.2	196	18.1	232	21.7
鳥 取 県	0～14	155	26.7	128	22.1	131	21.2	105	17.1	86	14.1
	15～64	375	64.5	388	66.8	401	65.0	391	63.6	384	62.7
	65以上	51	8.8	65	11.1	85	13.8	118	19.3	142	23.2
島 根 県	0～14	218	26.6	168	21.8	163	20.5	126	16.3	110	14.5
	15～64	523	63.7	505	65.7	510	64.2	478	62.0	456	59.8
	65以上	80	9.7	96	12.5	122	15.3	167	21.7	196	25.7
岡 山 県	0～14	397	24.1	417	23.0	409	21.3	316	16.2	281	14.4
	15～64	1,105	67.2	1,204	66.4	1,258	65.6	1,294	66.4	1,261	64.7
	65以上	143	8.7	193	10.6	250	13.1	339	17.4	408	20.9

(単位：千人、%)

区 分		昭和40年		昭和50年		昭和60年		平成7年		平成12年	
		人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比
広島県	0～14	553	24.2	633	23.9	615	21.8	467	16.2	430	14.9
	15～64	1,553	68.1	1,777	67.2	1,879	66.7	1,956	67.9	1,906	66.3
	65以上	176	7.7	235	8.9	323	11.5	456	15.9	540	18.8
山口県	0～14	394	25.5	356	22.9	334	20.8	240	15.5	202	13.2
	15～64	1,028	66.6	1,041	67.0	1,055	65.9	1,019	65.5	983	64.4
	65以上	122	7.9	158	10.1	212	13.3	296	19.0	342	22.4
徳島県	0～14	219	26.9	178	22.1	170	20.4	132	15.9	111	13.5
	15～64	528	64.7	541	67.2	554	66.3	542	65.2	527	64.0
	65以上	68	8.4	87	10.7	111	13.3	157	18.9	185	22.5
香川県	0～14	219	24.4	214	22.3	215	21.0	162	15.7	140	13.7
	15～64	605	67.1	646	67.2	672	65.7	678	66.1	654	64.0
	65以上	77	8.5	101	10.5	136	13.3	187	18.2	228	22.3
愛媛県	0～14	394	27.3	344	23.5	326	21.3	246	16.3	224	15.0
	15～64	933	64.5	969	66.1	1,006	65.8	982	65.2	948	63.5
	65以上	119	8.2	152	10.4	198	12.9	279	18.5	321	21.5
高知県	0～14	200	24.6	173	21.4	169	20.1	126	15.4	110	13.5
	15～64	531	65.3	536	66.3	548	65.3	522	64.0	510	62.6
	65以上	82	10.1	99	12.3	122	14.6	168	20.6	195	23.9
福岡県	0～14	1,040	26.2	1,002	23.3	1,028	21.8	815	16.5	749	15.0
	15～64	2,679	67.6	2,934	68.4	3,190	67.6	3,382	68.7	3,391	67.8
	65以上	245	6.2	355	8.3	499	10.6	729	14.8	863	17.2
佐賀県	0～14	260	29.8	202	24.1	196	22.3	160	18.1	142	16.2
	15～64	544	62.4	545	65.1	570	64.7	567	64.1	555	63.3
	65以上	68	7.8	90	10.8	114	13.0	157	17.8	180	20.5
長崎県	0～14	527	32.1	404	25.7	362	22.7	277	17.9	241	15.9
	15～64	999	60.9	1,019	64.8	1,038	65.1	994	64.4	962	63.5
	65以上	115	7.0	149	9.5	194	12.2	273	17.7	312	20.6
熊本県	0～14	521	29.4	397	23.1	389	21.1	321	17.3	293	15.8
	15～64	1,106	62.5	1,135	66.2	1,207	65.7	1,196	64.4	1,174	63.1
	65以上	144	8.1	183	10.7	242	13.2	341	18.3	393	21.1
大分県	0～14	330	27.8	275	23.0	267	21.3	201	16.3	173	14.2
	15～64	759	63.9	790	66.4	820	65.6	801	65.1	767	62.9
	65以上	98	8.3	126	10.6	164	13.1	229	18.6	279	22.9
宮崎県	0～14	335	31.0	266	24.5	270	23.0	211	17.9	185	15.8
	15～64	669	61.9	716	66.0	765	65.0	761	64.7	732	62.6
	65以上	77	7.1	103	9.5	141	12.0	204	17.4	252	21.6
鹿児島県	0～14	594	32.0	410	23.8	393	21.6	320	17.9	279	15.6
	15～64	1,102	59.5	1,115	64.7	1,168	64.2	1,120	62.4	1,099	61.6
	65以上	157	8.5	199	11.5	258	14.2	354	19.7	407	22.8
沖縄県	0～14	363	38.9	327	31.4	323	27.4	281	22.1	275	21.0
	15～64	516	55.2	642	61.6	754	64.0	843	66.2	847	64.8
	65以上	55	5.9	73	7.0	102	8.6	149	11.7	186	14.2
合 計	0～14	25,526	25.7	27,221	24.3	26,036	21.5	20,012	16.0	18,450	14.5
	15～64	67,446	68.0	75,808	67.8	82,508	68.2	87,162	69.5	85,998	67.9
	65以上	6,236	6.3	8,867	7.9	12,472	10.3	18,262	14.5	22,272	17.6
	計	99,208	100.0	111,896	100.0	121,016	100.0	125,436	100.0	126,720	100.0

注) 1. 総務庁国勢調査による。(但し、平成12年は国勢調査速報値による。)  
2. (2)「人口の推移」の数値(総務庁国勢調査)との差異が生じている。

## (4) 第1～3次産業別従業者比較

(単位：千人、%)

区 分		昭和40年		昭和50年		昭和60年		平成7年		平成12年	
		従業者	構成比	従業者	構成比	従業者	構成比	従業者	構成比	従業者	構成比
北海道	第1次	614	26.4	397	16.1	332	12.7	251	9.0	219	8.1
	第2次	610	26.2	638	26.0	616	23.5	659	23.6	623	23.1
	第3次	1,102	47.4	1,423	57.9	1,674	63.8	1,881	67.4	1,851	68.8
青森県	第1次	305	47.3	230	33.5	173	24.1	124	16.9	108	14.9
	第2次	96	14.9	131	19.1	155	21.6	185	25.2	187	25.7
	第3次	244	37.8	325	47.4	389	54.3	426	57.9	432	59.4
岩手県	第1次	331	49.0	245	35.0	185	25.4	125	16.7	105	14.4
	第2次	115	17.0	161	23.0	192	26.3	221	29.6	221	30.2
	第3次	229	34.0	295	42.0	352	48.3	401	53.7	405	55.4
宮城県	第1次	303	38.3	214	23.2	151	14.6	96	8.3	72	6.4
	第2次	148	18.7	226	24.5	277	26.8	320	27.6	306	27.1
	第3次	340	43.0	482	52.3	606	58.6	744	64.1	749	66.5
秋田県	第1次	289	48.0	205	33.3	135	21.8	80	13.2	73	12.2
	第2次	108	17.9	141	22.9	178	28.8	196	32.2	185	30.9
	第3次	205	34.1	270	43.8	306	49.4	332	54.6	341	56.9
山形県	第1次	277	44.6	187	29.9	131	20.1	85	12.9	80	12.4
	第2次	131	21.1	173	27.7	218	33.4	232	35.3	214	33.0
	第3次	213	34.3	265	42.4	303	46.5	340	51.8	354	54.6
福島県	第1次	407	44.1	277	28.3	197	18.8	118	10.9	111	10.5
	第2次	200	21.7	288	29.4	360	34.4	393	36.2	362	34.3
	第3次	316	34.2	415	42.3	489	46.8	575	52.9	582	55.2
茨城県	第1次	471	46.3	313	27.5	220	16.6	142	9.4	128	8.6
	第2次	229	22.5	360	31.6	460	34.8	533	35.3	508	34.1
	第3次	317	31.2	466	40.9	644	48.6	835	55.3	855	57.3
栃木県	第1次	269	36.3	176	20.9	127	13.5	87	8.4	75	7.2
	第2次	214	28.8	307	36.5	367	39.1	389	37.5	386	37.4
	第3次	259	34.9	358	42.6	445	47.4	562	54.1	572	55.4
群馬県	第1次	274	33.7	176	20.2	124	12.9	83	7.9	79	7.7
	第2次	257	31.6	316	36.3	376	39.3	401	38.2	366	35.6
	第3次	282	34.7	378	43.5	458	47.8	565	53.9	582	56.7
埼玉県	第1次	328	22.2	199	9.2	139	5.0	100	2.9	76	2.2
	第2次	570	38.6	866	40.0	1,052	38.1	1,179	33.9	1,101	31.7
	第3次	578	39.2	1,099	50.8	1,574	56.9	2,198	63.2	2,294	66.1
千葉県	第1次	433	33.0	267	14.3	197	8.2	137	4.6	127	4.3
	第2次	347	26.5	600	32.0	721	29.9	822	27.7	741	25.3
	第3次	531	40.5	1,007	53.7	1,489	61.9	2,005	67.7	2,061	70.4
東京都	第1次	80	1.5	43	0.8	37	0.6	31	0.5	29	0.5
	第2次	2,256	41.5	1,928	34.5	1,786	29.9	1,615	26.1	1,403	23.5
	第3次	3,099	57.0	3,619	64.7	4,145	69.5	4,547	73.4	4,544	76.0
神奈川県	第1次	130	6.2	76	2.6	62	1.8	50	1.2	43	1.0
	第2次	946	44.7	1,190	41.3	1,309	37.1	1,346	31.8	1,221	29.4
	第3次	1,039	49.1	1,617	56.1	2,156	61.1	2,833	67.0	2,894	69.6
新潟県	第1次	484	39.7	285	22.9	178	14.1	120	9.1	92	7.3
	第2次	309	25.4	407	32.7	451	35.7	475	36.1	434	34.7
	第3次	425	34.9	553	44.4	633	50.2	721	54.8	725	58.0
富山県	第1次	170	31.3	89	15.9	53	9.2	35	5.7	27	4.6
	第2次	169	31.1	211	37.8	230	39.7	245	39.8	219	37.8
	第3次	204	37.6	259	46.3	296	51.1	335	54.5	334	57.6



(単位：千人、%)

区分		昭和40年		昭和50年		昭和60年		平成7年		平成12年	
		従業者	構成比	従業者	構成比	従業者	構成比	従業者	構成比	従業者	構成比
石川県	第1次	148	28.8	76	14.2	50	8.6	34	5.4	25	4.1
	第2次	162	31.5	186	34.6	199	34.2	212	33.7	191	31.3
	第3次	204	39.7	275	51.2	333	57.2	384	60.9	395	64.6
福井県	第1次	125	31.2	67	16.4	42	9.7	29	6.5	24	5.5
	第2次	134	33.4	158	38.6	173	39.9	172	38.2	168	38.8
	第3次	142	35.4	184	45.0	219	50.4	249	55.3	241	55.7
山梨県	第1次	136	36.9	84	22.1	63	15.1	46	9.9	42	9.3
	第2次	99	26.8	124	32.6	147	35.2	163	35.3	149	32.8
	第3次	134	36.3	172	45.3	208	49.7	253	54.8	263	57.9
長野県	第1次	414	39.4	261	24.4	195	17.0	156	12.8	142	11.9
	第2次	283	26.9	369	34.4	435	37.9	442	36.3	418	35.0
	第3次	355	33.7	442	41.2	517	45.1	619	50.9	635	53.1
岐阜県	第1次	230	26.0	113	12.0	73	7.1	50	4.5	42	3.9
	第2次	336	38.1	411	43.8	453	44.0	456	41.0	417	38.6
	第3次	317	35.9	415	44.2	504	48.9	605	54.5	622	57.5
静岡県	第1次	329	23.0	210	12.8	164	8.9	125	6.1	121	6.0
	第2次	512	35.9	646	39.3	741	40.4	792	38.9	742	36.9
	第3次	587	41.1	787	47.9	932	50.7	1,120	55.0	1,148	57.1
愛知県	第1次	339	13.6	195	6.8	150	4.6	123	3.3	120	3.3
	第2次	1,128	45.2	1,270	44.2	1,354	42.0	1,436	39.1	1,372	37.6
	第3次	1,027	41.2	1,407	49.0	1,723	53.4	2,116	57.6	2,160	59.1
三重県	第1次	251	33.3	131	16.7	86	10.1	62	6.5	54	5.8
	第2次	224	29.8	289	37.0	327	38.4	355	37.5	331	35.4
	第3次	278	36.9	362	46.3	438	51.5	530	56.0	550	58.8
滋賀県	第1次	157	35.2	88	18.0	46	8.3	33	5.1	23	3.5
	第2次	134	30.0	189	38.7	230	41.5	267	41.0	250	38.1
	第3次	155	34.8	211	43.3	278	50.2	352	53.9	384	58.4
京都府	第1次	130	12.4	79	6.9	57	4.7	43	3.3	32	2.6
	第2次	402	38.4	422	36.9	410	33.8	402	31.0	374	29.9
	第3次	516	49.2	643	56.2	747	61.5	852	65.7	843	67.5
大阪府	第1次	99	3.0	47	1.3	37	0.9	28	0.7	24	0.6
	第2次	1,548	47.8	1,546	41.9	1,473	37.0	1,449	33.5	1,252	30.8
	第3次	1,592	49.2	2,097	56.8	2,476	62.1	2,843	65.8	2,789	68.6
兵庫県	第1次	297	14.5	156	6.9	107	4.5	79	3.1	64	2.5
	第2次	809	39.4	863	38.3	840	35.2	870	33.7	785	31.0
	第3次	946	46.1	1,233	54.8	1,439	60.3	1,633	63.2	1,683	66.5
奈良県	第1次	97	25.4	53	11.4	36	6.4	26	3.9	24	3.7
	第2次	122	31.9	160	34.6	186	33.2	206	31.3	193	29.7
	第3次	163	42.7	250	54.0	339	60.4	427	64.8	432	66.6
和歌山県	第1次	130	27.0	87	17.9	74	14.9	61	11.8	57	11.5
	第2次	144	30.0	151	31.1	141	28.4	147	28.4	131	26.3
	第3次	207	43.0	247	51.0	281	56.7	310	59.8	309	62.2
鳥取県	第1次	117	40.1	78	25.3	61	19.0	46	14.1	38	11.9
	第2次	57	19.5	82	26.6	94	29.3	99	30.4	96	30.2
	第3次	118	40.4	148	48.1	166	51.7	181	55.5	184	57.9
島根県	第1次	185	44.8	118	29.1	80	19.3	56	13.8	45	11.7
	第2次	76	18.4	105	25.9	125	30.2	123	30.3	114	29.6
	第3次	152	36.8	182	45.0	209	50.5	227	55.9	226	58.7
岡山県	第1次	294	34.4	152	16.7	109	11.7	78	7.9	68	7.1
	第2次	253	29.6	337	37.1	340	36.3	344	34.9	308	32.3
	第3次	307	36.0	420	46.2	487	52.0	565	57.2	577	60.6

(単位：千人、%)

区 分		昭和40年		昭和50年		昭和60年		平成7年		平成12年	
		従業者	構成比	従業者	構成比	従業者	構成比	従業者	構成比	従業者	構成比
広島県	第1次	271	23.6	149	11.5	116	8.5	83	5.7	68	4.8
	第2次	390	33.9	488	37.7	465	34.2	469	32.0	425	30.3
	第3次	489	42.5	658	50.8	780	57.3	912	62.3	911	64.9
山口県	第1次	208	28.3	133	17.5	99	12.9	69	8.8	53	7.1
	第2次	198	27.0	239	31.4	231	30.1	244	31.2	219	29.5
	第3次	328	44.7	389	51.1	437	57.0	470	60.0	471	63.4
徳島県	第1次	150	39.1	94	24.0	70	17.6	49	12.1	38	10.0
	第2次	91	23.7	119	30.4	121	30.4	124	30.8	112	29.5
	第3次	143	37.2	179	45.6	207	52.0	230	57.1	230	60.5
香川県	第1次	152	33.6	82	17.1	63	12.6	45	8.6	37	7.3
	第2次	117	25.8	158	32.9	161	32.1	163	30.9	149	29.4
	第3次	184	40.6	240	50.0	277	55.3	319	60.5	321	63.3
愛媛県	第1次	236	35.6	149	21.8	120	16.7	89	12.1	70	9.9
	第2次	168	25.3	209	30.6	217	30.2	223	30.3	210	29.7
	第3次	259	39.1	325	47.6	381	53.1	424	57.6	426	60.4
高知県	第1次	163	40.7	102	25.6	80	19.9	61	14.9	55	13.9
	第2次	78	19.5	90	22.6	90	22.3	95	23.3	88	22.3
	第3次	159	39.8	206	51.8	233	57.8	252	61.8	252	63.8
福岡県	第1次	296	17.3	191	10.0	139	6.7	101	4.4	98	4.3
	第2次	537	31.5	592	31.0	563	27.3	610	26.4	583	25.3
	第3次	873	51.2	1,126	59.0	1,363	66.0	1,600	69.2	1,623	70.4
佐賀県	第1次	152	38.9	103	25.9	79	18.9	57	12.9	52	12.1
	第2次	86	22.0	105	26.5	116	27.7	130	29.3	117	27.2
	第3次	153	39.1	189	47.6	224	53.4	256	57.8	261	60.7
長崎県	第1次	239	35.0	152	22.4	121	17.3	81	11.2	68	9.6
	第2次	150	22.0	165	24.4	164	23.4	179	24.7	173	24.3
	第3次	293	43.0	360	53.2	416	59.3	465	64.1	470	66.1
熊本県	第1次	342	43.5	227	28.6	184	21.3	128	14.3	110	12.5
	第2次	131	16.7	173	21.8	205	23.8	229	25.6	216	24.5
	第3次	313	39.8	394	49.6	473	54.9	539	60.1	554	63.0
大分県	第1次	234	42.0	141	25.1	103	17.8	68	11.3	59	10.2
	第2次	100	18.0	137	24.4	146	25.3	168	28.0	148	25.6
	第3次	223	40.0	284	50.5	329	56.9	365	60.7	372	64.2
宮崎県	第1次	218	44.2	152	29.3	122	21.9	87	15.0	80	14.2
	第2次	91	18.5	117	22.6	135	24.2	155	26.6	144	25.6
	第3次	184	37.3	249	48.1	301	53.9	340	58.4	338	60.2
鹿児島県	第1次	426	50.7	252	31.7	189	22.5	125	14.9	108	13.0
	第2次	133	15.8	174	21.9	203	24.2	208	24.7	191	23.1
	第3次	282	33.5	370	46.4	448	53.3	508	60.4	529	63.9
沖縄県	第1次	114	32.6	53	14.0	54	11.4	40	7.4	37	6.8
	第2次	61	17.4	79	20.9	100	21.0	105	19.5	100	18.2
	第3次	175	50.0	246	65.1	322	67.6	394	73.1	411	75.0
合 計	第1次	11,844	24.7	7,354	13.9	5,410	9.3	3,822	6.0	3,322	5.3
	第2次	15,459	32.2	18,096	34.2	19,333	33.2	20,248	31.8	18,643	29.9
	第3次	20,641	43.1	27,521	51.9	33,446	57.5	39,640	62.2	40,185	64.8
	計	47,944	100.0	52,971	100.0	58,189	100.0	63,710	100.0	62,150	100.0

注) 総務庁国勢調査による。(但し、平成12年は国勢調査速報値による。)

## (5) 県民所得の推移

(単位：億円)

区 分	昭和50年度	昭和60年度	平成7年度	平成10年度
北海道	56,495	108,744	157,852	155,692
青森県	12,471	24,489	37,452	36,789
岩手県	11,629	24,354	36,697	37,104
宮城県	19,879	42,232	65,294	65,393
秋田県	11,536	21,663	31,402	30,917
山形県	12,082	23,104	32,979	32,956
福島県	18,551	39,860	57,902	58,480
茨城県	24,588	62,354	90,790	91,271
栃木県	17,707	41,609	62,999	63,861
群馬県	16,655	40,419	61,794	61,197
埼玉県	53,896	132,418	224,809	226,136
千葉県	44,490	110,357	190,830	190,898
東京都	182,930	378,891	504,478	500,414
神奈川県	73,391	177,617	282,781	279,149
新潟県	23,658	48,979	72,807	73,340
富山県	11,927	24,594	34,276	33,588
石川県	11,500	23,413	35,245	35,513
福井県	7,983	16,520	24,249	24,110
山梨県	7,175	18,454	25,722	25,743
長野県	20,676	45,672	66,970	65,903
岐阜県	18,433	42,324	61,684	62,005
静岡県	35,709	82,542	114,949	115,836
愛知県	70,378	165,394	252,212	250,914
三重県	17,460	36,028	54,027	53,484
滋賀県	10,039	26,107	43,515	43,288
京都府	26,170	57,224	80,684	79,405
大阪府	112,314	210,010	305,451	295,745
兵庫県	57,909	111,244	168,165	168,639
奈良県	10,770	24,683	40,960	40,897
和歌山県	11,072	19,945	26,239	26,215
鳥取県	5,536	11,000	16,290	16,010
島根県	6,309	13,458	18,746	19,031
岡山県	19,512	39,812	56,848	54,107
広島県	31,849	59,783	87,726	87,086
山口県	16,043	31,655	44,947	44,039
徳島県	7,784	15,228	22,568	22,571
香川県	10,232	20,078	29,676	29,641
愛媛県	13,522	26,922	38,435	36,876
高知県	7,451	14,156	19,539	19,137
福岡県	44,785	90,510	135,275	134,827
佐賀県	7,762	15,464	22,642	22,896
長崎県	13,178	25,905	37,673	37,112
熊本県	16,079	33,698	47,018	47,593
大分県	10,361	21,719	32,733	32,698
宮崎県	8,898	18,306	26,916	27,467
鹿児島県	13,822	29,420	41,028	41,381
沖縄県	8,612	19,188	27,241	28,399
合 計	1,251,208	2,667,546	3,950,515	3,925,753

出典：内閣府経済社会総合研究所(県民経済計算年報)による。

## (6) 一人当たり県民所得の推移

(単位：千円)

区 分	昭和50年度	昭和60年度	平成7年度	平成10年度
北海道	1,058	1,915	2,773	2,731
青森県	849	1,606	2,528	2,489
岩手県	839	1,699	2,585	2,619
宮城県	1,017	1,941	2,804	2,776
秋田県	936	1,727	2,587	2,574
山形県	990	1,831	2,624	2,629
福島県	941	1,916	2,714	2,737
茨城県	1,050	2,288	3,072	3,047
栃木県	1,043	2,230	3,175	3,181
群馬県	948	2,104	3,084	3,022
埼玉県	1,118	2,258	3,326	3,280
千葉県	1,072	2,144	3,291	3,243
東京都	1,567	3,203	4,285	4,230
神奈川県	1,147	2,390	3,429	3,326
新潟県	989	1,976	2,926	2,941
富山県	1,114	2,199	3,052	2,982
石川県	1,075	2,032	2,987	2,996
福井県	1,032	2,020	2,932	2,904
山梨県	916	2,216	2,916	2,885
長野県	1,025	2,137	3,052	2,969
岐阜県	987	2,086	2,937	2,931
静岡県	1,079	2,309	3,075	3,073
愛知県	1,188	2,562	3,672	3,598
三重県	1,074	2,062	2,934	2,874
滋賀県	1,019	2,259	3,381	3,271
京都府	1,079	2,212	3,068	3,015
大阪府	1,357	2,423	3,472	3,359
兵庫県	1,160	2,108	3,113	3,088
奈良県	1,000	1,892	2,863	2,827
和歌山県	1,033	1,834	2,429	2,436
鳥取県	952	1,786	2,649	2,604
島根県	821	1,694	2,430	2,485
岡山県	1,075	2,077	2,914	2,764
広島県	1,204	2,121	3,044	3,019
山口県	1,032	1,976	2,890	2,855
徳島県	967	1,824	2,711	2,716
香川県	1,064	1,963	2,890	2,881
愛媛県	923	1,760	2,551	2,456
高知県	922	1,686	2,392	2,357
福岡県	1,043	1,918	2,742	2,703
佐賀県	927	1,757	2,560	2,589
長崎県	838	1,625	2,438	2,426
熊本県	937	1,834	2,528	2,552
大分県	870	1,737	2,658	2,664
宮崎県	820	1,557	2,289	2,336
鹿児島県	802	1,617	2,287	2,311
沖縄県	826	1,627	2,139	2,183
合 計	47,725	94,138	135,198	133,934

出典：内閣府経済社会総合研究所(県民経済計算年報)による。

## (7) 県内総生産の推移

(単位 : 億円)

区 分	昭和50年度	昭和60年度	平成7年度	平成10年度
北海道	63,698	131,817	196,877	197,473
青森県	14,758	29,984	45,171	45,620
岩手県	14,416	28,728	45,311	46,949
宮城県	24,102	52,540	83,436	86,155
秋田県	13,264	25,580	37,902	38,414
山形県	13,709	27,289	39,445	41,119
福島県	22,337	48,985	75,900	78,345
茨城県	28,667	72,197	108,915	110,819
栃木県	22,467	51,171	79,024	79,962
群馬県	20,126	50,823	76,703	77,960
埼玉県	48,480	118,545	195,289	199,636
千葉県	46,554	111,025	181,595	183,721
東京都	255,081	573,568	843,572	846,809
神奈川県	86,410	197,227	297,455	298,661
新潟県	29,433	60,866	93,045	95,874
富山県	14,901	30,147	43,703	44,087
石川県	13,838	27,811	44,468	45,230
福井県	9,673	21,850	31,321	32,426
山梨県	8,084	21,470	31,146	31,981
長野県	23,835	53,109	79,625	79,508
岐阜県	21,835	47,490	70,972	73,078
静岡県	43,915	99,418	145,339	146,616
愛知県	94,246	212,711	324,139	327,476
三重県	20,836	42,631	62,534	62,717
滋賀県	13,132	33,556	56,026	56,815
京都府	30,608	68,509	95,708	94,863
大阪府	136,793	261,618	401,254	400,519
兵庫県	64,943	132,321	209,416	204,939
奈良県	9,733	22,709	36,081	36,523
和歌山県	13,242	24,005	31,444	31,854
鳥取県	6,671	13,769	20,646	20,817
島根県	7,524	15,784	22,952	24,100
岡山県	24,482	50,643	73,843	72,200
広島県	39,913	75,402	109,496	110,162
山口県	20,731	39,617	55,723	55,796
徳島県	8,554	16,355	25,527	26,357
香川県	12,465	23,671	37,172	38,295
愛媛県	16,476	32,464	47,652	48,146
高知県	8,477	16,126	23,297	23,417
福岡県	57,409	111,854	167,588	169,834
佐賀県	8,886	18,151	27,942	28,484
長崎県	15,343	30,022	46,002	46,426
熊本県	17,968	38,834	56,742	57,580
大分県	12,616	26,830	42,049	42,965
宮崎県	10,352	21,629	32,652	34,026
鹿児島県	15,567	34,405	49,686	51,166
沖縄県	9,213	21,822	32,507	34,249
合 計	1,515,763	3,267,078	4,934,292	4,980,169

出典 : 内閣府経済社会総合研究所(県民経済計算年報)による。

## 2. 財政

### (1) 都道府県別行政投資額の推移

(単位：億円)

区分	昭和40年度		昭和50年度		昭和60年度		平成7年度		平成10年度	
	総投資額	(うち県)	総投資額	(うち県)	総投資額	(うち県)	総投資額	(うち県)	総投資額	(うち県)
北海道	1,833	269	11,678	1,528	19,907	3,840	32,981	7,167	34,408	8,166
青森県	304	93	2,468	546	4,079	1,010	6,416	1,998	6,719	2,405
岩手県	314	94	2,689	502	3,808	1,123	7,657	2,487	7,965	2,610
宮城県	373	85	3,106	496	5,012	1,217	9,282	2,455	9,234	2,445
秋田県	343	99	2,130	506	3,322	1,025	6,689	2,410	6,374	2,370
山形県	285	74	2,029	536	3,177	948	6,292	2,054	6,810	2,153
福島県	398	119	2,959	593	4,744	1,333	8,927	2,516	9,338	2,696
茨城県	330	96	4,650	901	6,025	1,332	10,610	3,332	10,117	3,301
栃木県	231	66	2,549	405	3,208	865	6,546	2,131	6,442	2,044
群馬県	303	119	2,297	539	3,919	1,042	7,282	2,102	6,403	2,016
埼玉県	600	124	5,389	885	8,501	1,985	16,725	4,046	16,185	4,460
千葉県	913	375	7,229	2,085	9,224	2,539	16,654	3,956	13,892	3,578
東京都	3,276	1,719	15,344	6,608	23,758	10,123	50,156	23,560	37,445	15,850
神奈川県	1,503	321	7,632	1,304	13,325	1,759	23,163	3,939	18,810	2,926
新潟県	869	238	3,872	808	7,388	1,767	13,791	4,029	13,454	4,129
富山県	308	102	1,592	447	2,799	922	5,725	1,835	6,028	1,859
石川県	315	92	1,682	434	2,946	902	5,878	1,578	6,348	1,826
福井県	265	72	1,738	418	2,359	728	4,379	1,532	4,531	1,627
山梨県	215	55	1,326	308	2,234	625	4,741	1,643	4,986	1,664
長野県	540	180	3,076	572	6,116	1,531	13,550	3,731	10,928	2,707
岐阜県	365	97	2,577	606	4,303	1,118	8,958	2,681	9,126	2,673
静岡県	871	176	3,565	611	6,276	1,676	11,869	3,980	13,278	3,978
愛知県	1,343	327	7,400	1,667	11,141	2,675	22,499	5,035	19,432	4,050
三重県	399	99	2,607	474	3,427	1,010	7,298	2,089	7,444	2,096
滋賀県	226	49	1,691	352	2,693	703	5,496	1,715	5,225	1,550
京都府	431	75	3,584	378	5,442	915	9,518	2,201	8,921	1,832
大阪府	2,570	700	11,044	2,177	13,319	2,415	28,694	6,625	23,871	4,197
兵庫県	1,173	208	8,243	1,306	11,678	2,169	31,773	5,217	22,709	4,151
奈良県	275	54	1,359	277	2,919	820	5,327	1,646	4,938	1,526
和歌山県	325	114	1,449	262	2,160	585	4,418	1,507	5,110	1,885
鳥取県	175	54	938	242	1,870	673	3,722	1,230	3,933	1,351
島根県	290	67	1,472	368	2,969	773	4,918	1,568	6,206	2,261
岡山県	365	109	2,567	504	4,905	1,038	7,703	2,084	6,604	1,598
広島県	521	140	3,772	700	6,555	1,282	11,142	2,847	10,477	2,590
山口県	335	89	2,316	444	3,629	812	6,295	2,317	6,245	2,016
徳島県	202	55	1,275	323	2,134	711	4,666	1,543	5,496	1,548
香川県	217	68	1,322	272	4,092	649	3,826	1,479	4,377	1,563
愛媛県	282	77	1,976	440	3,276	924	7,171	2,209	7,236	2,128
高知県	257	71	1,696	391	2,741	739	5,025	1,606	5,032	1,702
福岡県	805	135	5,964	635	9,244	1,544	15,093	2,614	15,627	2,734
佐賀県	194	42	1,297	308	2,539	707	4,727	1,552	4,316	1,509
長崎県	297	69	1,772	419	3,575	916	7,662	2,004	6,825	1,968
熊本県	345	83	2,395	493	4,056	1,085	7,615	2,339	7,092	2,275
大分県	292	96	1,738	428	2,783	710	5,949	1,868	5,901	1,939
宮崎県	289	83	1,681	352	2,688	815	5,479	1,887	5,958	2,085
鹿児島県	403	105	2,348	412	4,598	1,246	8,499	2,730	8,616	2,523
沖縄県	-	-	1,652	204	4,193	495	6,159	991	6,201	808
合計	26,765	7,634	165,135	35,466	265,056	65,821	508,945	144,065	472,613	131,368

出典：総務省「都道府県別行政投資実績報告書」による。

## (2) 都道府県別歳入歳出決算額の推移

(歳入)

(単位：百万円)

区 分	昭和40年度	昭和50年度	昭和60年度	平成7年度	平成11年度
北海道	160,544	823,007	1,819,653	3,032,505	3,447,372
青森県	41,781	250,018	507,268	797,447	940,529
岩手県	43,091	239,668	489,014	832,792	943,484
宮城県	46,502	239,054	506,735	924,125	913,046
秋田県	41,276	224,976	462,276	758,070	812,386
山形県	38,282	210,870	419,268	707,401	735,211
福島県	58,253	293,424	616,610	992,867	1,069,340
茨城県	52,570	303,360	624,894	1,058,393	1,149,297
栃木県	38,960	216,265	459,810	802,860	885,204
群馬県	41,192	210,780	469,474	785,784	852,566
埼玉県	58,013	365,164	922,856	1,712,176	1,825,771
千葉県	58,571	361,513	895,584	1,595,244	1,566,279
東京都	397,351	1,920,079	4,030,382	7,044,301	6,532,636
神奈川県	94,999	479,949	1,118,075	1,854,866	1,773,305
新潟県	93,942	361,681	774,848	1,317,630	1,388,871
富山県	35,100	170,555	380,129	633,135	668,876
石川県	33,430	165,183	366,998	629,035	695,659
福井県	33,121	143,716	314,100	532,308	578,238
山梨県	25,836	134,771	288,565	516,346	544,800
長野県	63,328	276,637	658,218	1,149,121	1,101,257
岐阜県	45,666	233,897	494,023	850,272	921,263
静岡県	68,643	338,335	729,313	1,350,026	1,371,996
愛知県	98,066	581,879	1,279,370	2,162,805	2,149,610
三重県	40,917	223,252	438,992	760,759	840,041
滋賀県	27,497	143,588	324,266	622,443	624,913
京都府	42,920	232,136	504,272	887,471	885,369
大阪府	156,360	809,075	1,525,420	2,673,988	2,630,527
兵庫県	91,189	532,600	1,005,601	2,666,890	2,211,872
奈良県	22,819	126,944	335,185	571,434	573,483
和歌山県	35,601	164,431	341,409	587,830	629,235
鳥取県	23,104	119,727	268,561	429,731	470,826
島根県	34,959	176,789	387,887	605,462	728,056
岡山県	47,467	249,018	511,262	824,002	845,870
広島県	59,983	298,989	645,412	1,064,141	1,163,511
山口県	44,827	217,154	450,494	789,553	873,361
徳島県	28,044	159,438	329,683	586,246	622,757
香川県	25,966	134,390	288,120	523,017	545,687
愛媛県	39,248	217,147	408,543	766,428	765,323
高知県	34,242	191,622	368,859	624,369	666,759
福岡県	88,274	476,849	949,715	1,490,299	1,571,082
佐賀県	28,039	145,015	303,825	514,892	530,573
長崎県	44,299	235,435	494,569	804,208	885,304
熊本県	49,534	259,558	536,302	888,760	904,141
大分県	37,702	198,978	388,713	688,326	752,742
宮崎県	37,652	182,647	380,839	647,370	704,409
鹿児島県	56,911	281,577	602,665	1,034,303	1,088,399
沖縄県	-	155,012	362,239	638,789	697,947
合 計	2,766,071	14,476,152	30,780,296	53,730,220	55,079,183

(歳出)

(単位：百万円)

区 分	昭和40年度	昭和50年度	昭和60年度	平成7年度	平成11年度
北海道	156,550	822,094	1,801,057	3,016,274	3,430,708
青森県	40,729	250,068	505,787	788,556	926,429
岩手県	42,696	239,048	486,908	804,240	918,765
宮城県	45,611	239,124	503,696	895,466	894,241
秋田県	40,696	224,885	460,864	748,333	801,116
山形県	37,720	210,786	418,040	698,364	721,229
福島県	57,242	292,780	613,213	979,433	1,052,282
茨城県	51,297	300,047	619,989	1,042,207	1,132,052
栃木県	38,079	210,646	450,189	785,967	866,727
群馬県	39,950	209,965	466,388	766,709	834,758
埼玉県	56,808	362,800	911,349	1,687,785	1,804,486
千葉県	57,668	359,197	883,365	1,574,338	1,553,851
東京都	395,603	1,892,355	3,965,620	7,008,000	6,495,783
神奈川県	88,112	477,163	1,102,994	1,840,745	1,774,095
新潟県	91,760	361,557	770,824	1,297,785	1,371,259
富山県	34,402	170,024	368,876	609,958	636,578
石川県	32,881	167,055	364,130	615,699	683,035
福井県	32,050	142,504	307,174	520,489	562,515
山梨県	25,041	132,381	285,165	494,271	521,502
長野県	63,187	278,151	650,030	1,124,845	1,083,361
岐阜県	43,450	230,072	485,869	834,966	896,285
静岡県	67,302	333,799	721,970	1,331,251	1,354,659
愛知県	94,762	578,563	1,268,141	2,144,417	2,148,688
三重県	40,831	220,851	434,303	740,367	795,648
滋賀県	26,837	144,565	319,001	605,404	614,973
京都府	41,682	232,107	500,791	881,342	880,936
大阪府	151,485	816,314	1,514,860	2,655,991	2,624,944
兵庫県	89,075	533,471	998,182	2,631,334	2,188,293
奈良県	22,059	126,544	330,438	564,001	562,451
和歌山県	34,918	162,623	338,304	575,199	612,854
鳥取県	22,668	118,743	267,313	421,674	457,145
島根県	34,176	176,024	383,773	583,931	713,946
岡山県	46,727	247,267	504,633	806,467	830,985
広島県	59,253	300,331	635,219	1,049,148	1,149,812
山口県	44,276	215,713	448,854	780,407	858,890
徳島県	27,602	156,442	320,372	558,573	594,552
香川県	25,588	130,688	284,160	512,134	530,836
愛媛県	38,663	212,484	390,191	693,996	707,649
高知県	33,744	190,047	365,525	611,419	648,118
福岡県	87,649	471,683	939,853	1,463,823	1,544,244
佐賀県	27,299	144,862	301,863	508,224	521,442
長崎県	43,485	232,949	490,938	786,836	863,714
熊本県	47,970	256,845	526,912	864,373	869,585
大分県	37,305	196,781	386,066	658,106	723,080
宮崎県	36,594	181,410	378,600	636,074	690,610
鹿児島県	55,469	278,991	600,031	991,691	1,050,540
沖縄県	-	153,074	359,078	632,854	691,536
合 計	2,708,951	14,385,873	30,430,898	52,823,466	54,191,187

出典：総務省「地方財政統計年報(都道府県決算状況調)」による。



### 3. 職員

#### 都道府県における職員数の推移

(単位:人)

区	分	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成12年
北海道	一般行政	18,921	17,747	17,780	17,992	18,198
	教 育	50,366	50,676	57,074	55,535	53,219
	警 察	7,653	9,817	10,433	10,651	10,855
	その他	105	3,287	3,147	2,857	2,323
	計	77,045	81,527	88,434	87,035	84,595
青森県	一般行政	6,136	6,338	6,238	5,908	5,760
	教 育	14,642	15,870	16,838	15,758	15,287
	警 察	1,781	2,253	2,458	2,527	2,542
	その他	27	848	926	932	902
	計	22,586	25,309	26,460	25,125	24,491
岩手県	一般行政	5,273	5,585	5,416	5,326	5,182
	教 育	15,641	16,040	16,238	16,147	15,527
	警 察	1,641	2,027	2,255	2,333	2,354
	その他	3,113	4,201	4,372	4,743	4,948
	計	25,668	27,853	28,281	28,549	28,011
宮城県	一般行政	6,377	6,518	5,956	5,795	5,643
	教 育	15,367	16,604	18,999	20,611	20,125
	警 察	2,582	3,262	3,572	3,695	3,816
	その他	27	565	649	779	823
	計	24,353	26,949	29,176	30,880	30,407
秋田県	一般行政	5,286	5,363	5,207	5,052	4,753
	教 育	13,410	13,128	12,498	12,192	11,714
	警 察	1,572	2,059	2,224	2,268	2,278
	その他	209	352	449	457	601
	計	20,477	20,902	20,378	19,969	19,346
山形県	一般行政	5,870	5,415	5,128	5,040	4,929
	教 育	12,642	12,095	12,088	12,341	11,727
	警 察	1,696	2,048	2,175	2,219	2,244
	その他	167	1,111	1,583	2,440	2,661
	計	20,375	20,669	20,974	22,040	21,561
福島県	一般行政	7,656	7,161	6,949	6,689	6,491
	教 育	21,359	20,386	20,882	21,393	20,612
	警 察	2,440	3,069	3,290	3,406	3,485
	その他	32	1,638	1,771	1,884	1,915
	計	31,487	32,254	32,892	33,372	32,503
茨城県	一般行政	7,610	7,630	7,141	6,701	6,267
	教 育	18,525	20,344	25,028	25,411	24,865
	警 察	2,552	3,559	4,204	4,338	4,472
	その他	17	1,321	1,076	1,338	1,444
	計	28,704	32,854	37,449	37,788	37,048
栃木県	一般行政	5,339	5,719	5,679	5,495	5,334
	教 育	13,705	14,728	17,330	17,763	17,035
	警 察	2,069	2,747	3,028	3,094	3,216
	その他	115	274	296	610	671
	計	21,228	23,468	26,333	26,962	26,256
群馬県	一般行政	5,420	5,339	5,193	5,174	5,004
	教 育	13,992	14,654	17,174	17,009	16,587
	警 察	2,143	2,758	3,063	3,169	3,261
	その他	304	912	1,054	1,228	1,332
	計	21,859	23,663	26,484	26,580	26,184
埼玉県	一般行政	6,795	8,110	8,348	9,023	8,785
	教 育	20,126	31,887	47,489	45,746	43,638
	警 察	3,377	6,247	8,370	9,192	9,904
	その他	194	618	1,578	2,138	2,231
	計	30,492	46,862	65,785	66,099	64,558
千葉県	一般行政	6,411	8,951	9,519	9,194	8,886
	教 育	19,400	29,422	43,215	42,536	40,418
	警 察	3,199	5,533	9,276	10,375	10,564
	その他	1,486	3,843	3,656	4,433	4,488
	計	30,496	47,749	65,666	66,538	64,356

区	分	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成12年
東京都	一般行政	62,092	50,797	42,874	40,106	27,606
	教 育	61,149	73,809	78,550	69,097	65,291
	警 察	32,548	42,697	43,348	44,408	45,157
	その他	36,316	49,462	47,308	45,934	45,433
	計	192,105	216,765	212,080	199,545	183,487
神奈川県	一般行政	10,447	12,410	11,478	11,331	10,437
	教 育	21,823	38,248	53,784	50,649	48,138
	警 察	8,057	12,878	14,535	14,895	15,170
	その他	1,216	2,920	3,223	3,444	3,257
	計	41,543	66,456	83,020	80,319	77,002
新潟県	一般行政	7,520	8,438	7,605	7,575	7,430
	教 育	23,740	23,708	24,430	23,675	22,735
	警 察	2,976	3,764	4,056	4,099	4,221
	その他	2,475	3,104	3,335	3,727	3,844
	計	36,711	39,014	39,426	39,076	38,230
富山県	一般行政	4,369	4,473	4,404	4,522	4,435
	教 育	9,909	10,006	11,077	10,606	9,996
	警 察	1,593	2,012	2,128	2,160	2,164
	その他	208	1,006	1,108	1,114	1,088
	計	16,079	17,497	18,717	18,402	17,683
石川県	一般行政	3,717	4,477	4,303	4,211	4,134
	教 育	8,783	9,833	11,358	11,005	10,465
	警 察	1,524	2,017	2,137	2,184	2,198
	その他	-	558	1,002	1,090	1,068
	計	14,024	16,885	18,800	18,490	17,865
福井県	一般行政	3,808	3,939	3,726	3,700	3,588
	教 育	7,092	7,780	8,398	8,579	8,493
	警 察	1,183	1,624	1,814	1,846	1,864
	その他	85	803	880	938	924
	計	12,168	14,146	14,818	15,063	14,869
山梨県	一般行政	3,861	3,883	3,797	3,725	3,685
	教 育	7,567	7,890	8,576	8,756	8,867
	警 察	1,134	1,547	1,696	1,738	1,774
	その他	166	990	914	930	973
	計	12,728	14,310	14,983	15,149	15,299
長野県	一般行政	6,911	7,040	6,723	6,612	6,354
	教 育	17,922	18,081	19,917	19,945	19,005
	警 察	2,467	3,128	3,354	3,406	3,481
	その他	500	1,076	996	1,146	1,132
	計	27,800	29,325	30,990	31,109	29,972
岐阜県	一般行政	6,130	5,649	5,381	5,361	5,291
	教 育	14,094	16,209	18,852	18,553	17,726
	警 察	2,052	2,883	3,231	3,306	3,428
	その他	-	953	1,257	1,532	1,690
	計	22,276	25,694	28,721	28,752	28,135
静岡県	一般行政	7,784	7,332	6,898	7,071	6,757
	教 育	21,876	24,714	28,487	28,057	27,182
	警 察	3,429	5,116	5,610	5,784	5,973
	その他	69	1,003	1,320	1,446	1,497
	計	33,158	38,165	42,315	42,358	41,409
愛知県	一般行政	10,744	12,347	11,647	11,849	11,336
	教 育	27,388	40,549	51,064	48,643	46,649
	警 察	8,188	11,514	12,200	12,339	12,611
	その他	232	2,064	2,106	2,384	2,398
	計	46,552	66,474	77,017	75,215	72,994
三重県	一般行政	5,759	5,545	5,257	5,231	5,153
	教 育	13,536	14,402	16,449	17,067	16,408
	警 察	2,063	2,592	2,899	2,963	3,058
	その他	319	1,345	1,269	1,446	1,412
	計	21,677	23,884	25,874	26,707	26,031

区	分	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成12年
滋賀県	一般行政	3,496	3,881	3,750	3,791	3,774
	教 育	7,260	8,593	11,505	12,495	12,220
	警 察	1,329	1,759	2,041	2,195	2,257
	その他	-	158	591	924	968
	計	12,085	14,391	17,887	19,405	19,219
京都府	一般行政	5,334	5,518	5,391	5,490	5,160
	教 育	14,167	17,165	20,412	19,012	18,099
	警 察	5,261	6,170	6,524	6,610	6,854
	その他	57	518	1,618	2,207	2,142
	計	24,819	29,371	33,945	33,319	32,255
大阪府	一般行政	11,176	12,860	11,511	11,633	11,034
	教 育	35,423	56,310	68,905	59,779	54,944
	警 察	13,978	19,172	20,131	20,740	21,261
	その他	458	3,195	4,571	5,059	4,757
	計	61,035	91,537	105,118	97,211	91,996
兵庫県	一般行政	10,117	9,445	9,225	9,380	9,279
	教 育	28,185	36,162	42,232	41,536	39,552
	警 察	7,896	10,491	11,058	11,517	11,899
	その他	29	3,453	4,101	4,891	5,106
	計	46,227	59,551	66,616	67,324	65,836
奈良県	一般行政	2,815	3,561	3,556	3,921	3,799
	教 育	7,245	9,197	12,674	12,264	11,740
	警 察	1,173	1,803	2,189	2,382	2,480
	その他	-	1,144	1,802	2,360	2,493
	計	11,233	15,705	20,221	20,927	20,512
和歌山県	一般行政	5,050	4,832	4,477	4,234	4,206
	教 育	9,327	10,819	11,929	11,272	11,038
	警 察	1,565	2,086	2,199	2,254	2,333
	その他	-	999	1,095	1,270	1,366
	計	15,942	18,736	19,700	19,030	18,943
鳥取県	一般行政	3,508	3,501	3,525	3,436	3,368
	教 育	6,111	5,816	6,013	6,281	6,134
	警 察	939	1,182	1,313	1,339	1,354
	その他	100	603	774	813	818
	計	10,658	11,102	11,625	11,869	11,674
島根県	一般行政	4,375	4,260	4,201	4,147	4,179
	教 育	9,079	8,492	8,677	9,044	8,923
	警 察	1,260	1,474	1,696	1,720	1,735
	その他	121	670	887	959	993
	計	14,835	14,896	15,461	15,870	15,830
岡山県	一般行政	5,906	5,952	5,624	5,575	5,166
	教 育	14,844	15,644	17,715	17,375	16,699
	警 察	2,497	3,198	3,330	3,445	3,567
	その他	170	315	270	298	286
	計	23,417	25,109	26,939	26,693	25,718
広島県	一般行政	7,070	7,144	6,491	6,453	6,336
	教 育	18,273	20,985	24,877	24,343	23,165
	警 察	3,271	4,301	4,728	4,924	5,112
	その他	42	940	999	1,260	1,329
	計	28,656	33,370	37,095	36,980	35,942
山口県	一般行政	5,346	5,400	5,184	4,987	4,886
	教 育	14,514	13,653	15,165	14,344	13,593
	警 察	2,676	3,306	3,447	3,484	3,539
	その他	77	678	771	799	768
	計	22,613	23,037	24,567	23,614	22,786
徳島県	一般行政	3,902	3,704	3,679	3,837	3,826
	教 育	8,540	8,337	8,510	8,979	8,644
	警 察	1,256	1,554	1,668	1,698	1,724
	その他	117	919	953	989	967
	計	13,815	14,514	14,810	15,503	15,161

区 分	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成12年	
香川県	一般行政	3,457	3,408	3,513	3,591	3,545
	教 育	7,993	8,108	9,348	9,551	9,273
	警 察	1,409	1,688	1,859	1,897	1,935
	その他	-	824	1,286	1,397	1,368
	計	12,859	14,028	16,006	16,436	16,121
愛媛県	一般行政	4,575	4,555	4,608	4,756	4,595
	教 育	13,965	13,717	14,709	14,700	14,074
	警 察	2,048	2,427	2,584	2,621	2,651
	その他	882	1,061	1,520	2,078	2,137
	計	21,470	21,760	23,421	24,155	23,457
高知県	一般行政	4,204	4,705	4,661	4,722	4,465
	教 育	8,846	8,618	9,529	9,596	9,329
	警 察	1,391	1,638	1,766	1,795	1,824
	その他	627	1,016	1,178	1,314	1,272
	計	15,068	15,977	17,134	17,427	16,890
福岡県	一般行政	10,308	10,178	9,368	9,241	8,977
	教 育	31,470	31,084	36,745	36,202	34,204
	警 察	7,080	9,523	10,050	10,213	10,332
	その他	71	1,121	1,092	1,031	1,004
	計	48,929	51,906	57,255	56,687	54,517
佐賀県	一般行政	3,783	3,835	3,758	3,835	3,681
	教 育	9,054	8,950	9,021	9,356	8,975
	警 察	1,344	1,644	1,772	1,826	1,822
	その他	-	434	535	540	548
	計	14,181	14,863	15,086	15,557	15,026
長崎県	一般行政	5,527	5,502	5,280	5,201	5,153
	教 育	16,061	16,032	15,816	15,802	14,916
	警 察	2,772	3,214	3,316	3,402	3,460
	その他	1,376	1,976	1,527	1,085	1,020
	計	25,736	26,724	25,939	25,490	24,549
熊本県	一般行政	6,009	5,923	5,617	5,384	5,318
	教 育	16,640	16,443	16,906	17,125	16,382
	警 察	2,441	2,895	3,099	3,130	3,149
	その他	131	326	262	256	259
	計	25,221	25,587	25,884	25,895	25,108
大分県	一般行政	5,282	5,093	4,989	4,865	4,720
	教 育	12,726	12,528	13,316	12,949	12,316
	警 察	1,730	2,108	2,214	2,258	2,282
	その他	194	875	857	854	830
	計	19,932	20,604	21,376	20,926	20,148
宮崎県	一般行政	5,197	4,813	4,560	4,415	4,410
	教 育	11,083	11,081	11,945	11,670	11,126
	警 察	1,624	1,949	2,088	2,124	2,144
	その他	414	1,422	1,644	1,653	1,644
	計	18,318	19,265	20,237	19,862	19,324
鹿児島県	一般行政	7,162	7,018	6,803	6,788	6,662
	教 育	19,246	19,397	18,348	18,861	18,284
	警 察	2,495	2,957	3,117	3,138	3,174
	その他	-	810	985	1,081	1,040
	計	28,903	30,182	29,253	29,868	29,160
沖縄県	一般行政	-	4,728	4,983	4,855	4,706
	教 育	-	12,982	14,036	14,950	14,439
	警 察	-	2,215	2,522	2,553	2,637
	その他	-	1,479	2,444	2,735	2,698
	計	-	21,404	23,985	25,093	24,480
合 計	一般行政	343,835	346,022	327,401	323,220	302,683
	教 育	784,106	911,176	1,054,128	1,024,560	979,778
	警 察	167,354	225,905	246,067	253,660	259,615
	その他	52,248	109,190	117,037	124,823	124,868
	計	1,347,543	1,592,293	1,744,633	1,726,263	1,666,944

出典：総務省「定員管理調査及び給与実態調査(平成12年4月1日現在)」による。

## 4. 行政運営

### (1) 都道府県における行政改革(定員管理)の取組状況

(平成12年3月31日現在)

団体名	数値目標の種類					数 値 目 標 の 内 容			
	純減	削減のみ	増減なし	増員のみに	純増	計画期間	対 象	増減員数(率)	その他
北海道						平成10～14年度	知事部局	(5%減)	
青森県						平成10～12年度	一般行政部門(教育、警察、病院及び公営企業を除く部門)	140人減(2.4%減)	
岩手県						平成11～15年度	知事の事務部局職員定数	52人減(少なくとも1%減)	
宮城県						平成11～15年度	知事部局(大学・病院除く)	概ね300人純削減(約5%減)	
秋田県						平成11～13年度	一般行政部門	(5%減)	
山形県						平成11～13年度	知事部局一般会計	150名程度減(3%減)	1
福島県						平成11～14年度	知事部局(大学・病院・社会福祉施設等)	(4%減)	
茨城県						平成10～19年度	一般行政部門	約660人減(10%減)	
栃木県						平成10～12年度	教育部門	約1,700人減	
群馬県						平成10～12年度	一般行政部門	170人減(約3%減)	
群馬県						平成11～13年度	一般行政部門	105人減(2.1%減)	
群馬県						平成11～13年度	教育部門	305人減(1.8%減)	
埼玉県						平成11～15年度	一般行政部門・教員	2,000人減	
千葉県						平成10～14年度	病院、社会福祉施設及び警察部門を除く県職員	1,780人減(3.39%減)	
					一般行政部門		250人減(2.95%減)		
					公営企業部門		70人減(2.61%減)		
					教育部門		1,460人減(3.53%減)		
東京都					平成8～12年度	全体	10,000人減		
神奈川県					平成9～19年度	知事部局	(1割程度削減)		
新潟県						平成12～16年度	知事部局	230人以上減(3%以上減)	
					教育委員会		1,100人程度減(5%程度減)		
富山県						平成12～15年度	一般行政部門	(5%減)	
石川県						平成11～15年度	一般行政部門、教員		2
福井県						平成11～22年度	一般行政部門	(概ね10%減)	
山梨県						平成12～21年度	警察職員、病院の職員、教員を除く一般職員	(10%減)	
長野県						平成11～15年度	一般行政部門	概ね500人減(7.4%減)	
岐阜県						平成12～17年度	知事の一般事務部局	概ね250人減(5%減)	3
静岡県						平成10～14年度	教員、警察及び病院会計を除く部門	500人減(6.9%減)	
					教職員		1,000人程度減(3.5%減)		
愛知県						平成11～20年度	知事部局等、教育、警察の事務部門	1,500人程度減(10%減)	
					教職員		2,500人程度減		
三重県						平成10～15年度	知事部局	(6%減)	
滋賀県						平成10～15年度	知事部局、行政委員会事務局	75人減	
					教職員		210人減		
京都府						平成11～15年度	知事部局等	400人減	4
					教職員		900人減		
大阪府						平成11～20年度	一般行政、教育各部門	7,000人減(約9.5%減)	
兵庫県						平成12～20年度	一般行政部門	1,050人減(約11%減)	
					教育部門		3,360人減(約8%減)		
					警察部門		410人減(約3%減)		

団体名	数値目標の類型					数 値 目 標 の 内 容			
	純減	削減のみ	増減なし	増員のみ	純増	計画期間	対 象	増減員数(率)	その他
奈良県						平成11～13年度	警察官を除く全職員	450人減(約2.35%減)	
和歌山県						平成11～15年度	知事部局(医大除き)	100人減	
鳥取県						平成11～15年度	知事部局等	70人程度減(概ね2%減)	
島根県						平成10～12年度	一般行政部門		
岡山県						平成10～15年度	知事部局	530人程度減	5
						平成10～14年度	教職員	950人程度減	
広島県						平成12～21年度 (うち平成12～16年度)	知事部局等	800人減 (500人減(約10%減))	6
						平成12～21年度 (うち平成12～16年度)	教育委員会	2,800人減 (1,600人減)	
山口県						平成11～15年度	一般行政部門	150人減(約3%減)	
徳島県						平成11～15年度	一般行政部門	100人減(約2.6%減)	
香川県						平成11～15年度	知事部局職員	100人減(約2.8%減)	
愛媛県						平成11～13年度	一般行政部門	71人減(約1.5%減)	
高知県						平成11～15年度	一般行政部門	100人減	
福岡県						平成8～12年度	知事部局	(5%減)	7
佐賀県						平成8～12年度	知事部局一般会計	(3%減)	8
長崎県						平成8～12年度	一般行政部門	約100人減(2%程度減)	
熊本県						平成11～15年度	知事部局部門	条例定数の10%程度減)	
大分県						平成8～12年度	知事部局	(3%減)	
宮崎県						平成10～12年度	全体		
鹿児島県						平成11～12年度	知事の事務部局	200人減(約3%減)	
沖縄県						平成12～14年度	全体	概ね1,145人減	9

- 山形県 ただし、3%のうち1%(50名)程度の職員数については、大規模イベントなどへの対応のための有期限組織に係る暫定的な要員として配置するものの、平成14年度以降、順次すみやかに削減し、実質的には3%程度の削減を行う。
- 石川県 県立看護大学教員の新規分(72人)を一般行政部門の削減により捻出
- 岐阜県 第1次(S58?H2) : 5%(263人)純減、第2次(H8?H11) : 597人分の事務量を削減、新規・重点分野に充当
- 京都府 全体で1,300人減(5%減)
- 岡山県 知事部局 : 平成9年度定数に対し10%減、教職員 : 削減率記載せず(「公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」上の自然減)
- 広島県 知事部局等 : 知事部局(病院、大学を含む。)、企業局、行政委員会、警察本部に所属する条例定数内職員及び条例定数外職員のうちから、県が給与費を負担していない職員や県から市町村へ派遣する職員を除いた職員  
教育委員会 : 教育委員会事務局に所属する条例定数内職員及び条例定数外職員のうちから、県が給与費を負担していない職員を除いた職員並びに県立学校(大学を除く。)の教職員及び市町村立学校に勤務する県費負担の教職員
- 福岡県 実際の職員配置は、削減後の条例定数を100人程度下回る数とする。
- 佐賀県 5%の削減を行い、うち2%を新規行政需要に充当
- 沖縄県 職員数実施期間は平成12～16年度

#### 数値目標の類型について

- 「純減」.....数値目標が純減(減員数が増員数よりも多い)
- 「削減のみ」.....数値目標が削減のみ(増員は考慮していない)
- 「増減なし」.....数値目標の減員数と増員数が同数
- 「増員のみ」.....数値目標が増員のみ(減員は考慮していない)
- 「純増」.....数値目標が純増(増員数が減員数よりも多い)

出典 : 総務省「定員管理の数値目標の内容(都道府県・政令指定都市)」調べによる。

## (2) 最近における都道府県の条例制定状況

区 分	新規制定	改 正	廃 止	合 計
北海道	28	38	3	69
青森県	98	48	12	158
岩手県	22	37	15	74
宮城県	36	54	12	102
秋田県	65	28	1	94
山形県	13	35	13	61
福島県	112	48	1	161
茨城県	14	31	2	47
栃木県	11	33	0	44
群馬県	82	67	11	160
埼玉県	12	34	1	47
千葉県	6	25	1	32
東京都	41	41	0	82
神奈川県	24	41	11	76
新潟県	33	47	5	85
富山県	12	49	2	63
石川県	13	40	20	73
福井県	25	54	8	87
山梨県	26	41	3	70
長野県	8	35	4	47
岐阜県	11	53	4	68
静岡県	12	19	9	40
愛知県	12	52	5	69
三重県	14	31	4	49
滋賀県	12	95	2	109
京都府	18	28	19	65
大阪府	32	50	0	82
兵庫県	16	24	2	42
奈良県	11	29	5	45
和歌山県	11	26	0	37
鳥取県	18	36	17	71
島根県	15	54	0	69
岡山県	20	33	0	53
広島県	28	20	9	57
山口県	10	28	1	39
徳島県	38	38	15	91
香川県	19	49	5	73
愛媛県	12	57	9	78
高知県	28	49	4	81
福岡県	31	32	5	68
佐賀県	9	45	17	71
長崎県	21	55	5	81
熊本県	12	33	0	45
大分県	11	31	1	43
宮崎県	14	37	6	57
鹿児島県	11	55	13	79
沖縄県	19	42	1	62
合 計	1,146	1,927	283	3,356

(分類別)

番号	分 類	新規制定	改 正	廃 止	計	1団体平均	構成比
1	義務を課し、又は権利を制限する規則等の条例化に係るもの	103	75	4	182	3.9	5.4%
2	法律による条例への委任規定に基づくもの	155	13	1	169	3.6	5.0%
3	手数料等の徴収根拠を条例化するもの	456	175	133	764	16.3	22.8%
4	占用料等の徴収根拠を条例化するもの	151	43	3	197	4.2	5.9%
5	公の施設の使用料の過料、公の施設の罰則に係るもの		172		172	3.7	5.1%
6	法令に基づく権限委譲に伴うもの(手数料条例を除く)	7	13	2	22	0.5	0.7%
7	必置規制の見直しの係るもの	60	356	38	454	9.7	13.5%
8	行政機関の設置・都道府県の局部条例に係るもの	35	27	16	78	1.7	2.3%
9	議会、委員会に係るもの	4	12		16	0.3	0.5%
10	引用法令の条項の改正に伴うもの	2	321	1	324	6.9	9.7%
11	事務処理の特例条例	139	113		252	5.4	7.5%
12	市町村への関与の見直しに係るもの	4	235	3	242	5.1	7.2%
13	その他	30	372	82	484	10.3	14.4%
合 計		1,146	1,927	283	3,356	71.4	100.0%
1 団 体 平 均		24.4	41.0	6.0	71.4		
構 成 比		34.2%	57.4%	8.4%	100.0%		

注) 条例の制定改廃の状況は、平成12年4月1日までに公布するもの  
 出典 : 地方分権推進本部(地方六団体構成)調べ(平成12年4月1日現在)による。



### (3) 都道府県における行政評価システムの導入状況

(平成13年3月31日現在)

都道府県名	導入状況				評価の対象				公表状況		
	導入済	試行中	検討中	予定又は導入年度	政策	施策	事務事業 全て	事務事業 の一部	全て公表	一部公表	公表して いない
三重県				8							
岩手県				9							
群馬県				9							
静岡県				9							
北海道				10							
埼玉県				10							
熊本県				10							
宮城県				11							
秋田県				11							
滋賀県				11							
大阪府				11							
岡山県				11							
山口県				11							
佐賀県				11							
長崎県				11							
青森県				12							
山形県				12							
千葉県				12							
福井県				12							
岐阜県				12							
兵庫県				12							
奈良県				12							
和歌山県				12							
高知県				12							
福岡県				12							
福島県				13							
茨城県				13							
栃木県				13							
東京都				13							
新潟県				13							
石川県				13							
山梨県				13							
京都府				13							
香川県				13							
徳島県				14							
愛知県				15							
大分県				未定							
広島県				13							
沖縄県				12							
神奈川県				13							
富山県				13							
長野県				13							
愛媛県				13							
鳥取県				未定							
島根県				未定							
宮崎県				未定							
鹿児島県				未定							
合計	24	14	9		11	25	15	25	27	3	8

注) 1. 一つの団体で複数の評価制度がある場合、取り組みの進んでいる制度について計上している。

2. 「評価の対象」「公表状況」は導入済み団体と、試行中の団体に限定している。

3. 公表していない団体であっても、将来公表を予定、又は検討している団体が含まれる。

出典：総務省調査(平成12年8月末現在)をベースに追加補足し作成したものである。

(4) 都道府県における情報公開条例の制定状況

(平成13年4月1日現在)

団体名	条例(改正)名	当初の条例			法・法案を踏 まえた改正	議会	公安 警察	備考
		公布期日	施行期日	公布期日				
北海道	北海道情報公開条例	S61.4.1	S61.10.1	H13.3.28			公安委員会・警察はH13.10.1より施行	
青森県	青森県情報公開条例	H7.10.25	H8.1.1	H11.12.24			公安委員会・警察は～H14.4.1	
岩手県	情報公開条例	H6.3.30	H6.10.1	H10.12.11			公安委員会・警察はH13.10.1より施行	
宮城県	情報公開条例	H2.7.16	H2.10.1	H11.3.5			公安委員会・警察はH13.4.1より施行	
秋田県	秋田県情報公開条例	S62.3.13	S62.10.1	H10.10.9			13年度改定予定	
山形県	山形県情報公開条例	H9.12.22	H10.7.1	H9.12.22			公安委員会・警察の施行 規則で定める日	
福島県	福島県情報公開条例	H2.10.16	H3.4.1	H12.3.24			公安委員会・警察はH13.10.1より施行	
茨城県	茨城県情報公開条例	S61.3.26	S61.10.1	H12.3.28			公安委員会・警察の施行 規則で定める日	
栃木県	栃木県情報公開条例	S61.3.31	S61.10.1	H11.12.27			公安委員会・警察はH13.10.1より施行	
群馬県	群馬県情報公開条例	S61.4.1	S61.10.1	H12.6.14			公安委員会・警察の施行 規則で定める日	
埼玉県	埼玉県情報公開条例	S57.12.18	S58.6.1	H12.12.26			公安委員会・警察の施行～H14.4.1	
千葉県	千葉県情報公開条例	S63.3.28	S63.10.1	H12.12.8			公安委員会・警察の施行～H14.4.8	
東京都	東京都情報公開条例	S59.10.1	S60.4.1	H11.3.19			公安委員会・警察の施行～H13.10.20	
神奈川県	神奈川県情報公開条例	S57.10.14	S58.4.1	H12.3.28			公安委員会・警察の施行～H13.11.1	
新潟県	新潟県情報公開条例	H7.3.31	H7.10.1				13年度改定予定	
富山県	富山県情報公開条例	S61.9.30	S62.4.1				13年度改定予定	
石川県	石川県情報公開条例	H6.9.27	H7.4.1	H12.12.19			公安委員会・警察はH13.7.1より施行	
福井県	福井県情報公開条例	S61.3.24	S61.10.1	H12.3.21			公安委員会・警察の施行～H14.4.1	
山梨県	山梨県情報公開条例	S61.3.26	S61.4.1	H11.12.21			公安委員会・警察の施行 規則で定める日	
長野県	長野県情報公開条例	S59.3.26	S59.10.1	H12.12.25			公安委員会・警察はH14.4.1より施行	
岐阜県	岐阜県情報公開条例	H6.10.14	H7.4.1	H12.12.27			公安委員会・警察はH14.4.1より施行	
静岡県	静岡県情報公開条例	H1.3.29	H1.10.1	H12.10.27			公安委員会・警察はH14.4.1より施行	
愛知県	愛知県情報公開条例	S61.3.26	S61.10.1	H12.3.28			公安委員会・警察の施行～H14.3.28	
三重県	三重県情報公開条例	S62.12.24	S63.6.1	H11.10.15			公安委員会・警察はH13.10.1より施行	
滋賀県	滋賀県情報公開条例	S62.10.16	S63.4.1	H12.10.11			公安委員会・警察の施行 規則で定める日	
京都府	京都府情報公開条例	S63.4.1	S63.10.1	H12.3.28			公安委員会・警察の施行～H13.9.1	
大阪府	大阪府情報公開条例	S59.3.28	S59.10.1	H11.10.29			公安委員会・警察の施行 規則で定める日	
兵庫県	情報公開条例	S61.3.27	S61.10.1	H12.3.28			公安委員会・警察の施行 規則で定める日	
奈良県	奈良県情報公開条例	H8.3.27	H8.10.1	H13.3.30			公安委員会・警察の施行 規則に定める日	
和歌山県	和歌山県情報公開条例	H5.3.30	H5.10.1	H13.3.27			公安委員会・警察はH13.10.1より施行	
鳥取県	鳥取県情報公開条例	S63.3.28	S63.10.1	H12.3.28			公安委員会・警察の施行 規則で定める日	
島根県	島根県情報公開条例	H6.3.25	H6.10.3	H12.12.26			議会10.1～公安・警察～H14.10.1	
岡山県	岡山県行政情報公開条例	H8.3.26	H8.10.1	H11.10.8			公安委員会・警察の施行～H14.5.1	
広島県	広島県情報公開条例	H2.3.26	H2.10.1	H13.3.26			公安委員会・警察の施行～H14.4.1	
山口県	山口県情報公開条例	H9.7.8	H9.9.1	H12.12.19			公安委員会・警察の施行～H14.7.1	
徳島県	徳島県情報公開条例	H1.3.28	H1.8.1	H13.3.3			公安委員会・警察はH14.4.1より施行	
香川県	香川県情報公開条例	S61.12.24	S62.4.1	H12.3.27			公安関係分 規則で定める日	
愛媛県	愛媛県情報公開条例	H10.6.25	H11.1.1				13年度改定予定	
高知県	高知県情報公開条例	H2.3.26	H2.10.1	H10.10.1			公安委員会・警察はH14.4.1より施行	
福岡県	福岡県情報公開条例	S61.3.31	S61.9.1	H9.7.1			公安委員会・警察はH14.7.1より施行	
佐賀県	佐賀県情報公開条例	S62.7.16	S62.10.1	H11.12.17			公安委員会・警察の施行～H14.4.1	
長崎県	長崎県情報公開条例	H4.3.30	H5.1.20	H13.3.23			公安委員会・警察の施行～H14.11.1	
熊本県	熊本県情報公開条例	S61.10.8	S62.1.1	H12.12.22			公安委員会・警察の施行～H15.4.1	
大分県	大分県情報公開条例	S63.8.1	S64.1.1	H12.12.22			公安委員会・警察の施行～H14.11.1	
宮崎県	宮崎県情報公開条例	H1.3.30	H1.9.1	H11.12.24			公安委員会・警察はH14.4.1より施行	
鹿児島県	鹿児島県情報公開条例	S63.3.28	S63.12.1	H12.12.26			公安委員会・警察の施行～H13.12.25	
沖縄県	沖縄県情報公開条例	H3.12.26	H4.7.1	H10.12.25			13年度改定予定	

- 注) 1. 備考欄の～年月日は、公布日より～年月日までに規則で定めた日より施行の意味である。  
 2. は議会独自の条例を制定している団体( は議会独自の要綱を制定している団体)である。  
 3. 改正後の改正については、省略している。

出典：総務省調査(平成12年4月1日現在)をベースに追加補足し作成したものある。

## (5) 都道府県におけるパブリック・コメント制度の導入状況

(平成13年3月31日現在)

都道府県	制 定 状 況				備 考
	導入済	導入予定	検討中	導入予定なし	
北海道					平成13年4月
青森県					平成13年4月
岩手県					平成12年4月
宮城県					
秋田県					導入時期未定
山形県					導入時期未定
福島県					導入の是非を含め検討中
茨城県					導入を前提に内容を検討中
栃木県					平成13年度中に導入予定
群馬県					平成13年1月
埼玉県					
千葉県					要綱等による全庁統一的な制度ではなく 適宜実施
東京都					情報公開条例をもとに「提案型広報」を実施しているため
神奈川県					平成13年4月
新潟県					平成12年4月
富山県					
石川県					導入の是非を含め検討中
福井県					平成12年4月
山梨県					
長野県					
岐阜県					別の方式(県民協働型県政の推進)で実施しているため
静岡県					
愛知県					平成13年4月
三重県					平成13年4月
滋賀県					平成12年4月
京都府					
大阪府					平成13年4月
兵庫県					要綱等による全庁統一的な制度ではなく 各部署で実施
奈良県					平成13年度中に指針策定
和歌山県					
鳥取県					要綱等による全庁統一的な制度ではなく 県民室主導で各課に照会し実施
島根県					平成13年度から検討開始
岡山県					平成13年度から検討開始
広島県					
山口県					要綱等による制度化ではなく、個別の事案 によってパブリック・コメント手法を実施済み
徳島県					
香川県					
愛媛県					平成13年4月
高知県					住民参加の方式による政策づくりについては、その手法について検討を行っているが、県としての統一的な制度化までは今のところ考えてない
福岡県					平成12年4月
佐賀県					
長崎県					
熊本県					平成13年4月
大分県					平成13年4月導入の是非検討開始
宮崎県				未定	
鹿児島県					平成13年度から検討開始
沖縄県					

注) 導入済の印は要綱等ではなく別の類似手続きで実施している場合である。

出典 : 総務省調査(平成12年3月31日現在)をベースに追加補足し作成したものである。

## (6) 都道府県におけるパソコンの導入状況

都道府県名	一般行政関係 職員数 (人)	パーソナル・コンピュータ 設置総台数 (台)	割合 (台/人)
北海道	18,198	15,718	0.86
青森県	5,760	5,322	0.92
岩手県	5,182	6,708	1.29
宮城県	5,643	5,926	1.05
秋田県	4,753	7,618	1.60
山形県	4,929	3,371	0.68
福島県	6,491	4,177	0.64
茨城県	6,267	4,712	0.75
栃木県	5,334	5,009	0.94
群馬県	5,004	6,712	1.34
埼玉県	8,785	9,679	1.10
千葉県	8,886	5,764	0.65
東京都	27,606	21,168	0.77
神奈川県	10,437	7,397	0.71
新潟県	7,430	5,502	0.74
富山県	4,435	4,620	1.04
石川県	4,134	2,206	0.53
福井県	3,588	2,632	0.73
山梨県	3,685	5,981	1.62
長野県	6,354	3,602	0.57
岐阜県	5,291	5,749	1.09
静岡県	6,757	6,045	0.89
愛知県	11,336	4,953	0.44
三重県	5,153	5,159	1.00
滋賀県	3,774	3,614	0.96
京都府	5,160	6,167	1.20
大阪府	11,034	7,092	0.64
兵庫県	9,279	11,099	1.20
奈良県	3,799	2,976	0.78
和歌山県	4,206	3,911	0.93
鳥取県	3,368	2,858	0.85
島根県	4,179	5,937	1.42
岡山県	5,166	5,043	0.98
広島県	6,336	5,149	0.81
山口県	4,886	4,154	0.85
徳島県	3,826	3,496	0.91
香川県	3,545	3,930	1.11
愛媛県	4,595	2,045	0.45
高知県	4,465	3,956	0.89
福岡県	8,977	4,697	0.52
佐賀県	3,681	1,992	0.54
長崎県	5,153	5,105	0.99
熊本県	5,318	4,710	0.89
大分県	4,720	4,282	0.91
宮崎県	4,410	4,562	1.03
鹿児島県	6,662	5,298	0.80
沖縄県	4,706	5,988	1.27
合計	302,683	263,791	0.87

出典：1. 一般行政関係職員数は平成12年4月1日定員管理調査結果による。  
2. パーソナル・コンピュータ(モバイルパソコン・ネットワークコンピュータを除く)の  
設置総台数は「地方自治コンピュータ総覧(平成12年4月1日現在)」による。

(7) 都道府県における課税自主権の主な検討状況

都道府県名	検討内容	名称	備考
北海道	・21世紀の北海道の特性・優位性を活かした地域づくりに資する「北海道らしい地方税のあり方」の検討	・産業廃棄物処理税 ・炭素税	検討中
青森県		・NPO法人に対する優遇税制	10年12月施行
宮城県	・新税(独自税)、超過課税優遇税制等幅広く、導入の可能性を含め研究	・NPO法人に対する優遇税制	6月議会にて成立(公布の日から施行)
東京都	・地方税の改善 ・国と地方の税源配分 ・これらに関連する租税制度の改善	・法人事業税の外形標準課税 ・自動車税のグリーン化 ・環境関連法定外税 大型ディーゼル車高速道路利用税 ホテル利用税 産業廃棄物税 パチンコ税	12年4月からの事業年度に課税 12年度から実施(13年度からはガソリン車10年超車に超過課税) 検討中
神奈川県	・県独自の税源充実 ・大都市圏自治体にふさわしい地方税財政制度のあり方	・生活環境税制(アメニティ税制、水源環境税) ・自動車税超過課税(自動車グリーン化) ・臨時特例企業税	検討中 検討中 総務大臣の同意あり(早期に条例の公布予定)
山梨県	・富士スバルライン対策としての利用税導入の可能性の検討	・富士スバルラインの通行に対する税(仮称)	検討中
三重県	・法定外目的税の検討の中での産業廃棄物に係る税の検討	・産業廃棄物税	6月議会にて成立(総務大臣と協議中)
滋賀県	・新たな行財政需要等の財源のための法定外税の導入可能性について	・プレジャーボートに対する課税 ・水源涵養税に対する課税 ・バリアフリーについての課税	検討中
大阪府	・超過課税の活用 ・法定外目的税の創設等	・銀行に対する外形標準課税 ・法人府民税の均等割 ・自動車のグリーン化 ・創業・産業集積促進税制	条例施行日(H12.6.9)後に開始する事業年度から適用 13年4月施行 国の地方税制改正による 13年4月施行
鳥取県	・税財源の中・長期的な充実確保策、現行税制の中で現実的な取組むる方策	・NPO法人に対する優遇税制 ・産業廃棄物処理税(仮称)	6月議会にて成立(公布の日から施行) 検討中
岡山県	・環境税のあり方、NPO法人にする税制上の優遇措置等の検討	・廃棄物処理税(仮称) ・自動車のグリーン化 ・NPO法人に対する優遇税制	検討中 国の地方税制改正による 13年4月施行
高知県	・新たな税制の検討 ・既存税制の見直し ・国・地方の税財源配分の見直し	・水源税(仮称) ・NPO法人に対する支援措置	検討中
福岡県	・政策課題解決のための独自の税制、国・地方の税財源配分の見直しなど現行税体系の改革に関する研究	・産業廃棄物税 ・自動車のグリーン化	検討中 国の動向を見極めながら検討

出典：総務省調査(「地方における環境関連税制のあり方に関する研究会」)をベースに追加補足し作成(平成13年5月31日現在)したものである。

## 5. 総合計画（ビジョン）

### ・都道府県における総合計画の策定状況

団体名	計画名	キャッチフレーズ	策定年月	計画期間
北海道	第3次北海道長期総合計画	確かな未来へ - 21世紀の私たちのふるさと	平9.12	平10年度 - 平19年度(10)
	第6期北海道総合開発計画(*)	明日の日本をつくる北海道	平10.4	平10年度 - 概ね平19年度(10)
青森県	新青森県長期総合プラン	おこそあおもりの風 - 「自然」と生きる・「福祉」を興す・「文化」を耕す・「地域」輝く青森県 -	平9.2	平9年度 - 平18年度(10)
岩手県	岩手県総合計画「新しい岩手・21世紀へのシナリオ」	みんなで創る「夢県土いわて」	平11.8	平11年度 - 平22年度(12)
宮城県	宮城県総合計画	新世紀 豊かさ実感みやぎ - 真に豊かな、安心とゆとりの地域づくり -	平12.3	平12年度 - 平22年度(11)
秋田県	あきた21総合計画	時と豊かに暮らす秋田	平12.2	平12年度 - 平22年度(11)
山形県	山形県新総合発展計画	人はばたく ゆとり都 山形	平7.2	平7年度 - 平17年度(概ね10)
福島県	福島県新長期総合計画「うつくしま21」	地球時代にはばたくネットワ - ク社会 ~ ともにつくる美しいふくしま	平12.12	平13年度 - 平22年度(10)
茨城県	茨城県長期総合計画(改定)	新しいゆたかさ、かがやく未来、愛されるいばらきをめざして	平12.12	平13年度 - 平17年度(5)
栃木県	とちぎ21世紀プラン 栃木県総合計画	活力と美しさに満ちた郷土”とちぎ”	平13.3	平13年度 - 平17年度(5)
群馬県	21世紀のプラン	子や孫の世代を見据えて	平13.3	平13年度 -
埼玉県	埼玉県長期ビジョン	環境優先、生活重視、21世紀の豊かな彩の国づくり	平9.2	目標年次平22
千葉県	新世紀ちば5か年計画	みんなでつくる未来のちば	平12.11	平13年度 - 平17年度(5)
東京都	東京構想2000	千客万来の世界都市をめざして	平12.12	平13年度 - 平27年度頃(概ね15)
神奈川県	改訂・かながわ新総合計画21	「活力ある神奈川、心豊かなふるさと」の創造	平12.2	平9年度 - 平27年度(19)
新潟県	新潟県長期総合計画	21世紀最初の10年計画 新潟・新しい波	平13.2	平13年度 - 平22年度(10)
富山県	富山県民新世紀計画	水と緑といのちが輝く 元気とやま	平13.4	平13年度 - 平22年度(10)
石川県	石川県新長期構想	世界に開かれた文化のくにづくり構想 - 個性、交流、安心のふるさとづくり -	平8.9	平8年度 - 平22年度(15)
福井県	福井県新長期構想「福井21世紀ビジョン」	美しくたくましい福井を	平9.12	平10年度 - 平22年度(13)
山梨県	山梨幸住県計画	環境首都をめざして	平6.2	平6年度 - 21世紀初頭
長野県	第二次長野県中期総合計画	みんなのために 未来のために	平12.2	平12年度 - 平16年度(5)
岐阜県	県政の指針	「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を目指して	平11.3	平11年度 - 平15年度(5)
静岡県	静岡県新世紀創造計画	未来への挑戦 あふれる活力 輝く静岡	平7.12	平7年度 - 平16年度(10)
愛知県	新世紀へ飛躍～愛知2010計画	人と地域の個性が輝き、交流・創造の拠点となる愛知	平10.3	平10年度 - 平22年度(13)
三重県	新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」	開かれた三重を共につくる	平9.11	平9年度 - 平22年度(14)
滋賀県	滋賀県長期構想「新・湖国ストーリー2010」	ひと・くらし・自然～滋賀らしく～	平9.2	平9年度 - 平22年度(14)
京都府	新京都府総合計画	むすびあい、ともにひらく新世紀・京都	平12.12	平13年度 - 平22年度(10)
大阪府	大阪の再生・元気倍増プラン～大阪21世紀の総合計画	大阪の再生・元気倍増	平12.12	平12年度 - 平22年度(概ね10)
兵庫県	21世紀兵庫長期ビジョン	美しい兵庫21	平13.2	平13年度 - 平22年度～平27年度想定年次
奈良県	奈良県新総合計画	世界に光る奈良県づくり	平7.3	平8年度 - 平17年度(10)
和歌山県	和歌山県長期総合計画「わかやま21世紀計画」	ゆとりと充実 輝く和歌山新時代	平10.2	平9年度 - 平22年度(14)
鳥取県	鳥取県21世紀ビジョン	つくろう鳥取新風土記	平12.4	平13年度 - 平22年度(10)
島根県	島根県長期計画	豊かで躍動する島根をめざして	平5.12	平6年度 - 平22年度(17)
岡山県	岡山県長期ビジョン	快適生活県おかやまをめざして	平10.3	平10年度 - 平22年度(13)
広島県	ひろしま・新たな躍進へのプログラム	多彩な豊かさ活力の創造 - 日本で一番住みやすい生活県を目指して -	平7.3	平7年度 - 平17年度(11年)
山口県	やまぐち未来デザイン21	21世紀に自活できるたくましい山口県の創造	平10.2	平10年度 - 平22年度(13)
徳島県	徳島県新長期計画	いのち輝く世界の郷とくしま	平9.3	平9年度 - 平18年度(10)
香川県	香川県新世紀基本構想	みどりうるおい・にぎわい創造プラン	平12.6	平13年度 - 平22年度(10)
愛媛県	第五次愛媛県長期計画「新しい愛媛づくり指針」	共に創ろう誇れる愛媛	平12.3	平12年度 - 平22年度(10)
高知県	(空白である)			
福岡県	ふくおか新世紀計画	アジアの、福岡あたりが面白い。Fukuoka,Asia	平9.11	平9年度 - 概ね平22年度(14)
佐賀県	佐賀県総合計画	夢・輝く「人材」有「県生活」悠「県」のさがづくり	平12.12	平13年度 - 平22年度(10)
長崎県	長崎県長期総合計画	21世紀への羅針盤	平12.8	平13年度 - 平22年度(10)
熊本県	熊本県総合計画 パートナースhip21くまもと	パートナーシップ21くまもと	平12.6	平12年度 - 平22年度(11)
大分県	おおいた新世紀創造計画	“21世紀の生活優県”をめざして	平11.12	平11年度 - 平22年度(12)
宮崎県	第五次宮崎県総合長期計画	人と地域が輝く豊かなみやざき新時代 - さらになる挑戦と参画	平13.2	平13年度 - 平22年度(10)
鹿児島県	21世紀新かごしま総合計画	共生ネットワークで築く 心豊かで活力あふれる「かごしま」	平13.1	平13年度 - 平22年度(10)
沖縄県	第3次沖縄振興開発計画(*)	平和で活力に満ち潤いのある沖縄県の実現	平4.9	平4年度 - 平13年度(10)

(注) 1. 計画期間の( )内の数値は計画年数

2. 第6期北海道総合開発計画及び第3次沖縄振興開発計画(\*)は、それぞれ特別の法律(北海道開発法、沖縄振興開発特別措置法)に基づく計画である

出典：全国知事会研究室調べ(平成13年5月31日現在)による

## 6. 地方分権推進の主な経緯

年月日	政府等	年月日	地方六団体
平成2年4月18日	臨時行政改革推進審議会(第二次行革審)最終答申 ・地方分権の推進		
10月31日	臨時行政改革推進審議会(第三次行革審)発足		
平成4年12月8日	「地方分権特例制度について」閣議決定		
平成5年6月3日	「地方分権の推進に関する決議」(衆議院)		
6月4日	「地方分権の推進に関する決議」(参議院)		
10月27日	第三次行革審最終答申 ・抜本的な地方分権の必要性、地方分権に関する立法化等の推進等	平成5年11月8日	地方分権推進委員会発足(委員長:高原須美子)
		平成6年3月	「地方分権参考資料」発行
		9月16日	地方分権推進委員会「地方分権推進要綱」を取りまとめ
		9月26日	地方自治法第263条の3第2項に基づき、国会と内閣に対する意見具申(「地方分権の推進に関する意見書」)を実施
平成6年11月22日	地方分権の推進に関する答申(第24次地方制度調査会)		
12月25日	地方分権の推進に関する大綱方針(閣議決定) ・地方分権推進計画の策定、地方分権推進委員会の設置等	平成7年4月10日	地方分権を推進するための法律の早期制定に関する緊急要望(地方自治確立対策協議会)
平成7年5月15日	地方分権推進法成立		
5月19日	地方分権推進法公布		
7月3日	地方分権推進法施行		
同日	地方分権推進委員会発足	7月28日	地方分権推進委員会ヒアリングにて発言(総論。全国知事会、全国市長会、全国町村会)
		8月	「地方分権参考資料」発行
		8月10日	地方分権推進本部設置
		10月～	地方分権推進委員会ヒアリングにて発言
		平成8年2月	(各部会の分野別課題等。全国知事会、全国市長会、全国町村会)
平成8年3月29日	地方分権推進委員会中間報告	3月29日	会長談話(地方分権推進委員会中間報告について)
		7月29日	地方分権推進委員会ヒアリングにて発言(国庫補助負担金、税財源、中間報告に対する意見等。全国知事会、全国市長会、全国町村会)
		10月30日	地方分権推進委員会ヒアリングにて発言(機関委任事務廃止に伴う事務の整理、国の関与に関する意見等。全国知事会、全国市長会、全国町村会)
12月20日	地方分権推進委員会第1次勧告 ・機関委任事務制度の廃止、国と地方公共団体の関係ルール、権限移譲等	12月20日	会長談話(地方分権推進委員会第1次勧告について)

年 月 日	政 府 等	年 月 日	地 方 六 団 体
平成8年12月20日	地方分権推進委員会国庫補助負担金・税財源に関する中間とりまとめ ・国と地方の財政関係の基本的な見直しの方向	平成9年2月	地方分権推進委員会ヒアリングにて発言(第1次勧告、必置規制、地方事務官、地方議会などについて。六団体すべて)
平成9年7月8日	地方分権推進委員会第2次勧告 ・事務区分、国地方関係調整ルール、必置規制、都道府県と市町村の関係、行政体制の整備、補助金・税財源等	7月8日	会長談話(地方分権推進委員会第2次勧告について)
9月2日	地方分権推進委員会第3次勧告 ・地方事務官、事務区分	9月2日	全国知事会長談話(地方分権推進委員会第3次勧告)
10月9日	地方分権推進委員会第4次勧告 ・係争処理手続、事務区分、国の関与、権限移譲等	10月9日	会長談話(地方分権推進委員会第4次勧告について)
12月24日	機関委任事務制度の廃止後における地方公共団体の事務のあり方等についての大綱	12月	「地方分権参考資料」発行
平成10年5月29日	地方分権推進計画(閣議決定)	平成10年3月	全国知事会パンフレット「ホップ・ステップ・ジャンプ地方分権」作成
11月19日	地方分権推進委員会第5次勧告 ・公共事業の見直し等	4月6日	地方分権推進委員会ヒアリングにて発言(事務、権限の移譲等について。全国知事会、全国市長会、全国町村会)
平成11年3月26日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案(地方分権一括法案)(閣議決定)	5月29日	会長談話(地方分権推進計画について)
同 日	第2次地方分権推進計画(閣議決定)	11月19日	会長談話(地方分権推進委員会第5次勧告について)
3月29日	地方分権一括法案国会提出	平成11年3月26日	会長談話(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案について)
7月8日	地方分権一括法成立	同 日	会長談話(第2次地方分権推進計画について)
7月16日	地方分権一括法公布	7月1日	地方分権推進本部ホームページ「分権ネット」開設
		7月8日	会長談話(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の成立について)
		10月15日	地方分権推進本部「分権対応条例・規則の手引」を作成、配付
		12月21日	地方分権推進体制の維持に関する緊急要望(全国知事会)
		平成12年1月19日	地方分権推進本部「地方公共団体の手数料の標準に関する政令案関係資料」及び積算根拠資料を作成、配付
		1月24日	地方六団体・自治総合センター共催で「地方分権推進フォーラム2000」開催
		2月14日	地方分権推進体制の維持に関する緊急要望(地方自治確立対策協議会)



年 月 日	政 府 等	年 月 日	地 方 六 団 体
		平成12年3月	地方分権推進本部パンフレット「スタート! 地方分権」作成
		同 月	地方分権推進委員会ヒアリングにて発言 (地方税財源の充実確保について。全国知事会、全国市長会、全国町村会)
		3月31日	会長談話(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行について)
平成12年 4月 1日	地方分権一括法施行(原則)		
5月12日	地方分権推進法の一部を改正する法律成立 ・有効期間の1年延長等	5月12日	会長談話(地方分権推進法の期限の延長について)
5月19日	地方分権推進法の一部を改正する法律公布 及び施行		
8月 8日	地方分権推進委員会意見 ・国庫補助負担金整理合理化、地方税財源 充実確保、条例・規則への委任 等	8月 8日	会長談話(地方分権推進委員会の意見 について)
		9月22日	地方分権推進本部「地方分権時代の条例 研究会」第1回を開催(以後おおむね 2ヶ月に1回ずつ開催)
11月27日	地方分権推進委員会意見 ・市町村合併の推進について	10~11月	地方分権推進委員会ヒアリングにて発言 (市町村合併の推進について。全国市長 会、全国町村会、全国町村議会議長会)
		平成13年5月16日	地方分権推進体制の維持に関する緊急 要望(地方自治確立対策協議会)
平成13年6月14日	地方分権推進委員会最終報告 ・第1次分権改革の完全実施を求めて - そ の後の監視活動の結果報告と要請 - ・第2次分権改革の始動に向けて - 地方税 財源充実確保方策についての提言 - 等	6月14日	会長談話(地方分権推進委員会の最終 報告について)
6月29日	内閣府本府組織令の一部を改正する政令 (閣議決定)	6月29日	会長談話(地方分権改革推進会議の設置 について)
同 日	地方分権改革推進会議令(閣議決定)		
7月 2日	地方分権推進委員会解散(地方分権推進法 失効による期間終了)		
7月 3日	内閣府本府組織令の一部を改正する政令 公布及び施行		
同 日	地方分権改革推進会議令公布及び施行		
同 日	地方分権改革推進会議発足		

出典：地方分権推進本部(地方六団体構成)調べによる。

---

# 地方分権下の都道府県の役割

---

平成 13 年 7 月

発行 全国知事会  
(財)都道府県会館

全国知事会研究室 TEL (03) 5212-9136  
東京都千代田区平河町2の6の3 都道府県会館6F

---

印刷 共立速記印刷(株)

全 国 知 事 会  
(財)都道府県会館